

「外国人住民に係る住民登録業務のあり方
に関する調査研究」

中間報告Ⅱ

平成21年11月30日

本調査研究と中間報告Ⅱの位置づけ

本調査研究は、総務省が株式会社大和総研ビジネス・イノベーションに委託したものである。

本調査研究は、本改正が各市町村の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容や窓口事務の見直し等についてとりまとめるものであり、本書は、中間報告Ⅰの後に実施した市町村に対するアンケート調査やヒアリング調査の結果を報告するとともに、それらを通じて、中間報告Ⅰで想定した類型等の検証・分析等を行い、その結果に基づいて整理した各市町村の実情を踏まえた移行プロセスの検討内容について、現段階の情報を中間報告としてとりまとめたものである。今後、中間報告Ⅰ及び本書に関する各方面からの意見や各市町村との議論を踏まえ、本調査研究における検討を深め、最終報告書としてとりまとめていく予定である。

各市町村におかれては、本書に記載されている類型ごとの移行に係る検討をご覧いただき、システムの運用や保守を契約している業者やその他のベンダから情報収集の上、移行作業の準備・計画を進めていただければと考えているものである。本書が、各市町村の移行作業の参考としてご活用いただければ幸いである。

平成 21 年 11 月 30 日

【注意事項】

今後公布される政令、省令、告示及び事務処理要領等の検討内容によっては、本書に記述していない取扱いが新たに決まる可能性や、本書に記述している取扱いに変更が生じる可能性があり、それにより追加的なシステム改修検討が必要になる場合もありうるので、留意願いたい。

| | | |
|----------|------------------------------|-----------|
| 1 | 本報告の趣旨 | 1 |
| (1) | 調査研究の趣旨 | 1 |
| (2) | 中間報告IIの趣旨 | 1 |
| 2 | 市町村アンケートの調査結果と考察 | 3 |
| (1) | アンケート調査の概要 | 3 |
| ア | アンケート調査の内容 | 3 |
| イ | アンケート調査の実施 | 4 |
| (2) | 既存システム等に係るアンケート調査結果と類型の考察 | 5 |
| ア | 中間報告Iで提示した既存システムの類型 | 5 |
| イ | 既存住基システムの改修に係る類型 | 7 |
| ウ | データ移行に係る類型 | 16 |
| エ | 関連システムの改修、移行の際に考慮すべき事項 | 23 |
| オ | 既存住基システム経費 | 26 |
| (3) | 既存住基システムの標準的な改修経費の考察 | 30 |
| ア | 標準的な既存住基システムの改修経費、移行経費の考察 | 30 |
| 3 | 市町村の実情に応じた最適な移行方法等の検討 | 35 |
| (1) | 市町村における移行プロセス全体フロー | 36 |
| (2) | フェーズごとの検討作業 | 37 |
| ア | 現状の確認 | 37 |
| イ | 既存住基システムの改修方法の決定 | 39 |
| ウ | 外国人登録者のデータ移行の方法決定 | 49 |
| エ | 仮住民票の対象となる外国人の抽出 | 54 |
| オ | 仮住民票の作成等 | 55 |
| カ | 住民票の作成 | 59 |
| キ | 住基ネット接続準備 | 62 |
| ク | 住基ネット接続 | 63 |
| (3) | 移行モデルの提示 | 65 |
| ア | 代表的な移行モデルと移行作業概要 | 65 |
| イ | 移行モデルにおける移行作業詳細 | 68 |
| 4 | ヒアリング調査結果等の紹介 | 71 |
| (1) | ヒアリング調査の概要 | 71 |
| ア | ヒアリング調査の内容 | 71 |
| イ | ヒアリング調査の実施 | 71 |
| (2) | ヒアリング調査結果 | 72 |
| ア | 法制度改正の窓口業務への影響 | 72 |
| イ | 総合窓口の取組みと窓口改善モデルへの示唆 | 74 |
| 5 | 戸籍の附票記載事項通知の検討 | 78 |
| 6 | 今後の報告計画 | 79 |

本書で使用する用語を以下に示す。

| 用語 | 説明 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住基法 | 「住民基本台帳法」(昭和 42 年法律第 81 号) を指す。 |
| 住基法改正法 | 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号) を指す。 |
| 入管法 | 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号) を指す。 |
| 入管特例法 | 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号) を指す。 |
| 外登法 | 「外国人登録法」(昭和 27 年法律第 125 号) を指す。 |
| 入管法等改正法 | 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(昭和 21 年政令第 79 号) を指す。 |
| 日本人住民 | 日本国籍を有する住民を指す。 |
| 外国人住民 | 住基法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を指す。 |
| 住基システム | 住民票に記載される事項を記録し、住基法に基づく事務処理を行う市町村のシステムを指す。 |
| 外国人登録システム | 外国人登録原票に記載される事項を記録し、外登法に基づく事務処理を行う市町村のシステム(外国人登録向け専用アプリケーションを含む。外国人登録証明書の調製依頼のため、法務省入国管理局から配備された外国人登録記録入力装置は含まない。)を指す。 |
| 出入国管理システム | 我が国に入国・在留する外国人等の把握に必要な情報を記録し、入管法、入管特例法に基づく事務処理を行う法務省のシステム(市町村とのやりとりに係る部分を含む。)を指す。 |
| 関連システム | 市町村の事務処理のうち、国民健康保険法、介護保険法、児童手当法、地方税法等に基づく各種行政サービス等に係る事務処理を支援する業務システムを指す。 |
| 宛名システム | 各種行政事務の対象者である住民(日本人・外国人)、住登外個人、法人(事業所)等の共通する氏名、住所等の宛名情報を管理するシステムを指す。宛名情報を複数の業務システムで共通利用することにより、各業務で情報を個別に管理した場合の運用上の煩雑さが無くなる。 |
| 住基カード | 住民基本台帳カードを指す。 |
| 住基ネット | 住民基本台帳ネットワークシステムを指す。 |
| LASDEC | 財団法人地方自治情報センターを指す。 |

1 本報告の趣旨

(1) 調査研究の趣旨

2009年7月、第171回国会において、外国人住民を住基法の適用対象に加える住基法改正法及び外登法を廃止する入管法等改正法が成立した。

これにより、各市町村においては、その区域内に居住する外国人住民を把握する制度が変わることになり、住民登録のシステム改修等（既存住基システムの改修、外国人登録システムの廃止等）や、窓口事務の変更（外国人登録事務がなくなり、日本人と同様に、住民基本台帳事務を行うことになる）が必要になってくる。

そこで、各市町村が、法制度改正に伴い必要となるこれらの移行作業を円滑に行うことができるよう、移行作業の内容及び移行方法に係る以下の点について調査研究を行う。

◆既存住基システム改修等に関する調査研究

法制度改正に伴い必要となる住民登録のシステム改修等に関し、改修内容及び検討課題について整理し、市町村の規模や居住する外国人の人数など、市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様書及び標準的な改修経費、移行方法等を提示する。

◆窓口事務の改善に関する調査研究

法制度改正に伴い、日本人及び外国人の住民登録の事務処理の体制や窓口事務全体の見直しが行われることが予想される。そこで、先進事例も参考としつつ、窓口事務の改善に向けたモデルを提示する。

本調査研究の実施期間は、平成21年8月中旬～平成22年1月の約5ヶ月間であり、平成22年1月末までに調査研究報告書として以下を主たる内容として取りまとめる。

◆移行方法検討報告書

法制度改正に伴う市町村の業務・システム移行のパターン等に関する報告

◆標準仕様書

法制度改正に伴う市町村の業務・システムのパターンを考慮した標準的な仕様を記載

◆財政効果試算報告書

法制度改正に伴い見込まれる財政効果の試算結果についての報告

◆窓口事務の改善モデル

法制度改正を踏まえた望ましい窓口環境・行政サービスに関する報告

(2) 中間報告IIの趣旨

中間報告は、平成21年9月下旬に取りまとめた「中間報告I」と平成21年11月下旬に取りまとめる「中間報告II」（本報告）の2つから構成される。中間報告IIの趣旨は以下のとおりである。

(中間報告IIの趣旨)

既存のシステム等に関する全国市町村向けアンケート調査の結果を踏まえて、調査研究当初に想定された既存システム類型等を検証・分析し、その結果に基づいて各市町村の実情に応じた最適な移行方法の検討内容について報告することを意図し、次の内容を報告する。

- ・市町村へのアンケート調査・ヒアリング調査の結果
- ・想定されるシステム類型の検証結果
- ・市町村の実情に応じた最適な移行方法の検討内容（移行パターン、移行スケジュール）

また、中間報告 II では中間報告 I で提示したシステム改修要件やアンケート調査結果を踏まえて、システム改修等の標準的な経費についても提示し、平成 22 年度からシステム改修（システム改修のための調査を含む）を行う市町村が予算措置等で参考とすることを想定している。

なお、本調査研究ではアンケート調査と併せてヒアリング調査を実施することとしているが、外国人登録者数、自治体規模、総合窓口など先進的な取り組み状況、利用システムの態様等を勘案して抽出された 11 の市町村のうち、本報告書作成時点で終了している 6 市町村のヒアリング調査を通じて得られた総合窓口等の取りまとめ内容の一部を紹介する。

2 市町村アンケートの調査結果と考察

(1) アンケート調査の概要

ア アンケート調査の内容

アンケート調査の質問項目は「別冊」のとおりであるが、これらは設定目的に応じて次のとおり分類される。

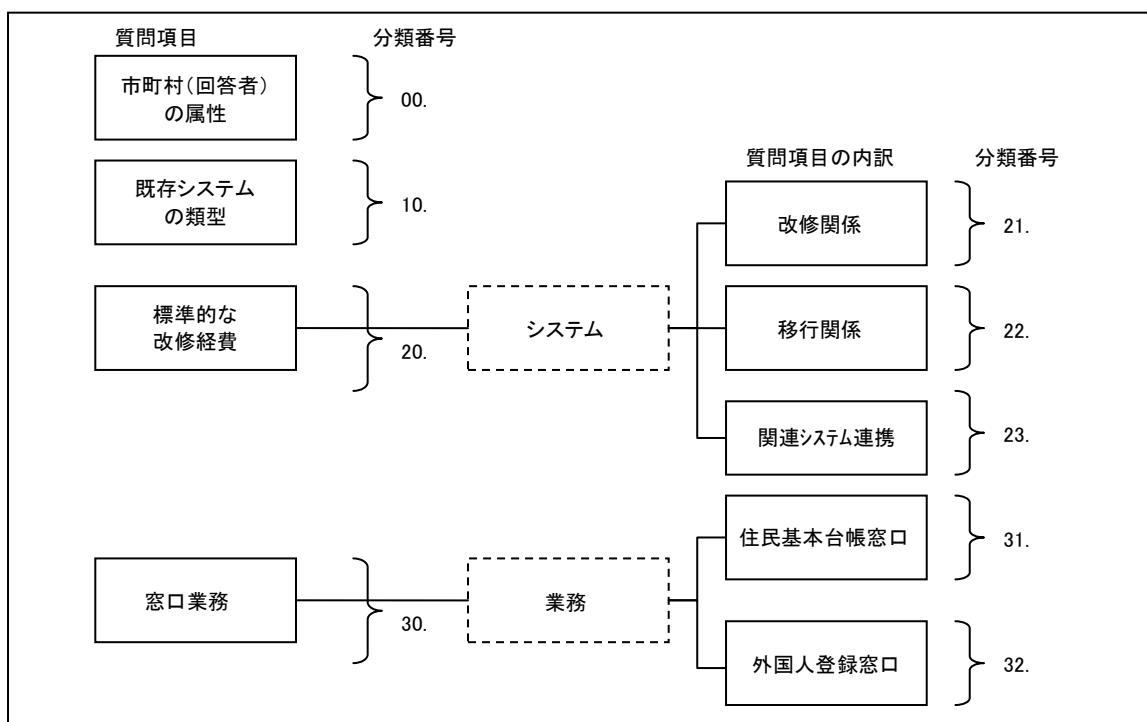


図 2-1 質問項目の分類

「00. 市町村の属性」は、住民基本台帳人口や外国人登録者数等の市町村の基礎的な情報であり、他の質問項目とクロス集計(クロス分析)し、システム類型等を多角的に分析するために必要な質問項目である。

「10. 既存システムの類型」は、市町村の属性や実情等によって、ばらつきが大きいと想定される全国約1,800の市町村の住基システム・外国人登録システムを網羅的に把握し、法制度改正に伴って必要となる業務・システムの対応等を取りまとめるための質問項目である。

「20. 標準的な改修経費」は、市町村が法制度改正に対応したシステム改修を行うため、改修内容やその影響範囲に関するシステムベンダとの検討や改修に必要な予算措置等を行う上で参考となる標準的な改修経費(移行に必要な経費を含む)を検討するための質問項目である。

「30. 窓口業務」は、法制度改正によって外国人住民側、行政側双方にどのような効果があるかを把握し、窓口事務の改善についての検討を行うとともに、法制度改正に伴う財政効果等を試算するための質問項目である。

イ アンケート調査の実施

- 調査方法：Web アンケート
- 対象自治体：1,795 市町村(特別区含む) (2009 年 10 月 5 日現在)
回答の便宜を図るために質問項目を次の①～③に分けた回答(入力)を可能とした。
 - ①住民基本台帳担当課 窓口職員 向け
分類番号 00. 及び 31. の質問項目
 - ②外国人登録担当課 窓口職員 向け
分類番号 32. の質問項目
 - ③情報システム担当課 担当職員 (既存住基システム、外国人登録システム) 向け
分類番号 10. 及び 20. の質問項目
- 実施時期：2009 年 10 月 13 日(火)～10 月 27 日(火)
- アンケート質問項目：「別冊」のとおり。
- 回答率：次のとおり。

| 住民基本台帳担当向け 回答率 | 情報システム担当向け 回答率 | 外国人登録担当向け 回答率 |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 91.7% | 88.0% | 91.2% |

(注) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記

標準偏差：標本の集合について、集合の中心からの平均的なばらつきを指す。値が大きいほどばらつきが大きい。

決定係数(R^2)：標本の集合のばらつきのうち、変数で説明されるばらつきの割合を示す。0 から 1 までの間の値を取る。値が大きいほど変数で説明可能な割合が大きい。

t 値：標本数が 30 以上の時に標本の集合が正規分布に近似されることを利用した検定 (t 検定) において有意性を判断する値。その絶対値が大きいほど有意性が高い。通常 2.0 より大きいかどうかで有意性が判断される。

自然対数(ln)：ネイピア数 e (およそ 2.72) を底とする対数。 $\ln(a) = b$ であるとき、 e の b 乗が a という関係になる。

(2) 既存システム等に係るアンケート調査結果と類型の考察

ア 中間報告Iで提示した既存システムの類型

中間報告 I では、外国人登録システムの有無や既存住基システムの実情によって、システム改修経費やシステム移行等への対応内容や着手時期が異なることに焦点を当てた既存システムの類型設定を行った。

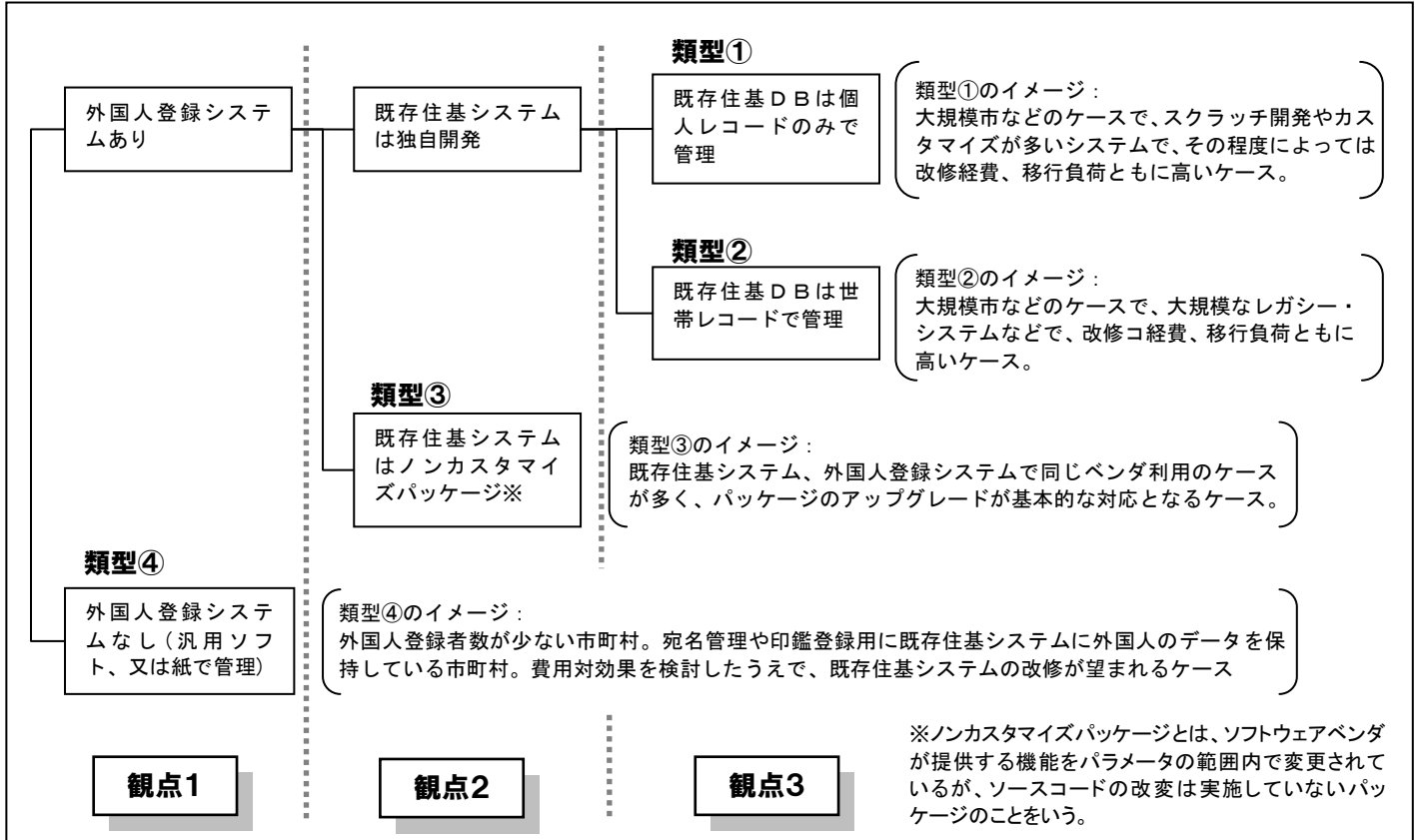


図 2-2 中間報告 I で提示した既存システムの類型

(観点 1) 外国人登録者が多く、既存外国人登録システムがあるか、外国人登録者は少なく、既存外国人登録システムがなく、宛名管理・印鑑登録用に既存住基システムを一部改良して便宜的に利用しているシステム、表計算ソフトなどの汎用ソフトウェア又は紙で管理しているか

中間報告 I では、市町村の外国人登録者数の相違により、外国人登録事務のシステム化の程度が大きく異なり、法制度改正に伴う基本的な対応についても異なると想定した。

この観点は、業務・システム移行に焦点を当てたものである。

(観点 2) 既存住基システムは独自開発(カスタマイズパッケージを含む)か、非カスタマイズパッケージか

中間報告 I では、既存住基システムが非カスタマイズのパッケージを利用しているか、独自開発を行っているかによって、システム改修対応の時間的余裕、並びにシステム改修規模の相違が大きいと想定した。

この観点は、既存住基システムの改修に焦点を当てたものである。

(観点 3) 既存住基システムのデータベースを世帯レコードを用いて管理しているか、個人レコードのみを用いて管理しているか

中間報告 I では、既存住基システムのデータベース構造が世帯レコード管理か、個人レコードのみの管理かによって、既存住基システムのデータベースの追加・見直しを始めとする既存住基システム改修規模やデータ移行負荷が異なると想定した。

また、ノンカスタマイズパッケージは、個人レコードのみの管理でデータベースを保持している前提とし、独自開発を行っている場合のみ、個人レコードのみの管理のデータベース、世帯レコード管理のデータベースといった相違が出ると想定した。

この観点は、既存住基システムの改修に焦点を当てたものである。

(7) 中間報告 I で提示した既存システムの類型に該当する市町村割合

中間報告 I で提示した既存システムの類型に該当する市町村の割合は次のとおりであった。

割合のばらつきはおよそ想定どおりであったが、類型②に該当する市町村数は想定していたよりも数が多い結果となっている。

| (観点 1) 外国人登録システムの有無 | (観点 2) 既存住基システムの導入方式 | (観点 3) 既存住基システムのデータ管理方式 | 中間報告 I で提示した既存システムの類型 | 構成比 |
|------------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| 有 | 独自開発 | 個人レコードのみ | 類型① | 25.3% (394) |
| | | 世帯レコード | 類型② | 18.9% (294) |
| | ノンカスタマイズパッケージ | | 類型③ | 25.9% (403) |
| 無 | | | 類型④ | 30.0% (467) |

(注) 標本数 1,558

図 2-3 既存システムの類型の検証結果

中間報告 I の類型①～④は、既存住基システムの改修に焦点を当てた観点(観点 2、3)と業務・システム移行に焦点を当てた観点(観点 1)を合わせたものであるが、以下で報告する既存住基システム等に係るアンケート調査結果に基づく分析を進めて、類型を「既存システムの改修に係る類型」と「データ移行に係る類型」に分けて検討を行う。

イ 既存住基システムの改修に係る類型

「新電子自治体推進指針」（平成 19 年 3 月 20 日 総務省）においては、「2010 年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」とされているところである。これを受け、現在市町村ではシステムの標準化、BPR (Business Process Reengineering) の推進、契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされていると考えられるが、既存住基システムについてはそのような取組みの進捗の程度により、システム基盤は異なり、それに付随するシステム経費も異なると考えられ、法制度改正に伴って必要となる対応や必要となる改修経費も異なると考えられる。

標準化は一般に、メインフレームなどのオープン化であり、Java や関係データベース (RDB) などの技術導入を意味するが、自治体システムの標準化の進捗は実際にはばらつきがあり、まだ標準化されていない市町村も存在し、そのような市町村で、特に大規模なレガシー・システムなどについては、改修経費、移行負荷ともに高いと想定される。

これらを踏まえ、既存住基システムの改修に係る類型として、中間報告 I で提示した類型に既存住基システムのハードウェアを加味した類型を提示する。

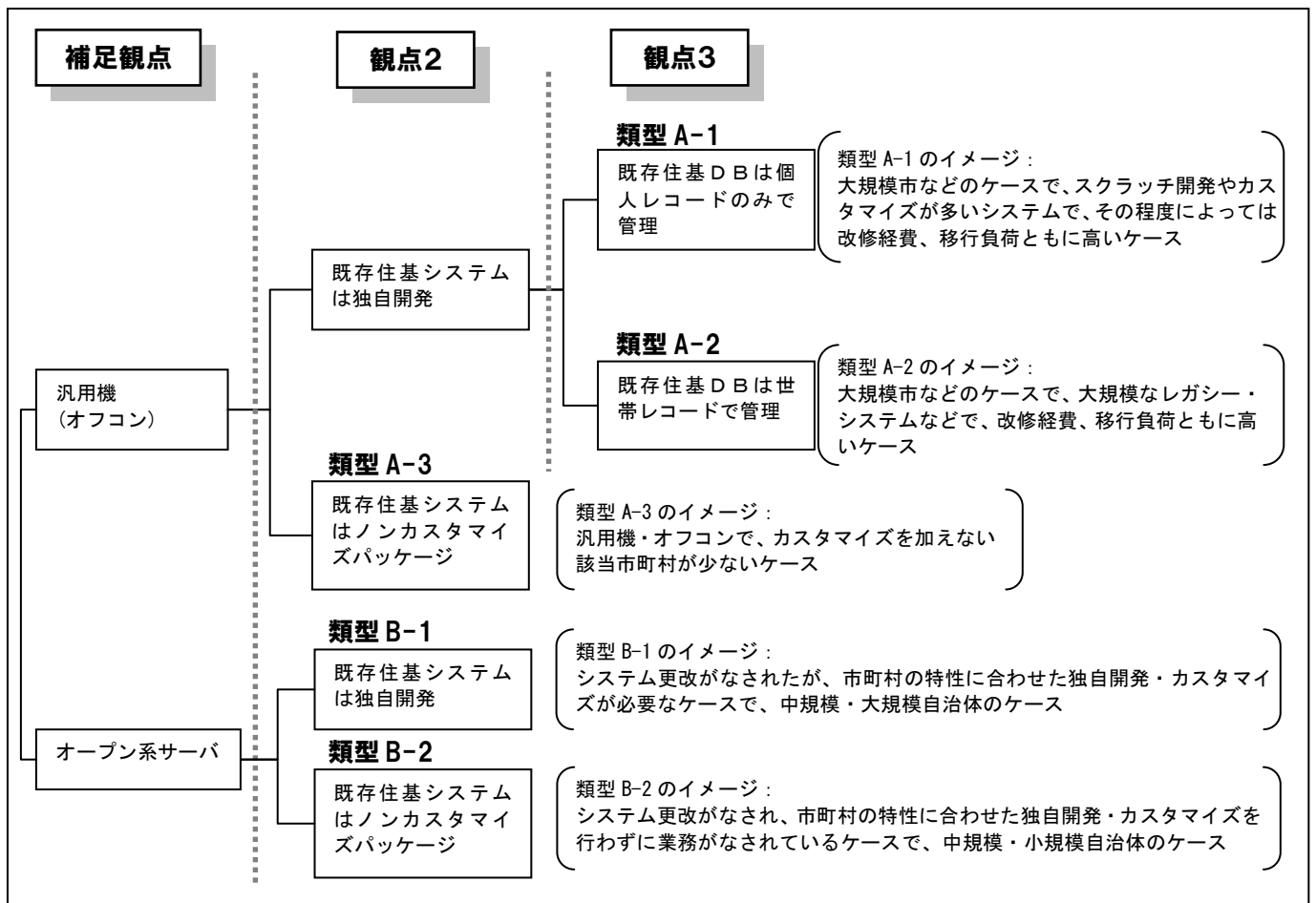


図 2-4 既存住基システムの改修に係る類型

以下で、この既存システムの改修に係る類型に関するアンケート調査結果を確認する。

(7) 既存住基システムの導入方式

住民基本台帳人口（以下、クロス集計の際には「自治体規模」という）が、10万人以下の市町村では57.7%、10万人超の市町村では84.4%が独自開発を行っており、自治体規模が大きくなるほど独自開発の割合が高くなる傾向が見られる。

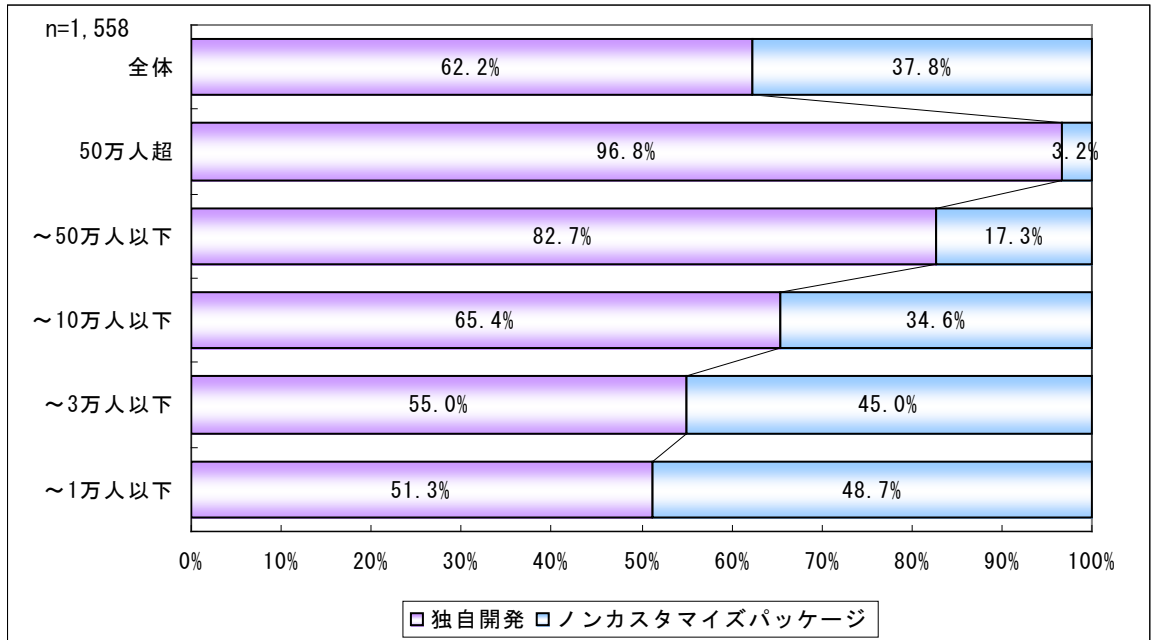


図 2-5 既存住基システムの導入方式と自治体規模

既存住基システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果を見ると、汎用機(オフコンを含む)では、85.6%が独自開発であるのに対し、オープン系サーバでは約半数がノンカスタマイズパッケージの利用となっている。

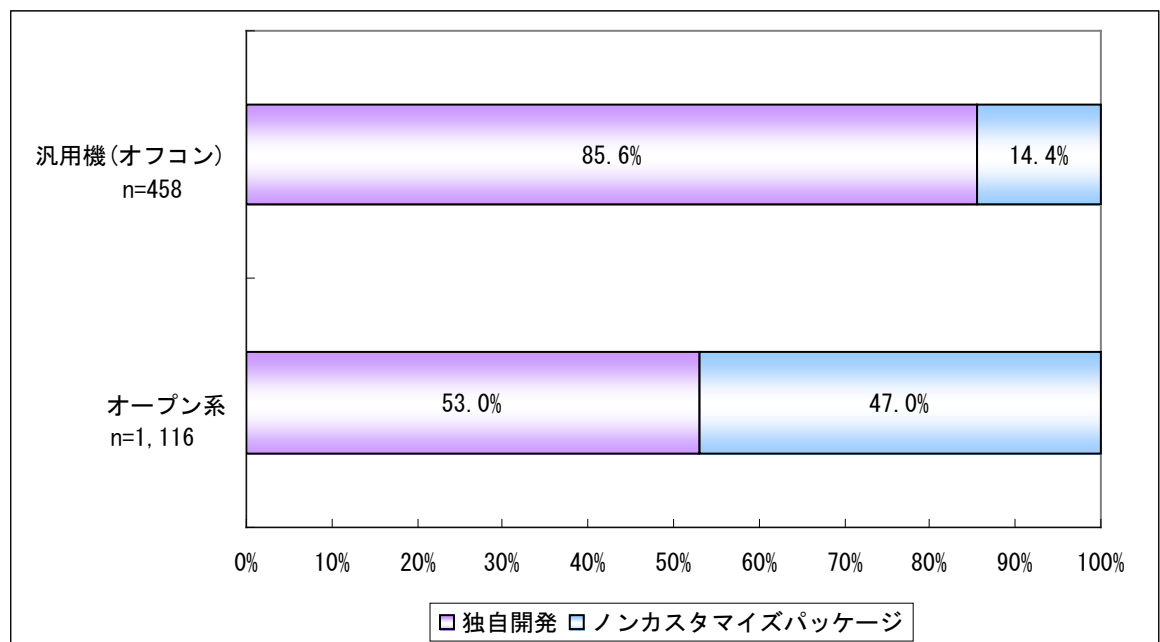


図 2-6 既存住基システムの導入方式とハードウェア

(イ) 既存住基システムのハードウェア

中間報告Ⅰでは、アのとおり既存住基システムの改修に焦点を当てた観点(観点2、3)を提示しているが、補足観点として以下を提示している。

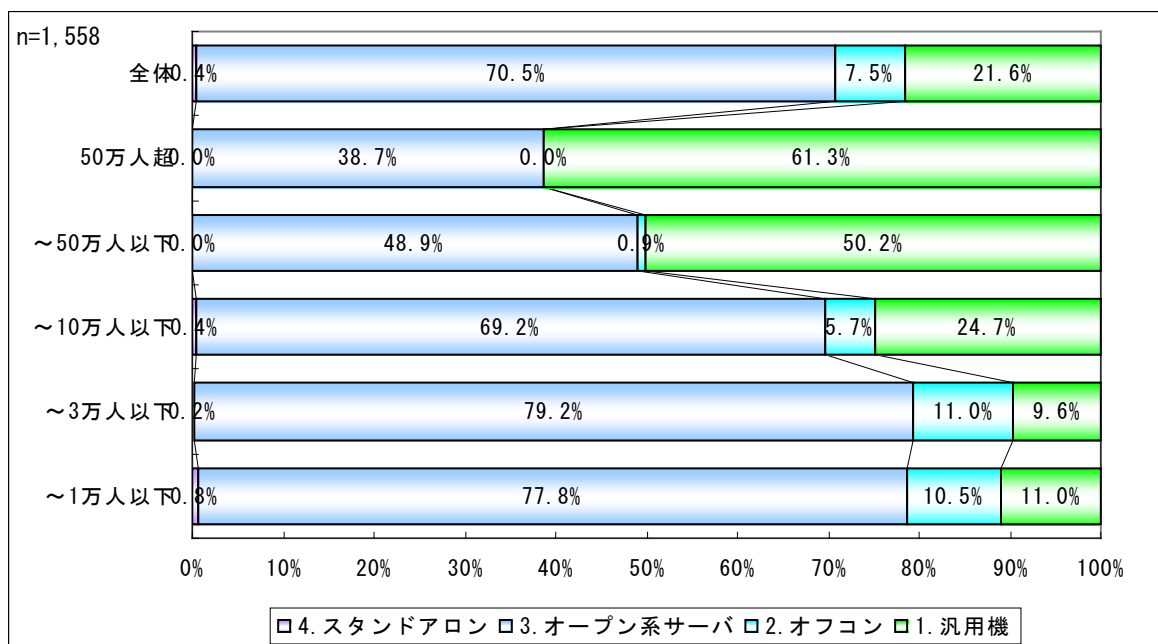
(補足観点) システム基盤が汎用機、オフコン、オープン系サーバ(UNIX、IAサーバ)、スタンドアロンか

観点2、3の他にシステム改修負荷に影響を与える項目として、システムが稼動している基盤(ハードウェア)の分類を加えることも有効であると考えられる。

前述の「新電子自治体推進指針」でも、汎用機やベンダ独自OS(オペレーティングシステム、基本ソフトウェア)を用いたシステムは、システムの運用・保守が長期にわたり、システム経費の硬直化を招きやすいとの指摘があるが、市町村のオープン化の進捗程度により、システム改修経費に差がある可能性がある。

中間報告Ⅰで補足観点として提示した既存住基システムのハードウェアのクロス集計結果は次のとおりである。

10万人以下の市町村ではオープン系サーバの割合が高く約7割に達している。一方で、10万人超の市町村ではオープン系サーバの採用割合が5割未満であった。



(注) アンケートで「オープン系サーバ」とは、UNIX、IAサーバであることとした。

図 2-7 既存住基システムのハードウェアと自治体規模

(ウ) 既存住基システムのシステム導入年(更改年)

既存住基システムのシステム導入年(更改年)を確認すると、1995年以前にシステムを導入又は更改している市町村の約8割が汎用機を利用している一方、近年システム導入又は更改した市町村の多く(約8割)はオープン系サーバであった。

「図 2-7 既存住基システムのハードウェアと自治体規模」の関係と併せて考えると、規模が大きな市町村でシステムのオープン化が遅れる傾向があることが推察される。

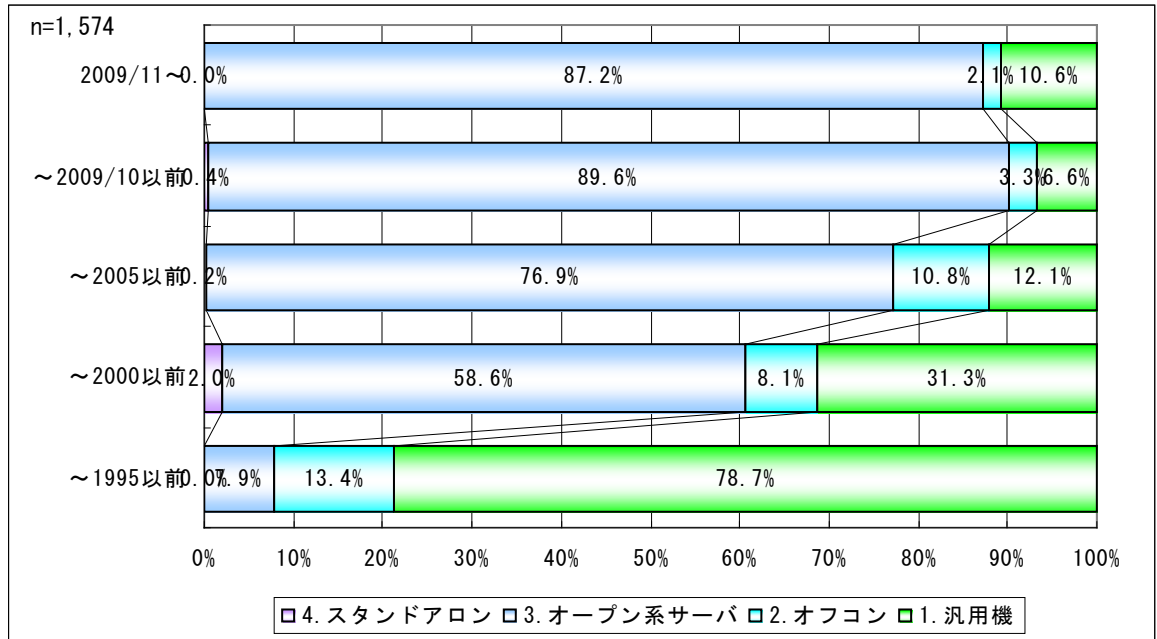


図 2-8 既存住基システムの導入年とハードウェア

また、オープン系サーバの割合は2000年以前で約6割、2005年以前で約8割となっている。1996年から2005年に汎用機からオープン系サーバに切替えた市町村が多かったと推察される。

市町村全体での既存住基システムの導入年の内訳は以下のとおりである。

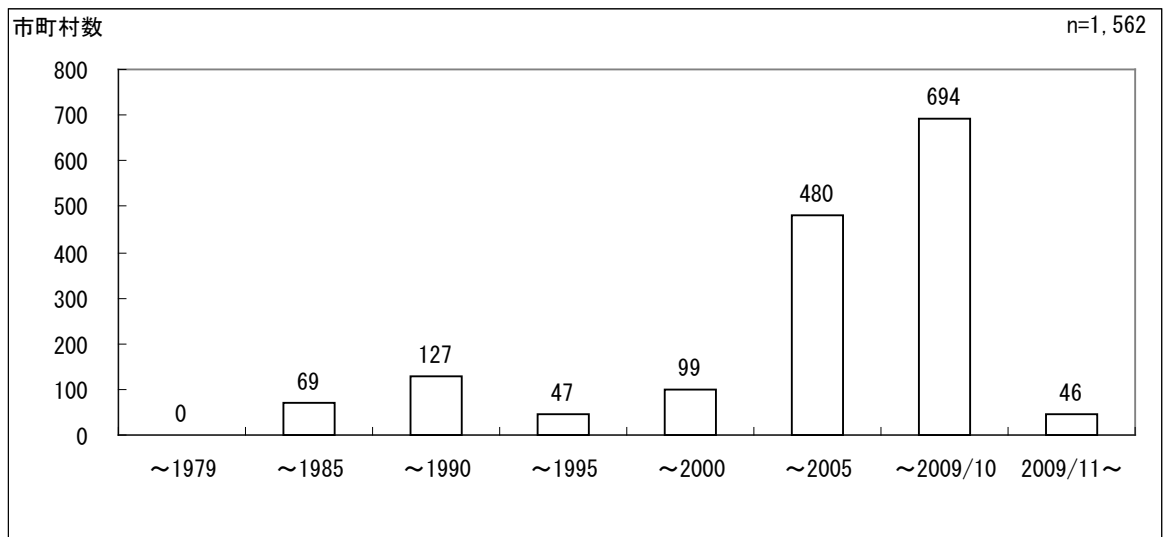


図 2-9 既存住基システムの導入年

(エ) 既存住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)

既存住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)と自治体規模のクロス集計結果を確認すると、個人レコードのみで管理されている市町村は、自治体規模が10万人以下では約6割であるのに対し、50万人超では約3割に過ぎず、自治体規模が大きくなるほど個人レコードのみで管理されている市町村は少なくなる傾向が確認される。

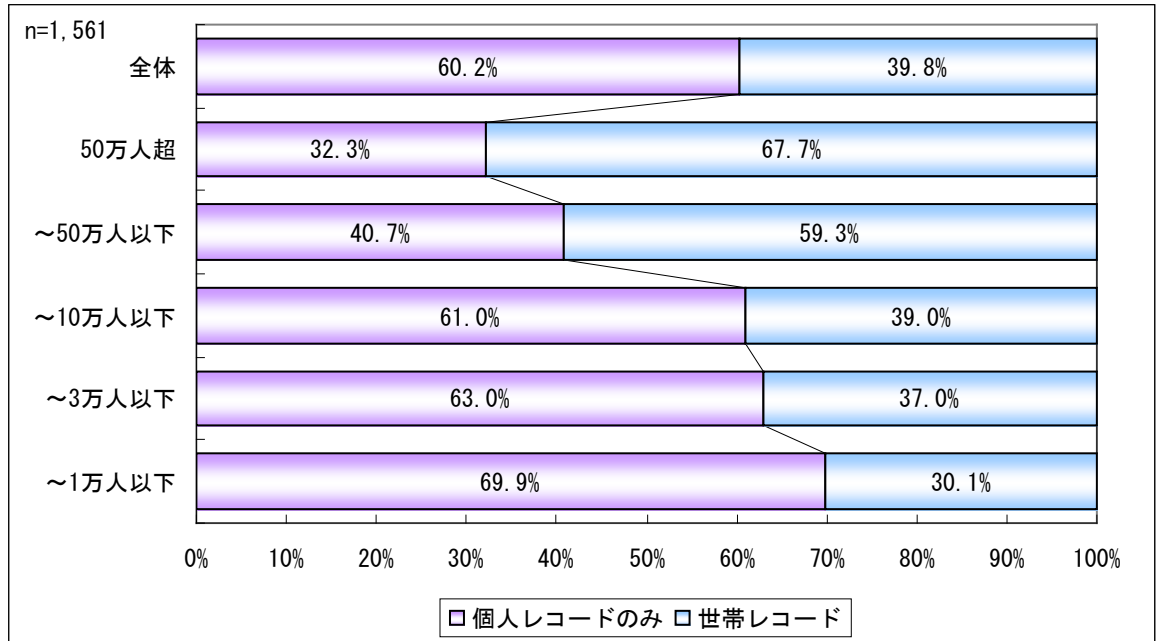


図 2-10 既存住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)と自治体規模

次に、既存住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)とハードウェアのクロス集計結果を見ると、個人レコードのみの割合は、汎用機(オフコンを含む)より、オープン系サーバの方が高い傾向が確認される。

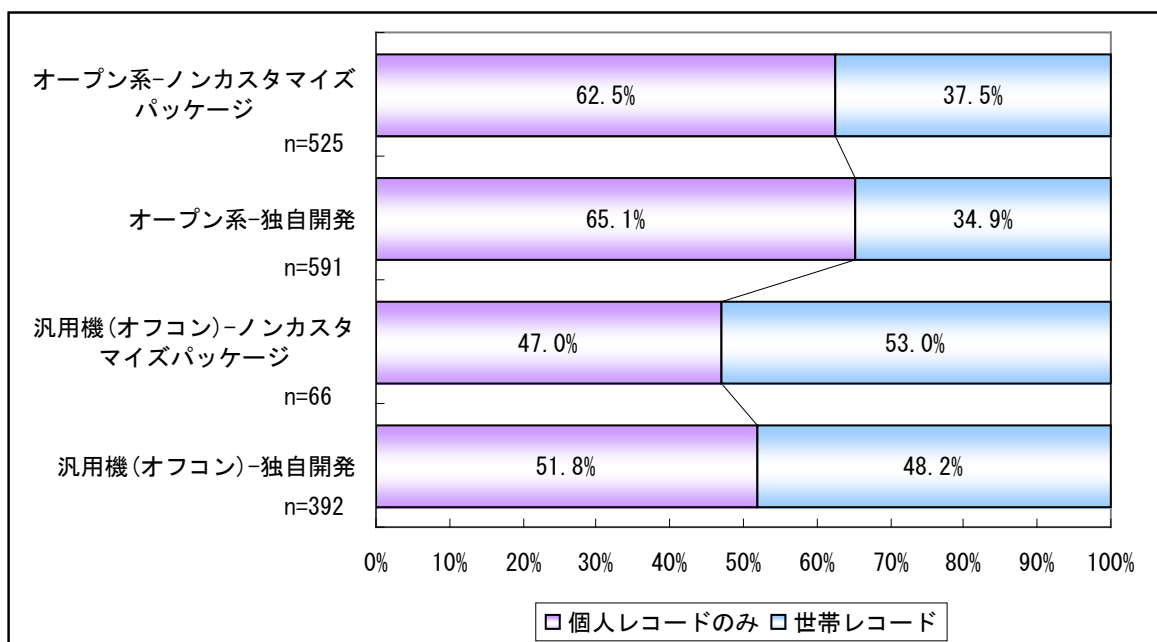


図 2-11 既存住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)とハードウェア

図 2-7、図 2-10 及び図 2-11 の結果から、データ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)については、世帯レコード管理が、汎用機を採用している大規模自治体で多くなる傾向があり、大規模自治体においてシステムのオープン化が遅れる一因となっていることが推察される。

(カ) 既存住基システムとデータベース管理

既存住基システムのデータベース管理についてのアンケート調査結果は、RDBの割合が高く、全体で8割を超えている。

また、RDBであると回答した市町村のうち約8割がオープン系サーバを利用している一方、RDBでないと回答した市町村のうち約8割は汎用機を利用しているとの回答であり、データベース管理とハードウェアに想定された相関関係が見られる。

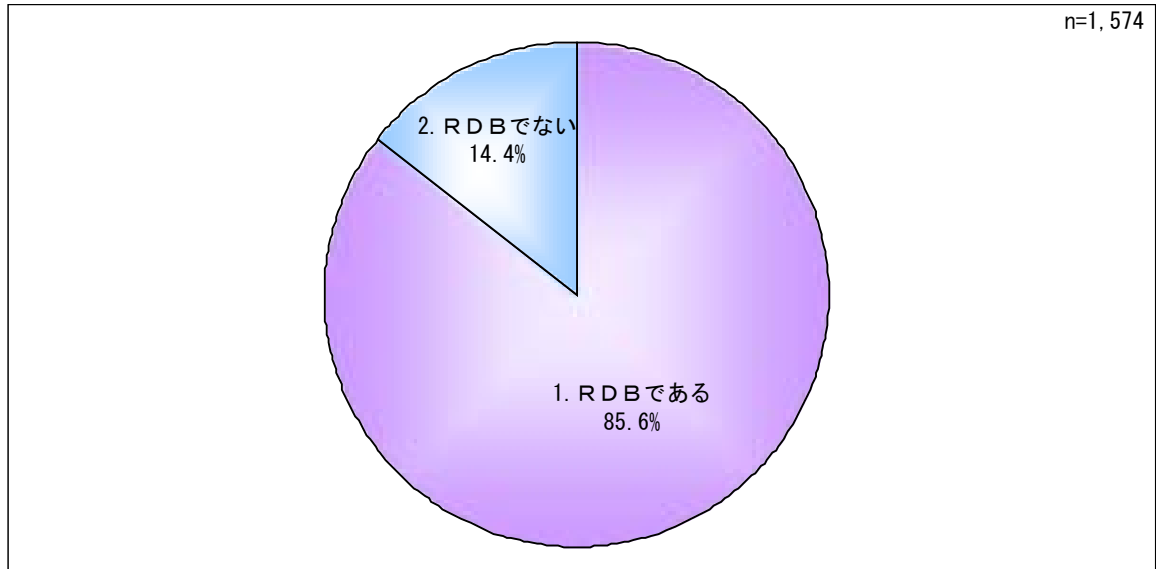


図 2-12 既存住基システムのデータベース管理

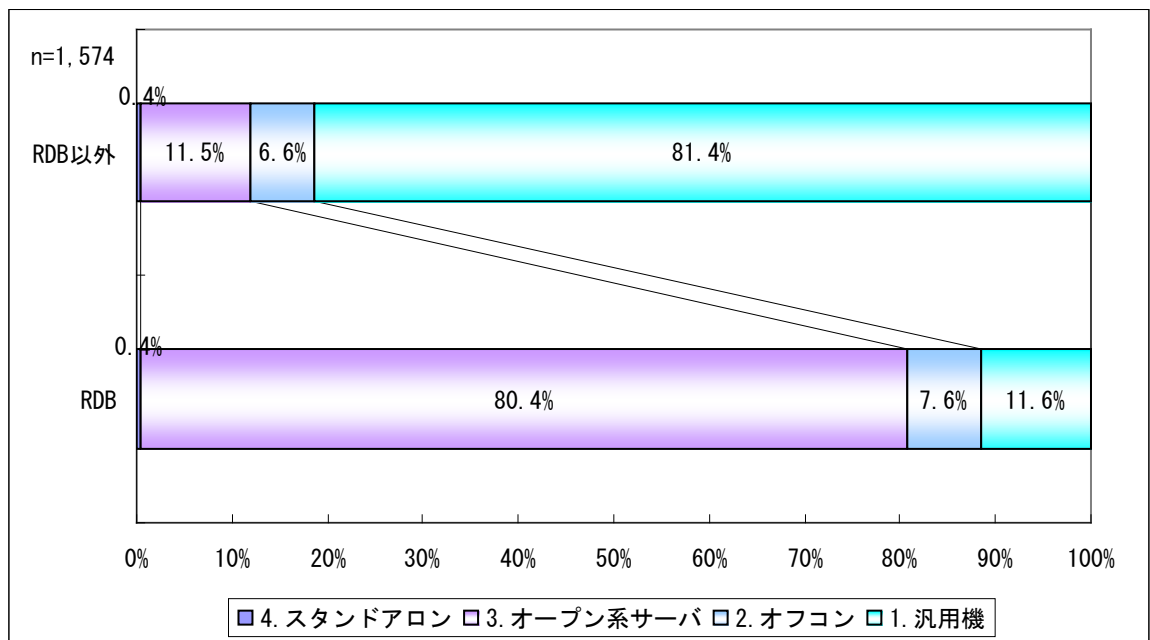


図 2-13 既存住基システムのデータベース管理とハードウェア

(カ) 既存住基システムのシステム導入年とデータ管理(個人記録のみ・世帯記録)

次に既存住基システムのシステム導入年(更改年)とデータ管理(個人記録のみ・世帯記録)についてクロス集計した結果は以下のとおりであった。

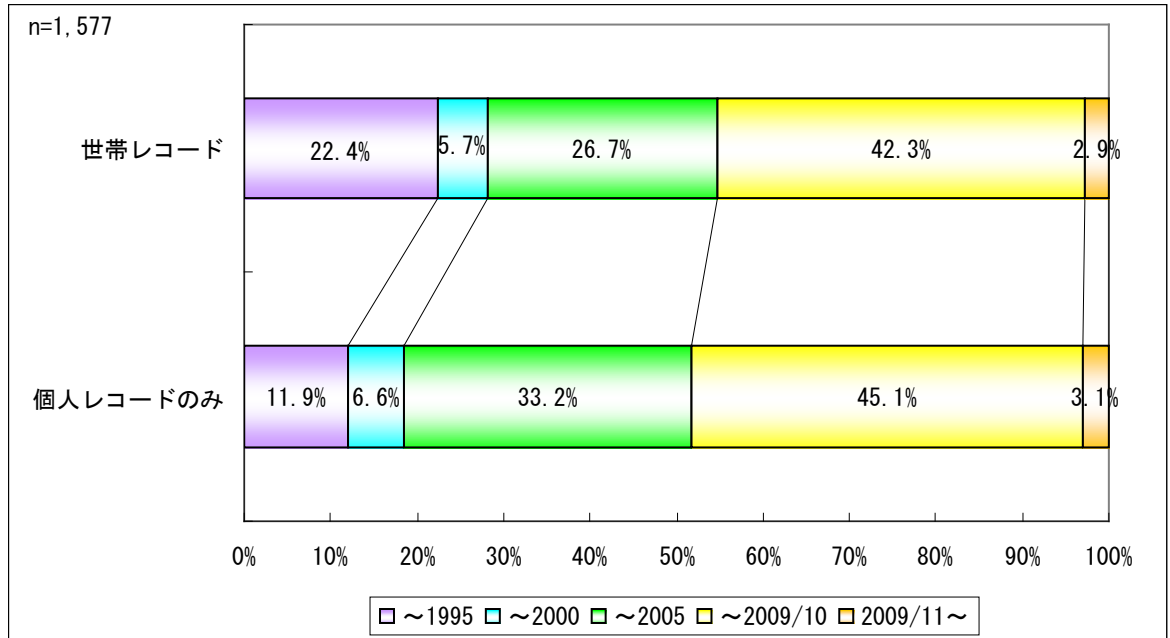


図 2-14 既存住基システムのシステム導入年とデータ管理(個人記録のみ、世帯記録)

個人記録のみで「1995 年以前」は約 1 割にすぎないが、世帯記録で「1995 年以前」は約 2 割を占めている。

(キ) 既存住基システムの改修に係る類型

上記の既存住基システムの改修に係る類型のそれぞれの類型に該当する市町村の割合等の調査結果については、以下のとおりである。

表 2-1 既存住基システムの改修に係る類型の市町村割合

| 既存住基システムのハードウェア | 既存住基システムの導入方式 | 既存住基システムのデータ管理 | 既存住基システムの改修に係る類型 | 構成比 |
|----------------------|---------------|----------------|----------------------------|-------|
| 汎用機・オフコン | 独自開発 | 個人レコードのみ | A-1 汎用機系独自開発 (個人レコードのみ) | 12.9% |
| | | 世帯レコード | A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード) | 12.0% |
| | ノンカスタマイズパッケージ | (注 2) | A-3 汎用機系ノンカスタマイズ パッケージ | 4.2% |
| オープン系サーバ ・スタンドアロン | 独自開発 | | B-1 オープン系独自開発 | 37.5% |
| | ノンカスタマイズパッケージ | | B-2 オープン系ノンカスタマイズ パッケージ | 33.4% |

(注 1) 標本数 1,574

(注 2) アンケートでは情報システム担当課向け設問 5 で「世帯レコード」と回答した市町村が約 4 割に上った。そのような市町村について確認を行ったところ、住民票の個人票を世帯単位で印刷した住民票(世帯連記式)であることをもって「世帯レコード」と回答していたことが判明しており、このことが世帯レコードと回答した市町村が想定より多い結果の一因と考えられる。

また、同様に「世帯レコード」と回答した複数の市町村に確認を行ったところ、RDBで個人レコードと世帯レコードの併用であるケースであった。(「世帯レコード」の定義については、「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究 中間報告 I」の第 4 章(6)を参照のこと。)

なお、A-3 で「世帯レコード」と回答した市町村数は 35(2.2%)、B-1 で「世帯レコード」と回答した市町村数は 206(13.1%)、B-2 で「世帯レコード」と回答した市町村数は 197(12.5%)である。

「ア 中間報告 I で提示した既存システムの類型」のとおり、中間報告 I では、既存住基システムのデータ管理が世帯レコード管理か、個人レコードのみの管理かによって、既存住基システムのデータベースの追加・見直しを始めとする既存住基システム改修規模や移行負荷が異なると想定したが、それは自治体システムが標準化・オープン化されていない大規模なレガシー・システムのケースを想定していた。「イ 既存住基システムの改修に係る類型」で調査結果を確認したとおり、既に自治体システムの標準化・オープン化がなされているケースやノンカスタマイズパッケージを導入しているケースについては、RDBで世帯レコードがあっても個人レコードと併用されているものであり、特に既存住基システム改修規模や移行負荷がかかるケースに該当しないと考えられることから、データ管理方式による分類は行わない。

ウ データ移行に係る類型

中間報告Ⅰでは、「ア 中間報告Ⅰで提示した既存システムの類型」のとおり業務・システム移行に焦点を当てた観点として観点Ⅰを提示したところである。

データ移行に係る類型は、外国人登録者数により対応が異なると考えられるが、外国人登録システムの導入有無が外国人登録者数と密接な関係があると考えられることから、データ移行に係る類型としては、中間報告Ⅰのとおり、外国人登録システム有無によって類型化する。

外国人登録システムの導入がない市町村については、さらに既存住基登録システムの住登外管理や表計算ソフト等の汎用的なソフトウェアといった何らかの電子データで外国人登録者のデータを管理している場合と、外国人登録原票(紙)のみで管理している場合で、移行負荷が異なると考えられることから、類型を細分化した。

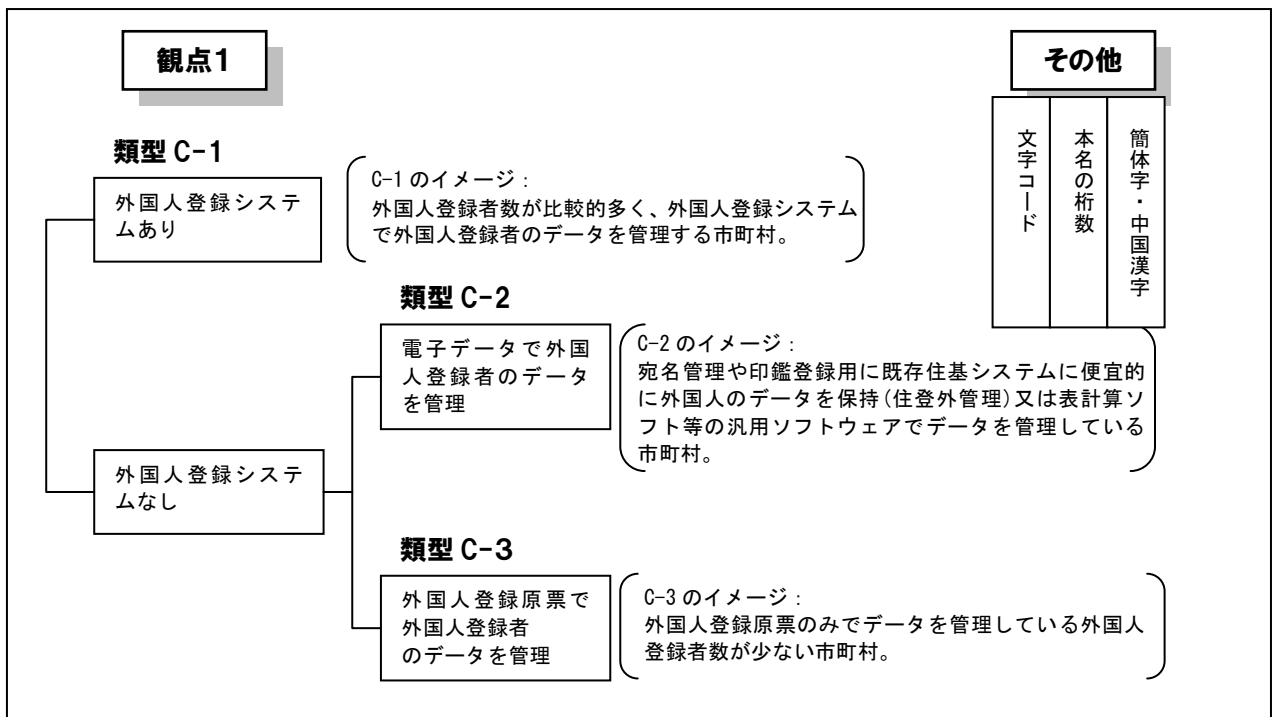


図 2-16 データ移行に係る類型

以下で、このデータ移行に係る類型に関するアンケート調査結果を確認する。

(7) 外国人登録システムの有無

a 外国人登録システムの有無

外国人登録システムの有無と外国人登録者数をクロス集計した結果は、次のとおりであった。

外国人登録者数が多い自治体では外国人登録システムの導入割合が高く、また、外国人登録者数が3百人を超えると7割超の市町村、5百人を超えると8割超の市町村が外国人登録システムを導入している。

仮住民票の調製やデータ移行等、法制度改正対応を検討する上で、外国人登録システムの有無が基準の一つになると考えられる。

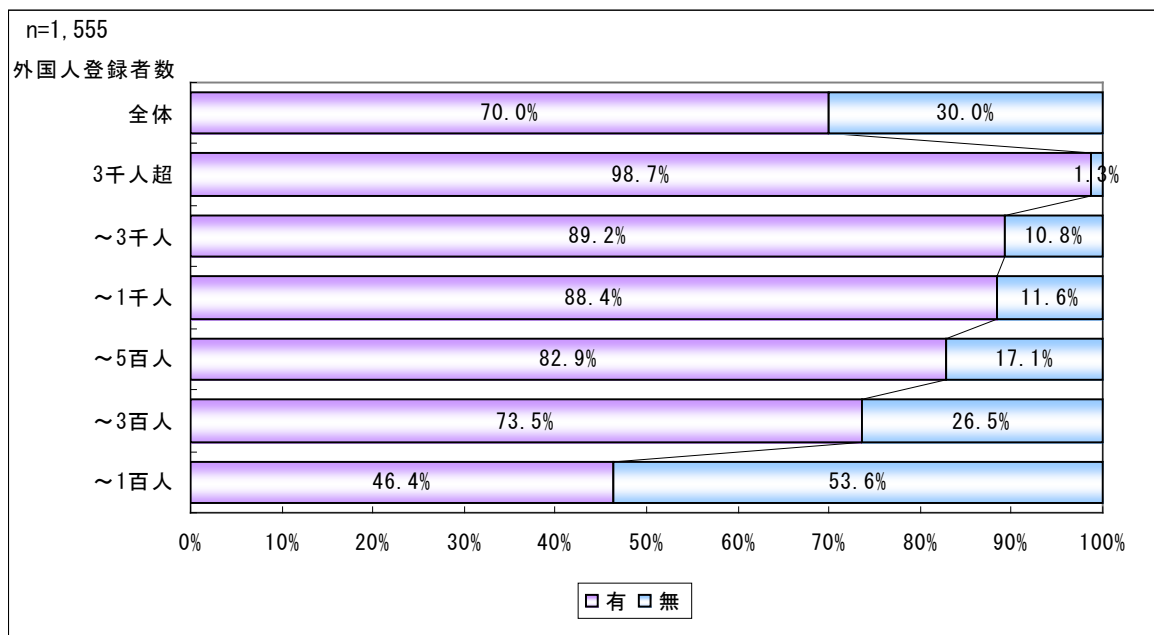


図 2-16 外国人登録システムの有無と外国人登録者数

なお、市町村の外国人登録者数のアンケート調査結果は次のとおりである。

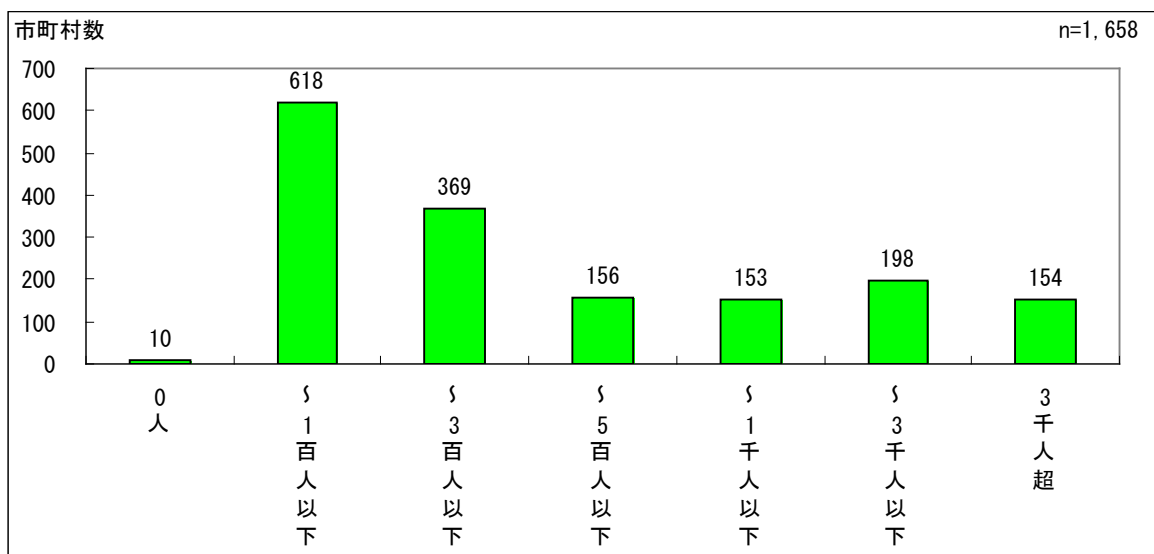


図 2-17 外国人登録者数

b 外国人登録システムがない市町村の外国人情報の管理

外国人登録システムがないと回答した市町村に対して、どのように関連システムへの外国人情報の連携を行っているかを確認すると、7割超の市町村の「3. 住登外管理」（既存住基システムに便宜的に外国人情報を保持している）と回答している。

このような住登外管理の市町村が、類型C-2のうち同程度の割合を占めていると考えられる。

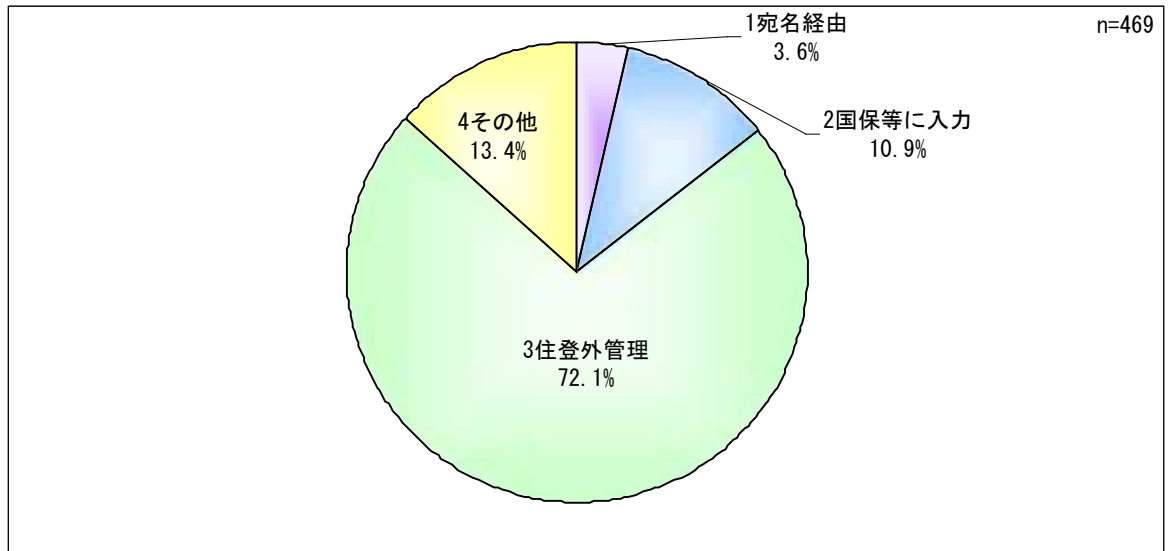


図 2-18 外国人登録システムがない場合の関連システムへの外国人情報の連携方法

(イ) 既存住基システムと外国人登録システムの文字等の差異

データ移行に係る類型は上記のとおりであるが、次にデータ移行の検討で留意が必要な既存住基システムと外国人登録システムの差異について取り上げる。

a 既存住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分

既存住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分のクロス集計結果を確認すると、市町村の90%超が同一のハードウェア区分となっている。

ハードウェア区分が異なる場合（例えば、既存住基システムのハードウェア区分が汎用機、外国人登録システムのハードウェアがオープン系サーバのような場合）、ハードウェア区分が同一である場合に比べて、移行負荷は高いと考えられるが、そのような市町村は全体の1割程度である。

表 2-2 既存住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分の組合せ

| | | 外国人登録システムのハードウェア区分 | | | |
|-------------------|-------------|--------------------|---------|-------------|------------|
| | | 1. 汎用機 | 2. オフコン | 3. オープン系サーバ | 4. スタンドアロン |
| 既存住基システムのハードウェア区分 | 1. 汎用機 | 175 | 6 | 34 | 17 |
| | 2. オフコン | 2 | 36 | 14 | 4 |
| | 3. オープン系サーバ | 9 | 1 | 781 | 15 |
| | 4. スタンドアロン | 0 | 0 | 2 | 3 |

(注) 標本数 1,099。表中の数値は該当する市町村数。

b 文字コード

既存住基システムと外国人登録システムの文字コードのクロス集計結果を確認すると、市町村の80%超が同一の文字コード区分となっている。

文字コードが異なる場合、文字コードが同一である場合に比べて移行ツール設計の負荷が高くなると考えられるが、そのような市町村は全体の2割程度である。

表 2-3 既存住基システムと外国人登録システムの文字コードの組合せ

| | | 外国人登録システムの文字コード | | | |
|----------------|------------|-----------------|------------|-----------|--------|
| | | 1. シフト JIS | 2. Unicode | 3. ベンダコード | 4. その他 |
| 既存住基システムの文字コード | 1. シフト JIS | 296 | 5 | 22 | 2 |
| | 2. Unicode | 23 | 351 | 11 | 0 |
| | 3. ベンダコード | 17 | 6 | 246 | 6 |
| | 4. その他 | 0 | 2 | 104 | 104 |

(注) 標本数 1,195。表中の数値は該当する市町村数。

c 本名の桁数

既存住基システムの本名の桁数(文字数)が外国人登録システムの本名の桁数(文字数)より小さい場合、桁あふれする文字への対応として、データ項目のデータベース上の桁数を拡張する、別のデータ項目を追加するといった対応が考えられる。その場合、画面・帳票上の変更対応、アプリケーションの見直し、データベース設計の見直し、システムディスクの拡張などが発生し得る。

既存住基システムの本名の桁数、外国人登録システムの本名の桁数のクロス集計結果は次のとおりであった。

既存住基システムの本名の桁数が外国人登録システムの本名の桁数より小さい市町村は全体の7割程度となっており、それらの市町村で移行ツールの設計等の負荷が高くなると考えられる。

表 2-4 既存住基システムと外国人登録システムの本名(カナ)の桁数の組合せ

| | | 外国人登録システム・本名カナ | | | | | |
|----------------|-------|----------------|------|------|------|-------|-------|
| | | ~20桁 | ~40桁 | ~60桁 | ~80桁 | ~100桁 | 100桁超 |
| 既存住基システム 本名 | ~20桁 | 25 | 82 | 27 | 26 | 13 | 0 |
| | ~40桁 | 18 | 107 | 12 | 142 | 7 | 26 |
| | ~60桁 | 3 | 10 | 50 | 87 | 81 | 17 |
| | ~80桁 | 2 | 28 | 5 | 52 | 0 | 5 |
| | ~100桁 | 0 | 5 | 30 | 24 | 80 | 49 |
| | 100桁超 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 36 |

(注) 標本数 1,061。表中の数値は該当する市町村数。

| | | 外国人登録システム・本名カナ | | | | | |
|----------------|-------|----------------|------|------|------|-------|-------|
| | | ~20桁 | ~40桁 | ~60桁 | ~80桁 | ~100桁 | 100桁超 |
| 既存住基システム 本名 | ~20桁 | 25 | 82 | 27 | 26 | 13 | 0 |
| | ~40桁 | 18 | 107 | 12 | 142 | 7 | 26 |
| | ~60桁 | 3 | 10 | 50 | 87 | 81 | 17 |
| | ~80桁 | 2 | 28 | 5 | 52 | 0 | 5 |
| | ~100桁 | 0 | 5 | 30 | 24 | 80 | 49 |
| | 100桁超 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 36 |

本名の桁数 < 本名カナの桁数であれば、桁差異の影響は大きい

本名の桁数 ≥ 本名カナの桁数であれば、桁差異の影響は軽微

d 簡体字・中国漢字

既存住基システム及び外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力、外字管理についてのアンケート調査結果は次のとおりである。

表 2-5 既存住基システムと外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力の組合せ

| | | 外国人登録システムの簡体字・中国漢字入力 | |
|---------------------|-------|----------------------|-------|
| | | 1. 可 | 2. 不可 |
| 既存住基システムの簡体字・中国漢字入力 | 1. 可 | 344 | 6 |
| | 2. 不可 | 172 | 574 |

(注) 標本数 1,096。表中の数値は該当する市町村数。

表 2-6 既存住基システムと外国人登録システムの外字管理の組合せ

| | | 外国人登録システムの外字管理 | | | |
|---------------|------------|----------------|-----------|------------|--------|
| | | 1. 標準文字コード | 2. バンダコード | 3. イメージ紐付け | 4. その他 |
| 既存住基システムの外字管理 | 1. 標準文字コード | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 2. バンダコード | 0 | 273 | 16 | 13 |
| | 3. イメージ紐付け | 7 | 34 | 654 | 8 |
| | 4. その他 | 1 | 89 | 89 | 89 |

(注) 標本数 1,275。表中の数値は該当する市町村数。

また、自治体規模と簡体字・中国漢字の入力可否(既存住基システム)のクロス集計結果は次図で、自治体規模が大きいほど簡体字・中国漢字の入力が可能となる傾向となっている。

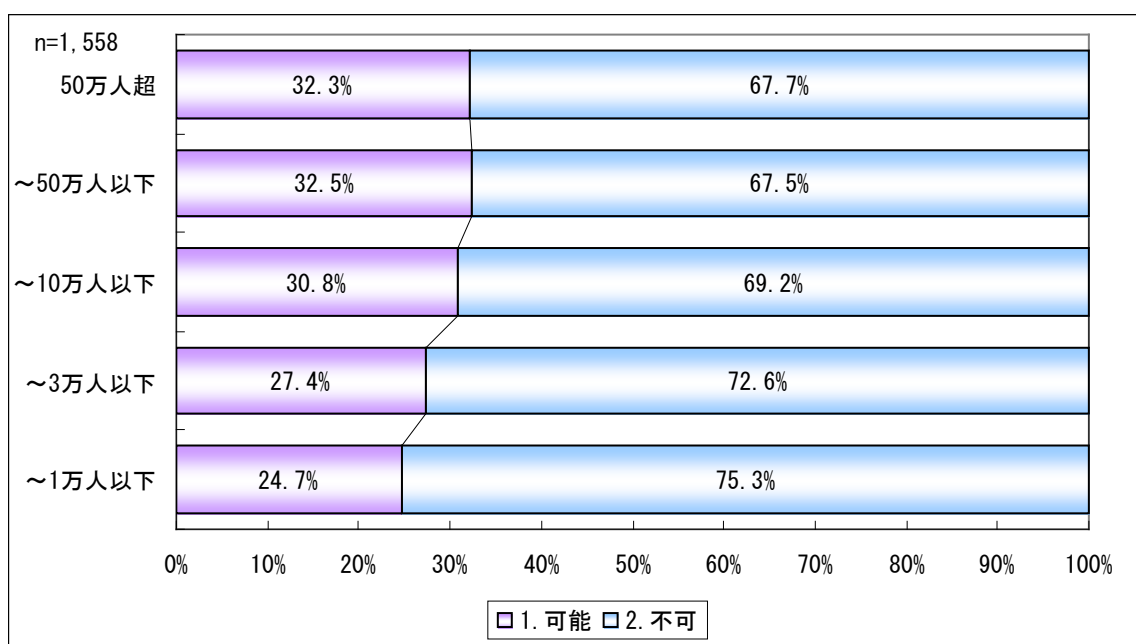


図 2-19 既存住基システムの簡体字・中国漢字の入力可否と自治体規模

既存住基システムや外国人登録システムで簡体字・中国漢字の入力が可能な場合の多くは、市町村職員が外字を登録するものであり、当該文字のイメージデータを文字コードの空き領域と紐付けて管理している。

既存住基システムと外国人登録システムのハードウェアや文字コードの組合せや既存住基システムの外字領域の空き状況等に応じて、対応経費が異なると想定されるが、当該イメージデータについては必要に応じて外国人登録システムのイメージデータを既存住基システムに登録し直すなどの対応が必要になる可能性がある。

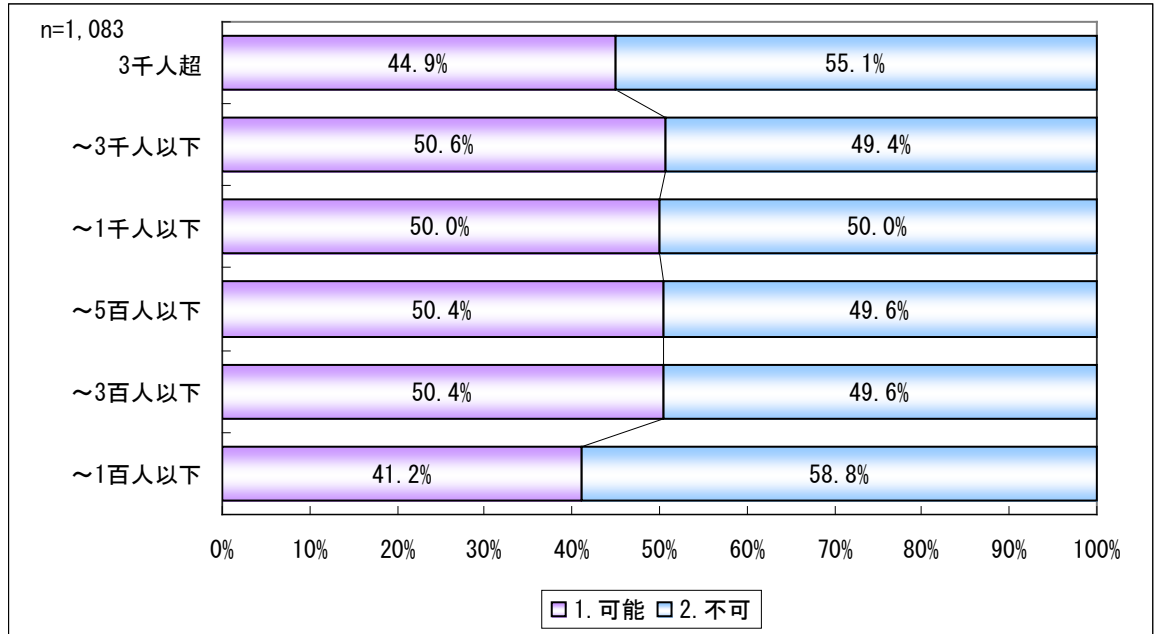


図 2-20 外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力と外国人登録者数

エ 関連システムの改修、移行の際に考慮すべき事項

関連システムの改修、移行については、既存住基システムと関連システムの インタフェース仕様が市町村のシステムごとに異なるため、基本的に本調査研究の対象外としている。

しかし、既存住基システムの改修が関連システムに与える影響は大きいと考えられるため、関連システムの改修、移行の検討の際に留意すべき事項に関係すると思われる質問項目もアンケート調査で設定した。ここではその結果について記載する。

(7) 外国人登録システムの個人識別番号、世帯識別番号、複数国籍世帯の関連付け

既存住基システムに登録された日本人と外国人登録システムに登録された外国人にシステム上付番されている識別番号の重複があり得る市町村は、データの移行に際し、識別番号の重複の解消を図り、移行したデータに矛盾が発生しないように留意する必要がある。

そこで、外国人登録システムがある場合に、同システムの個人識別番号、世帯識別番号について、既存住基システムの日本人の個人識別番号と世帯番号と重複しないような番号体系になっているかを確認した。

データ移行を手作業で行うケースでは、新たな番号を付番することで重複が解消されるが、移行ツール等を用いて行うケースでは、上記に留意した移行ツール作成が求められる。

なお、新たな番号を付番する際には、関連システム連携上も支障のないよう留意する必要がある。また、過去の履歴等を利用する場合には、履歴データの移行も考慮した移行ツールの設計が必要となる。

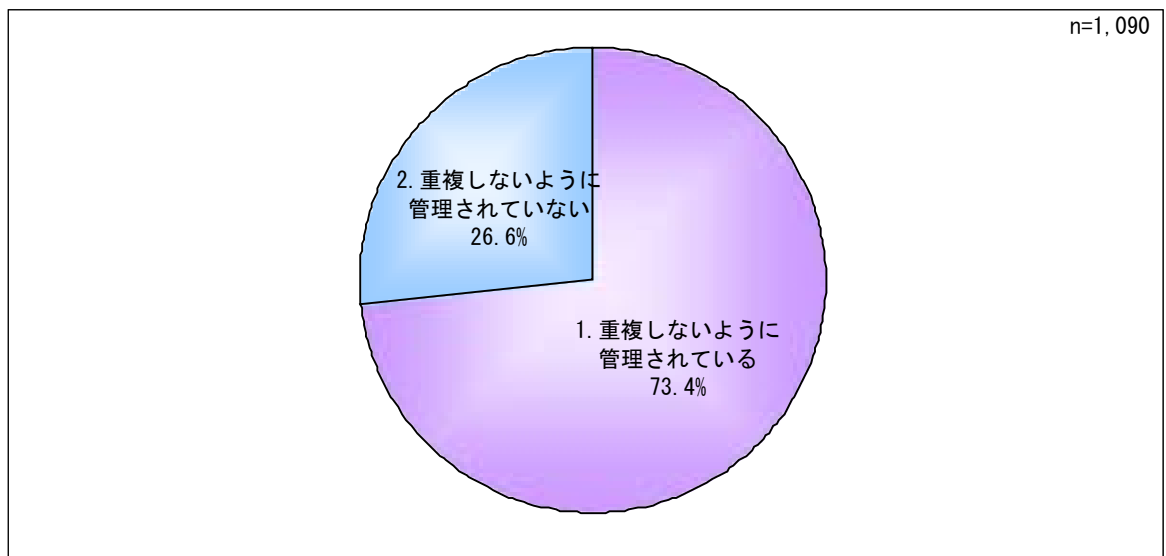


図 2-21 既存住基システムと外国人登録システムの個人（世帯）識別番号の重複管理

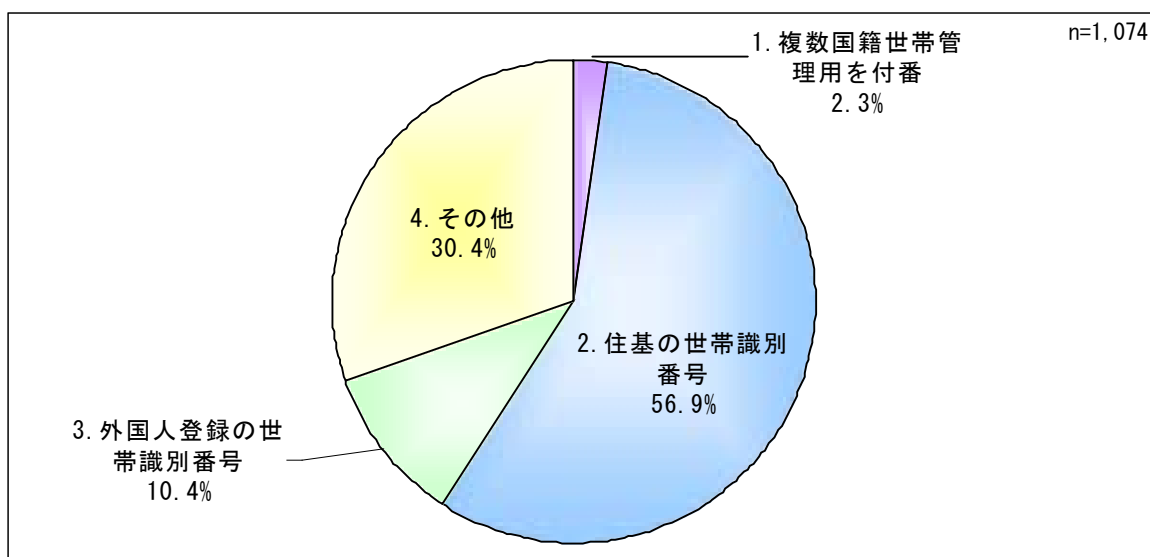


図 2-22 外国人登録システムにおける複数国籍世帯の関連付け方法

(イ) 既存住基システムと関連システムの連携

次に、関連システムの連携と自治体規模をクロス集計すると、既存住基システムが関連システムとシステム連携せず、関連システムに直接入力しなければならないシステムの割合は低く、自治体規模に関わらず多くの市町村で既存住基システムと関連システムとのシステム連携がなされていることが確認できる。

また、自治体規模が大きくなるほど、宛名システムを経由して情報連携する市町村の割合が低下している。このことは、大規模市町村であるほどシステムが複雑になり、宛名システムだけではシステム間の十分な連携が難しい傾向を示唆していると考えられる。

どのような連携方法を行っているかによって、関連システムの改修ポイントと影響範囲が異なってくると考えられる。

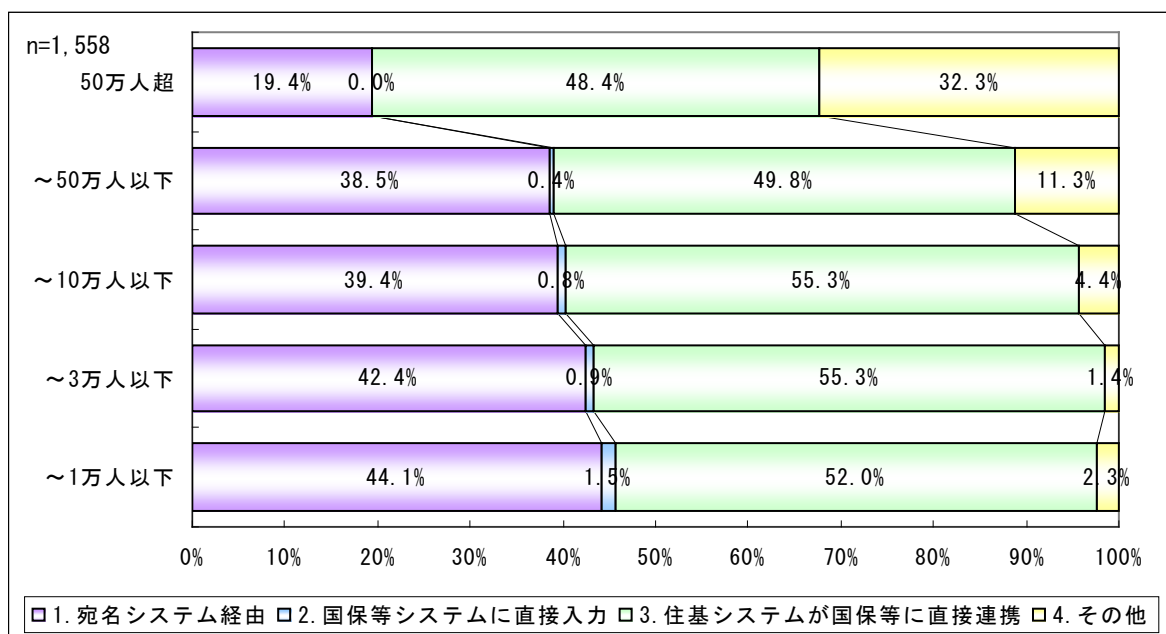


図 2-23 既存住基システムと関連システムの連携と自治体規模

既存住基システムのハードウェアと関連システムへの連携方法のクロス集計結果を以下に示す。汎用機は国保等の関連システムに直接連携している割合が多く、オープン系サーバは宛名システム経由と国保等の関連システムに直接連携している割合が拮抗している。

関連システムとのシステム連携に関しては、宛名システムで共通的に連携しているケースより、それぞれの関連システムと個別に連携しているケースの方が、システム改修負荷が高くなると考えられるが、ハードウェアが汎用機・オフコンであるとそのようなケースに該当する市町村の割合が高くなるといえる。

表 2-7 既存住基システムのハードウェアと関連システム連携の組合せ

| | | 外国人登録システムの宛名システム、関連システム連携 | | | |
|-----------------|-------------|---------------------------|----------------|----------------|--------|
| | | 1. 宛名システム経由 | 2. 関連システムに直接入力 | 3. 関連システムに直接連携 | 4. その他 |
| 既存住基システムのハードウェア | 1. 汎用機 | 74 | 3 | 236 | 27 |
| | 2. オフコン | 29 | 3 | 76 | 10 |
| | 3. オープン系サーバ | 540 | 8 | 527 | 35 |
| | 4. スタンドアロン | 2 | 1 | 3 | 0 |

(注) 標本数 1,574。表中の数値は該当する市町村数。

オ 既存住基システム経費

(7) 既存住基システム経費

既存住基システムの導入経費、運用・保守経費を分析した結果は以下のとおりであり、自治体規模に比例して経費が増大する傾向が見られる。(次頁注1)

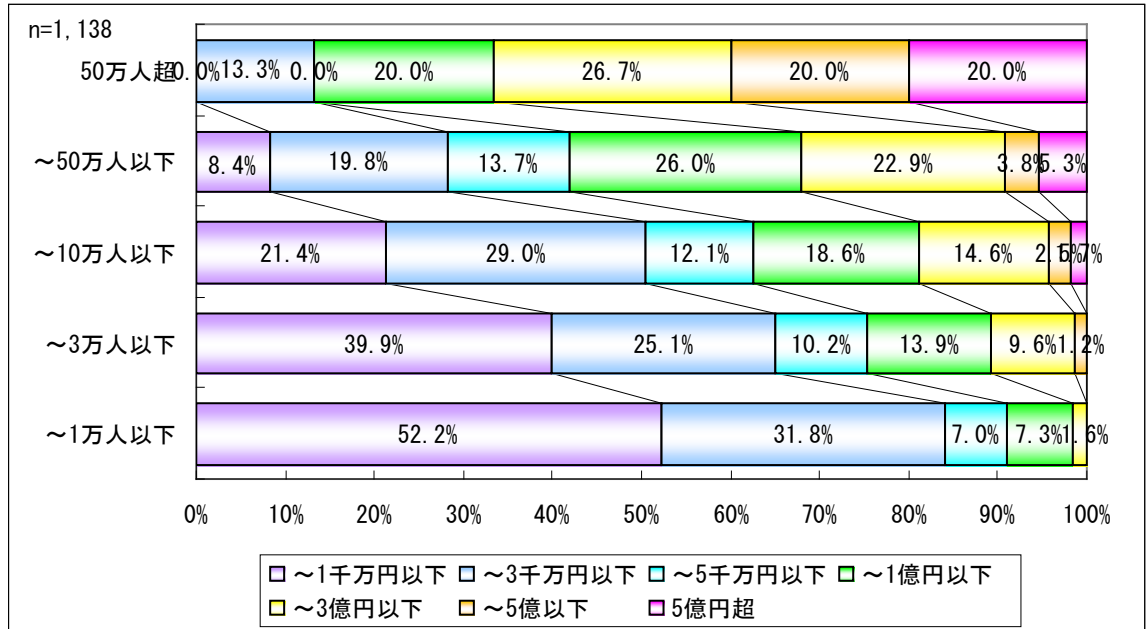


図 2-24 既存住基システムの導入経費と自治体規模

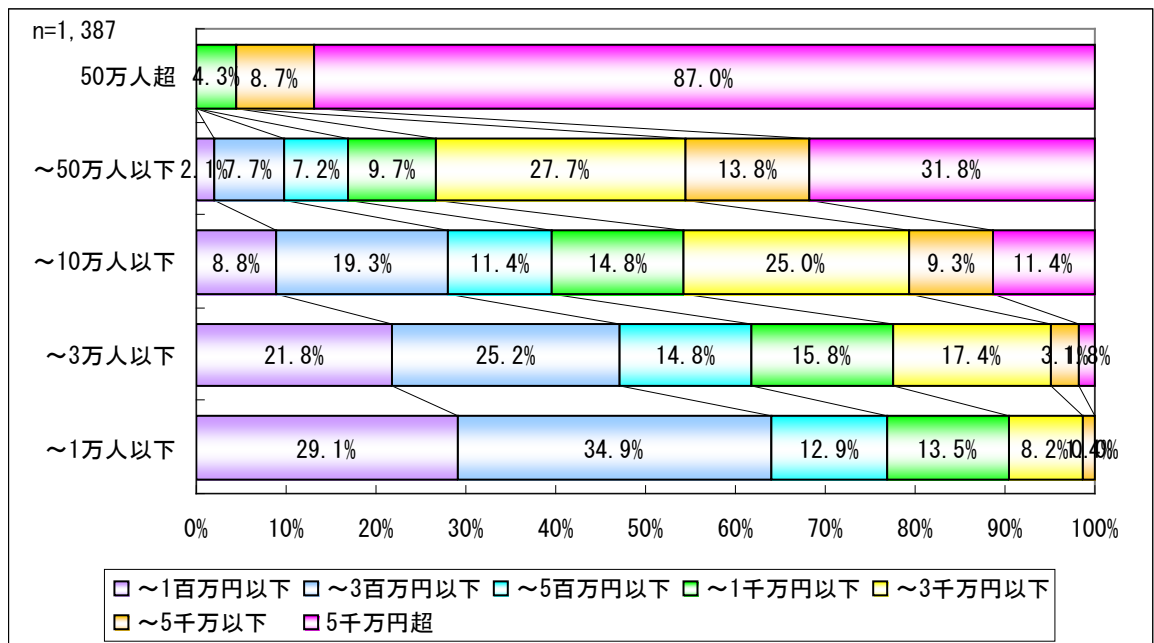


図 2-25 既存住基システムの運用・保守経費と自治体規模

(イ) 既存住基システムのハードウェアと既存住基システムの経費

既存住基システムのハードウェアと既存住基システムの経費をクロス集計すると、以下のとおりであり、汎用機・オフコンは導入経費、運用・保守経費が高くなる傾向が確認される。(次頁注1)

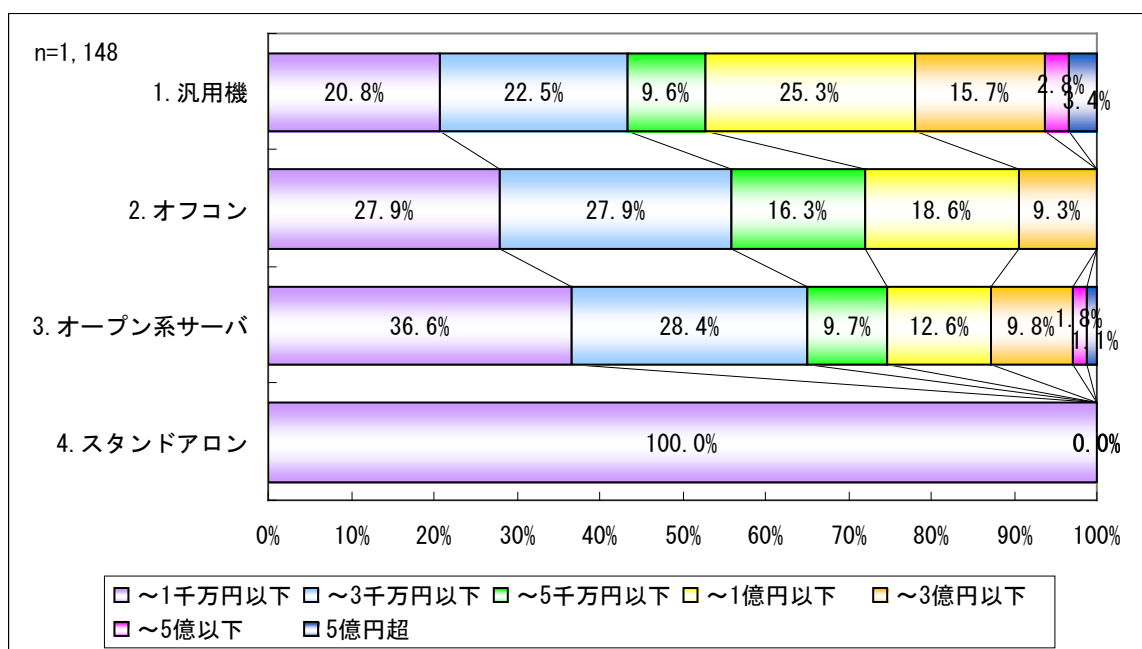


図 2-26 既存住基システムのハードウェアと導入経費

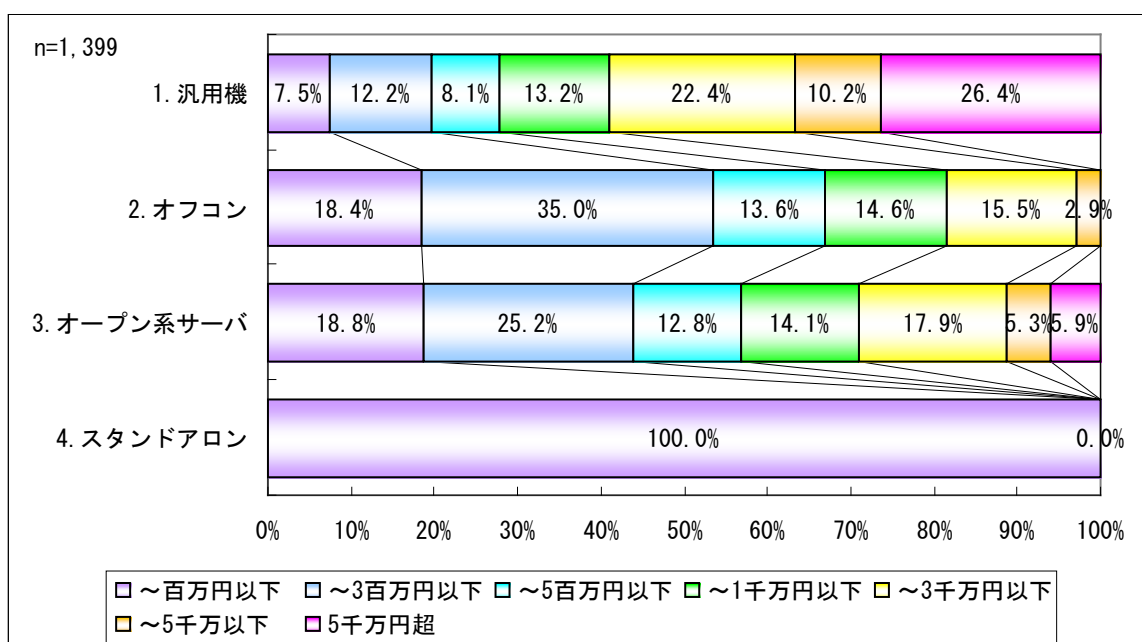


図 2-27 既存住基システムのハードウェアと保守・運用経費

(注 1) ただし、全国の市町村のシステム経費は、各市町村の住民基本台帳人口などで説明し切れるものではない
 (注 2)。その理由として、自治体間で電子自治体等の取組み(契約形態の見直しを含む)の進捗に差があることのほか、大規模自治体では規模の経済性が働く一方、現状では大規模自治体はレガシー・システムなどのシステム制約があることなどが考えられる。

(注 2) 例えば以下の結果。

$$\ln(\text{住基システム経費}) = 7.42 + 0.42 \times \ln(\text{住民基本台帳人口}) + 0.18 \times \ln(\text{正規職員数}) + 0.20 \times \ln(\text{住基システム経過年数})$$

(66.55)*** (8.49)*** (3.14)*** (5.4)***

(住基システム経費 = 住基システム導入経費 ÷ ライフサイクル(注 3) + 住基システム運用・保守経費)

標本数 1,075

R² = 0.30

(注3) ライフサイクルは、以下の結果の住基システム導入経費の係数を参考に5年間と仮置きした。
 (住基システム運用・保守経費)=6,217.6+0.21×(住基システム導入経費)
 (3.5)*** (16.69)***

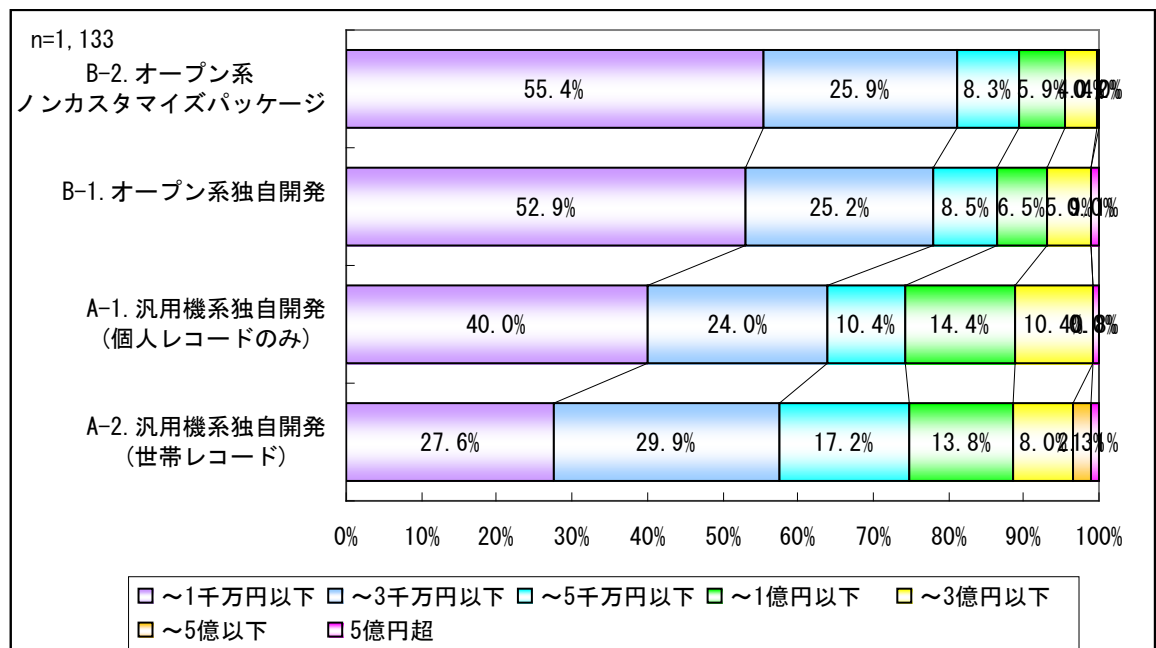
標本数 1,075

R²=0.21

(カッコ内はt値。***は変数が1%水準で有意であることを示す。)

(ウ) 既存住基システムの改修に係る類型と既存住基システムのシステム経費

既存住基システムの改修に係る類型と既存住基システムのシステム経費をクロス集計すると、B-2. オープン系ノンカスタマイズパッケージ、B-1. オープン系独自開発、A-1. 汎用機系独自開発（個人レコードのみ）、A-2. 汎用機系独自開発（世帯レコード）の順で既存住基システム経費が安価になる傾向が確認できる。



(注) 既存住基システム経費=住基システム導入経費÷5(年間)+住基システム運用・保守経費とした。

図 2-28 既存住基システムの改修に係る類型と既存住基システム経費

次に、既存住基システムの改修に係る類型と自治体規模をクロス集計した結果を見ると、自治体規模が大きいほど、A-2. 汎用機系独自開発（世帯レコード）と B-1. オープン系独自開発の割合が高く、B-2 のノンカスタマイズパッケージの割合が低い傾向が確認できる。

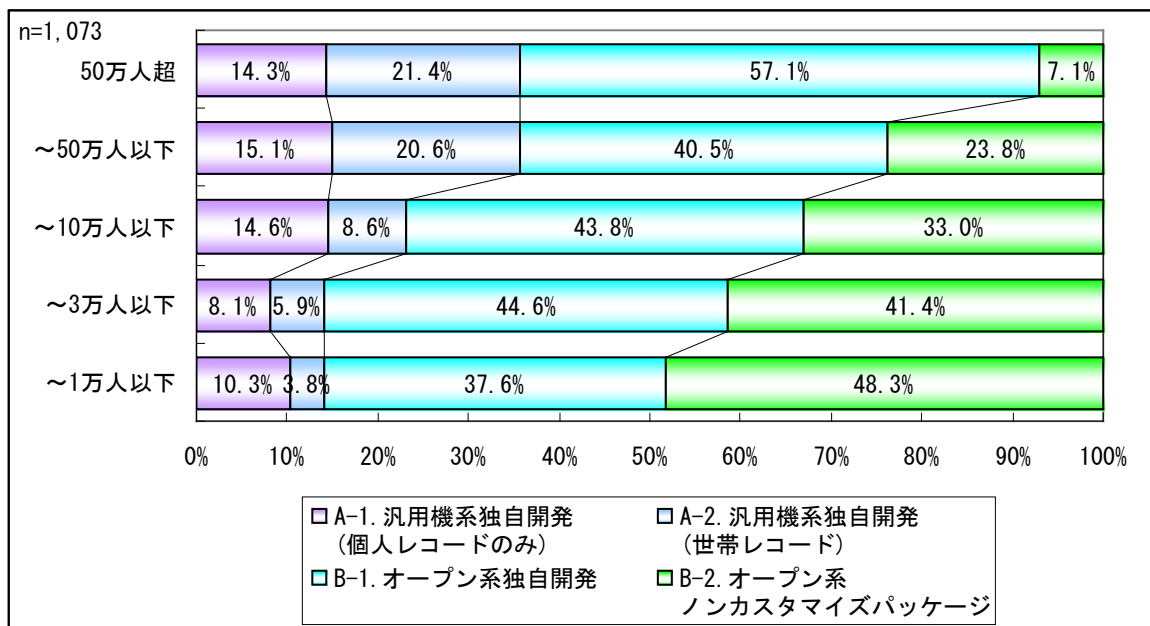


図 2-29 既存住基システムの改修に係る類型と自治体規模

また、既存住基システムの改修に係る類型ごとの既存住基システム経費の平均値を取った結果は次表である。

平均値は、高い順に A-2、A-1、B-1、B-2 であり、「汎用機＞オープン系」、「汎用機（世帯レコード）＞汎用機（個人レコードのみ）」、「独自開発＞ノンカスタマイズパッケージ」の傾向が確認できる。

表 2-8 既存住基システムの改修に係る類型ごとの既存住基システム経費の平均値（単位：千円）

| 既存住基システムの改修に係る類型 | システム経費の平均値 |
|-------------------------|------------|
| A-1. 汎用機系独自開発(個人レコードのみ) | 39,420 |
| A-2. 汎用機系独自開発(世帯レコード) | 46,327 |
| B-1. オープン系独自開発 | 26,124 |
| B-2. オープン系ノンカスタマイズパッケージ | 20,827 |

(注 1) 標本数 1,059

類型ごとの標本数、標準偏差は以下のとおり。

| | A-1 | A-2 | B-1 | B-2 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 標本数 | 123 | 84 | 444 | 408 |
| 標準偏差 | 68,135 | 74,175 | 60,738 | 37,919 |

(注 2) 人口 50 万人超の市町村については、標本数が少なく、既存住基システムのシステム経費のばらつき及び絶対額が大きいため、試算のベースから除外した。

(3) 既存住基システムの標準的な改修経費の考察

本節では、既存住基システムの標準的な改修経費について検討する。

ア 標準的な既存住基システムの改修経費、移行経費の考察

ここでは、標準的な既存住基システムの改修経費、移行経費の試算を行う。

市町村が自らのパターンに合った標準的な経費を参照することで、必要な財政措置や調達準備を講ずる上での参考となる資料の提供を意図している。

既存住基システムについては、「2(2)イ 既存住基システムの改修に係る類型」でその類型を整理したが、標準的な既存住基システムの改修経費等の考察にあたっては、アンケート調査結果で該当市町村が多かった A-1、A-2、B-1、B-2 を対象とする。（「表 2-1 既存住基システムの改修に係る類型の市町村割合」参照）

(7) 標準的な改修経費の試算

住民基本台帳人口約 3 万人から 10 万人の市町村の標準的な改修経費について、以下の手順により試算する。なお、「(2)オ 既存住基システムの経費」で既存システムの経費については自治体間での差が見られるところであり、改修経費についてもカスタマイズの範囲等複数の変動要素により自治体間で異なることが想定されるので留意されたい。

a 試算の手順

試算の手順は以下のとおりとした。

- ① 住民基本台帳人口約 3 万人から 10 万人の市町村を試算のベースとして改修経費を積算する。その上で、類型ごとに共通となる前提を以下に示す。

(類型 A-1～B-2 で共通となる試算の前提)

- ・既存住基システムと市町村内の宛名システム、関連システムとの連携機能（データ連携など）については、市町村により連携するシステムが異なるため、本試算には含めない。
- ・既存住基システムと出入国管理システムとの連携機能（データ連携などに係る改修）については、文字コードの変換や簡体字等の対応を含め、本試算には含めない。
- ・現地適用費については、住基システムが 1 体のハードウェアで構成されていることを前提とする。また、端末については、人口規模に応じて設置される端末台数が増えることとし、10 万人規模で 10 台の端末が設置されることとする。
- ・システムテスト費については、基となるパッケージソフトの部分がパッケージベンダによりテスト確認済みであることを前提とする。
- ・システム改修に係るプロジェクト管理費等の人的経費及びハードウェア経費は含まない。

- ② 上記①の共通となる前提を踏まえた上で、ハードウェアがオープン系サーバで独自開発された既存住基システム（類型 B-1）の改修経費を積算する。また、試算にあたっては以下を前提とする。

(類型 B-1 における試算の前提)

- ・類型 B-1 を試算のベースとするものの、完全な独自開発ではなく、基となるパッケージソフトに市町村の要望を反映したカスタマイズを行っているものとする。
- ・パッケージソフトの法制度改正バージョンアップ費については、システムベンダごとに価格が異なるが、本試算においては、「表 2-10」に示す機能が提供されること前提として 5,000 千円とする。
- ・パッケージソフトのカスタマイズ費については、住民票の写し及び転出証明書レイアウト変更（項目配置変更）と、用紙サイズの変更を行った場合のみの経費とする。ただし、住民票の写しの形式変更（例：世帯票様式から個人票様式への変更）や、項目桁数拡張などによる住民票の写しへの記載人数変更は、上記レイアウト変更には含まない。

- ③ 類型 B-1 以外については、上記①で積算したベースとなる類型 B-1 の改修経費に加え、B-1 以外の類型を積算する際に必要となる事項を加味して積算する。また、積算にあたっては以下を前提とする。

(類型 B-1 以外における試算の前提)

- ・類型 A-1 及び A-2 では、独自に住基システムを開発する以外に、基となるパッケージソフトを素材として提供を受け、その素材に市町村の要望を反映したカスタマイズを行って導入しているケースも含むものとする。
- ・類型 A-1 及び A-2 で、素材として提供を受けているパッケージソフトの法制度改正バージョンアップ費については、システムベンダごとに価格が異なり、かつオープン系(B-1 及び B-2)と比べ、一般的に開発規模及び経費が大きくなる傾向が認められることから、本試算においては、8,000 千円とする。
- ・類型 A-1 及び A-2 で、素材として提供を受けているパッケージソフトのカスタマイズ費については、汎用機系であること及びデータの管理方法の違い（個人レコードのみ・世帯レコード）を加味して経費を算出する。
- ・類型 A-2 では、データ管理方法が世帯レコードであり、世帯票様式の住民票の写しを採用していることが想定されるため、世帯レコード対応経費として、本試算においては、3,000 千円とする。

b 試算の結果

試算の結果は以下のとおりである。

類型ごとの経費試算内訳を「表 2-9」、類型ごとの経費試算額(合計額)を「表 2-10」、各経費に含まれる対応機能を「表 2-11」に示す。

表 2-9 改修に係る類型ごとの改修経費内訳（単位：千円）

| 改修に係る類型 | 法制度改正バージョンアップ費 | カスタマイズ費 | 世帯レコード対応費 |
|-----------------------------|----------------|---------|-----------|
| A-1. 汎用機系独自開発 (個人レコード) | 8,000 | 2,000 | — |
| A-2. 汎用機系独自開発 (世帯レコード) | 8,000 | 3,000 | 3,000 |
| B-1. オープン系独自開発 | 5,000 | 1,000 | — |
| B-2. オープン系 ノンカスタマイズパッケージ | 5,000 | — | — |

表 2-10 経費に含まれる対応機能

| 経費項目 | 対応機能 | 各経費に占める構成比率 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 法制度改正バージョンアップ費 | 異動処理機能（増処理） ・ 転入（国内転入・国外転入） ・ 出生 ・ 職権記載等（出生を除く） | 10% |
| | 異動処理機能（減処理） ・ 転出（国内転出・国外転出） ・ 死亡 ・ 職権消除等（死亡を除く） | 5% |
| | 異動処理機能（増減なし処理） ・ 転居 ・ 世帯変更等 ・ 帰化・国籍取得 ・ 国籍喪失 ・ 職権修正等（帰化・国籍取得・国籍喪失は除く） | 30% |
| | 証明発行処理機能 ・ 住民票の写し発行処理 ・ 転出証明書発行処理 | 20% |
| | 通知機能 ・ 転入通知 | 5% |
| | 仮住民票の作成・修正・通知・削除機能 ※仮住民票の作成には、新規登録の機能を含む。 ※既存住基システムを改修して対応することを想定する。 | 20% |
| | 続柄一括変換機能（主に日本人住民） | 5% |
| | 住民票コード一括付番機能（外国人住民） ※住民票コード通知書の出力を含む。 | 5% |
| カスタマイズ費 | 住民票の写しのレイアウト変更（個人票形式） | 60% |
| | 転出証明書のレイアウト変更 | 40% |
| 世帯レコード対応費 | 住民票の写しのレイアウト変更（世帯票形式） | 100% |

(注) 通常パッケージソフト価格は、設計開発(研究開発含む)にかかる経費だけでなく、市場動向やシステムベンダの市場動向予測等を踏まえた価格戦略に依存する。

表 2-11 改修に係る類型ごとの経費試算額（単位：千円）

| 改修に係る類型 | 3～10万人以下 | 合計額 |
|-----------------------------|----------|--------|
| A-1. 汎用機系独自開発 (個人レコード) | 10,000 | 16,900 |
| A-2. 汎用機系独自開発 (世帯レコード) | 14,000 | 20,900 |
| B-1. オープン系独自開発 | 6,000 | 12,900 |
| B-2. オープン系 ノンカスタマイズパッケージ | 5,000 | 11,900 |
| 現地適用（類型共通） | 5,000 | |
| システムテスト（類型共通） | 1,900 | |

(イ) 標準的な移行経費の試算

a 試算の手順

試算の手順は以下のとおりとした。

- ① 外国人登録者のデータを外国人登録システムで管理（類型 C-1）又は電子データで管理（類型 C-2）している市町村を試算のベースとして移行経費を積算する。また、試算にあたっては以下を前提とする。

(類型 C-1、C-2 における試算の前提)

- ・本試算にあたっては、移行ツール等の設計開発にかかる経費を試算の対象とし、移行ツール等の利用や手作業による入力などに必要な人件費は、試算の対象としない。
- ・外国人登録者のデータを既存住基システムへ登録するにあたり、既存住基システムに外字の追加等が必要な場合の追加作業や、外字の置換えで必要な入力作業等は、試算の対象としない。また、法務大臣からの情報提供を元にデータ移行が行われることは想定しない。
- ・試算の対象とする移行ツールの機能は、外国人登録システムや電子データから、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主名、続柄、住所、個人識別番号、世帯識別番号等を抽出する機能（以下、外国人登録者データ抽出機能という。）、関連システムから、外国人の個人識別番号を基に各資格情報を抽出する機能（以下、関連システムデータ抽出機能という。）を対象とし、それぞれの機能について試算する。
- ・類型 C-2 における抽出の対象となる電子データは、既存住基システムに便宜的に登録しているデータを試算の対象とする（表計算ソフトなどの汎用ソフトウェアで管理しているデータは、試算の対象としない）。
- ・抽出の対象となるシステムやデータ間におけるデータの整合性チェック等の機能及び不備・不足項目への対応経費は、試算の対象としない。
- ・抽出の対象とする外国人登録者のデータは、基準日現在において当該市町村で外国人登録されており、かつ施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者を抽出する。
- ・移行ツールの処理時間はデータ数に比例するが、そのデータ数は外国人登録者数であり、処理時間に影響を与えるほどの差異はないため、市町村の人口規模による差異は生じないものとして試算する。
- ・コード変換が必要となる項目（国籍等、在留資格など）については、変換に必要なテーブルなどが、事前に用意されているものとする（テーブルなどの整備については試算の対象としない）。
- ・住基法第 30 条の 45 の表の上欄に規定する区分は、外国人登録システムや電子データから抽出した在留資格及び在留期間等に基づいて、移行ツールで設定する。
- ・文字コードは、既存住基システムと、外国人登録システム又は電子データとで、同一であるものとする（文字コードの違いによる対応経費については、試算の対象としない）。
- ・外国人登録者の個人識別番号は、外国人登録システムと関連システムで、同一であるものとする（個人識別番号の相違による対応経費については、試算の対象としない）。

- ② 外国人登録原票で管理（類型 C-3）については、「(ア)a 標準的な改修経費の試算」で提示した仮住民票に関する機能を使用し、外国人登録原票や関連システムから出力したリストなどに基づき、手作業による入力でデータ移行することを想定している。そのため、当該作業の経費は、全て人件費として計上されるため、本試算においては、外国人登録原票で管理（類型 C-3）は、試算の対象としない。

b 試算の結果

試算の結果は以下のとおりである。

類型ごとの経費内訳を「表 2-12」に示す。

表 2-12 移行に係る類型ごとの移行経費内訳(単位:千円)

| 移行に係る類型 | 外国人登録者 データ抽出機能 | 関連システム データ抽出機能 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| C-1. 外国人登録システムで管理 | 1,000 | 2,000 |
| C-2. 電子データで管理(住登外管理など) | | |

3 市町村の実情に応じた最適な移行方法等の検討

本章では、前章までに確認してきた既存住基システムの類型や外国人登録システム有無など、市町村がその実情に応じて法制度改正に対応した業務・システムの移行が計画的に進められるよう、本調査研究で移行方法等について検討した内容を記載する。

検討内容の記載に先立ち、本章の前提となる「フェーズ」の定義について「図 3-1」及び「表 3-1」に示す。

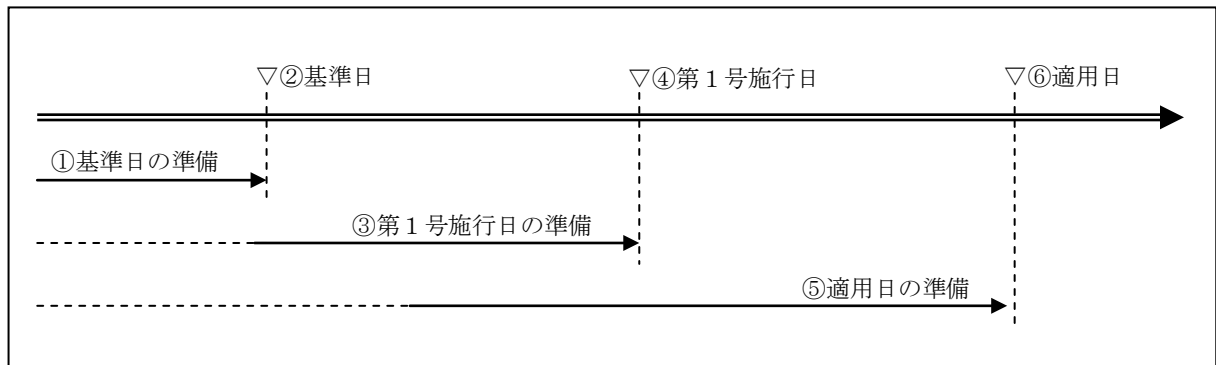


図 3-1 移行方法の検討におけるフェーズの考え方（イメージ）

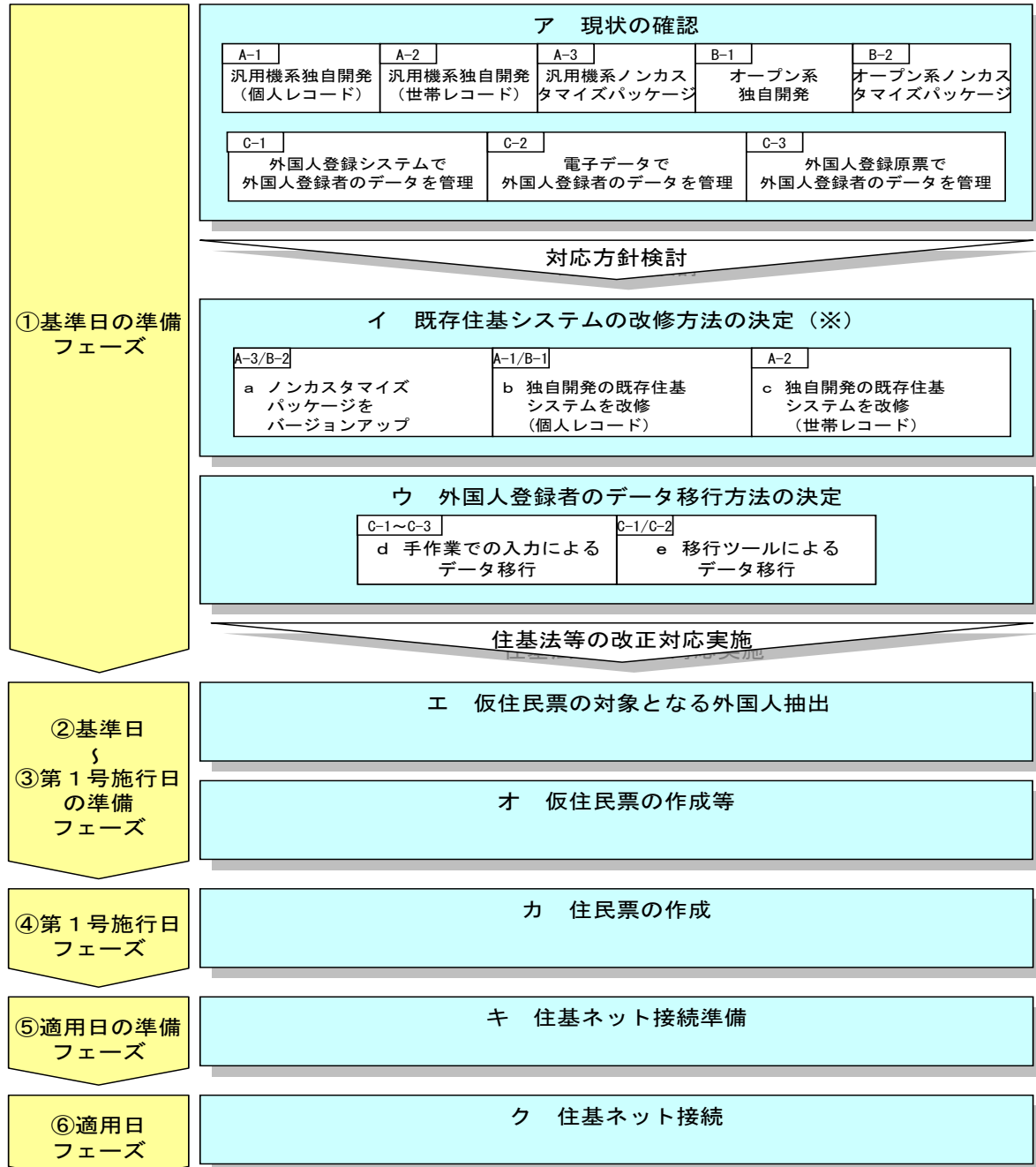
表 3-1 移行フェーズの定義

| 項番 | フェーズ名称 | フェーズ定義 |
|----|-----------|-------------------------------|
| ① | 基準日の準備 | 「基準日（以下参照）」までの期間を指す。 |
| ② | 基準日 | 住基法改正法附則第3条において政令で定める日を指す。 |
| ③ | 第1号施行日の準備 | 「第1号施行日（以下参照）」までの期間を指す。 |
| ④ | 第1号施行日 | 住基法改正法附則第1条第1号において政令で定める日を指す。 |
| ⑤ | 適用日の準備 | 「適用日（以下参照）」までの期間を指す。 |
| ⑥ | 適用日 | 住基法改正法附則第9条において政令で定める日を指す。 |

(1) 市町村における移行プロセス全体フロー

既存住基システムの移行準備から、適用日までの、市町村における移行プロセスの全体フローを「図 3-2」に示す。市町村は、それぞれの既存住基システム改修に係る類型やデータ移行に係る類型等、実情に応じた適切な対応方法を、本書で記載する検討事項や留意事項を勘案の上、フェーズごとに決定する必要がある。

なお、本章における移行プロセスは、既存住基システムの移行方法を主体として記載している。そのため、既存外国人登録システム、宛名システム、関連システムについては、既存住基システムの移行について記載するために必要な範囲しか記載していない。



※ 「イ 既存住基システムの改修方法の決定」においては、a～c以外に、既存住基システム自体を入れ替えるケースがあり得る。

図 3-2 移行プロセス全体フロー

(2) フェーズごとの検討作業

ア 現状の確認（フェーズ：基準日の準備）

各市町村はまず、前章で示した「2(2)イ 既存住基システムの改修に係る類型」及び「2(2)ウ データ移行に係る類型」を参照し、自らの市町村の既存住基システムが「A-1」～「B-2」のどの類型に当てはまるか確認するとともに、データ移行に係る類型が「C-1」～「C-3」のどの類型に当てはまるかを確認する。

表 3-2 改修、移行に係る類型と類型のイメージ

| | 類 型 | 類型のイメージ |
|------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 既存住基システムの改修に係る類型 | A-1 汎用機系独自開発 (個人レコードのみ) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村等の割合が比較的高い。 パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、改修経費、移行負荷がともに高くなる。 |
| | A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村等の割合がA-1以上に高い。既存住基システムが長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり導入初期のデータベース構造が温存されている。 パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、A-1以上にシステム経費が高くなる傾向があり、改修経費、移行負荷ともに高いと考えられる。 |
| | A-3 汎用機系 ノンカスタマイズパッケージ | <ul style="list-style-type: none"> 中小規模の市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村の割合が比較的高い。 汎用機系であるにも関わらず、カスタマイズを加えていない少ないケース。 汎用機系であっても、パッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修経費、移行負荷はともに高くはならないと考えられる。 |
| | B-1 オープン系独自開発 | <ul style="list-style-type: none"> システムのオープン化がなされた中規模・大規模市町村の割合が高い。 汎用機系に比べ、システム経費が低く、また標準的に構築されているため、改修経費、移行負荷ともに低くなると考えられるが、パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズの程度などシステムの実情によって、改修経費、移行負荷がともに高くなる場合もあると考えられる。 |
| | B-2 オープン系 ノンカスタマイズパッケージ | <ul style="list-style-type: none"> システムのオープン化がなされた中小規模の市町村の割合が高い。 汎用機系に比べ、システム経費が低く、また標準的に構築されているため、改修経費、移行負荷ともに低くなると考えられる。さらにパッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修経費、移行負荷はともに高くはならないと考えられる。 |
| データ移行に係る類型 | C-1 外国人登録システムあり | <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録者数が比較的多く、外国人登録原票に加えて、外国人登録システムでも外国人登録者のデータを管理する市町村。 |
| | C-2 外国人登録システムなし、 電子データで外国人登録者の データを管理 | <ul style="list-style-type: none"> 宛名管理や印鑑登録用に既存住基システムに便宜的に外国人のデータを保持(いわゆる住登外管理)、又は汎用的な表計算ソフト等のソフトウェアで外国人登録者のデータを管理している市町村。 |
| | C-3 外国人登録原票のみで外 国人登録者のデータを管理 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録原票のみで外国人登録者のデータを管理している外国人登録者数が少ない市町村。 |

また、「2(2)ウ(イ) 既存住基システムと外国人登録システムの文字等の差異」、「2(2)エ 関連システムの改修、移行の際に考慮すべき事項」で記載した

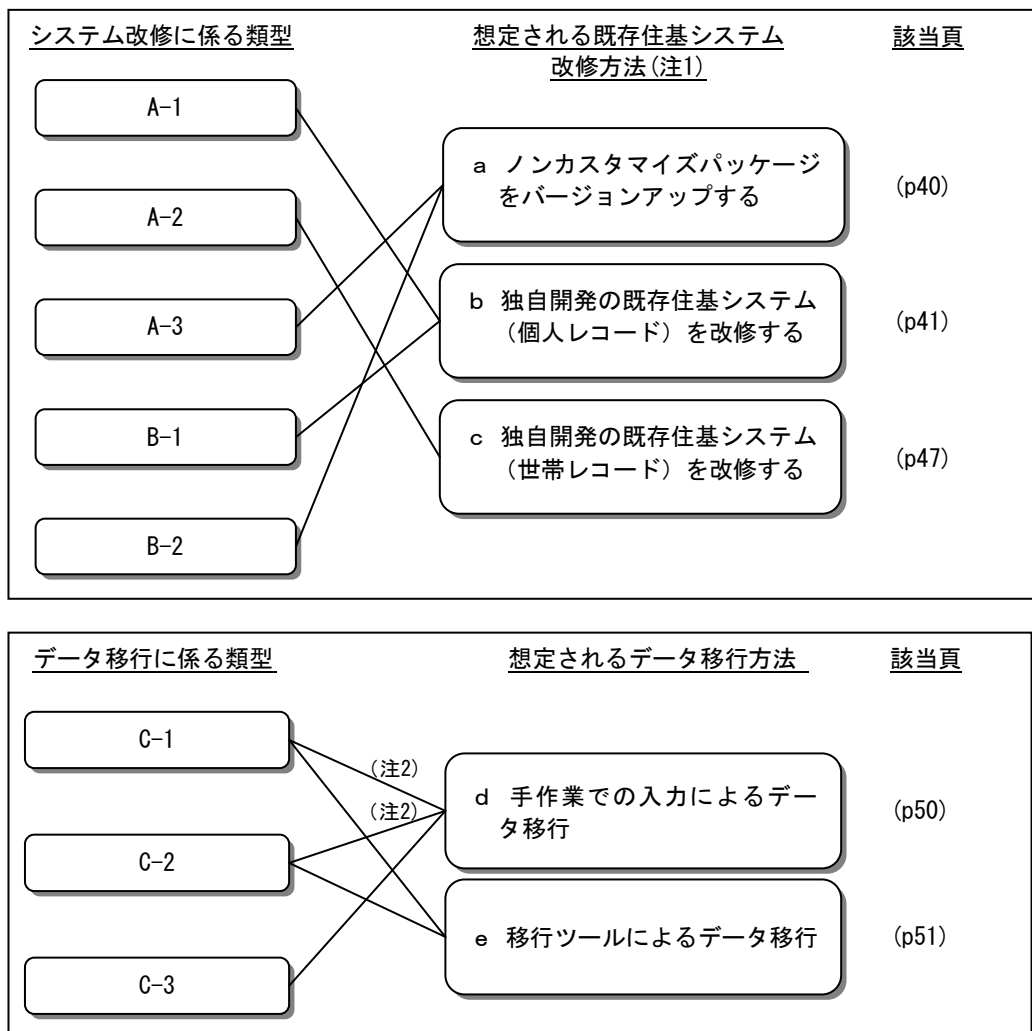
- ・ 既存住基システムと既存外国人登録システムの文字コードの違い
- ・ 世帯識別番号、個人識別番号の体系
- ・ 既存住基システムと宛名システム、関連システムとの情報連携

などのシステム全体に影響する観点についても現状確認を行い、システム改修の着手時期や追加で必要となる対応の有無についての検討を行う。特に外国人登録者に対する識別番号の見直しなど、宛名システム、関連システムとの情報連携に影響を及ぼす事項については、十分な検討を要するので留意する。

市町村においては、こうした既存住基システムの改修にかかる類型やデータ移行に係る類型をはじめ、各市町村の実情を踏まえて適切な対応を検討していくことになる。

既存住基システムの改修及びデータ移行に際し、類型に応じて想定される方法の組合せは「図3-3」のとおりである。

図3-3 類型に応じて想定される方法の組合せ



(注1) 法制度改正対応に要するシステム改修経費や、長年にわたり利用された既存住基システムの更改等を併せて検討し、既存住基システムを入れ替えるケースもあり得る。当該ケースについては、「(イ) 参考：既存住基システムを入れ替えるケース」を参照。

(注2) 外国人登録者のデータを、既存外国人登録システム又は電子データで管理しているも、データの網羅性などの実情により、当該データを敢えてデータ移行しない場合。

イ 既存住基システムの改修方法の決定（フェーズ：基準日の準備）

基準日の準備フェーズ（フェーズ①）における、既存住基システムの改修の検討にあたり、「2(2)イ 既存住基システムの改修に係る類型」に応じた既存住基システムの改修ケースについて「表 3-3」に示す。

なお、本説明で示すケースごとに検討すべき事項については、必ずしも体系的な対応を意味しない。各市町村の実情（既存住基システムの特性や外国人登録者数など）に応じて、必要と想定される事項を検討することになる。

表 3-3 アンケート調査結果を踏まえた類型に応じた既存住基システム改修方法

| 想定される既存住基システム改修方法 | システム改修に係る類型(注) | 負荷 | 方向性及び留意事由 |
|---------------------------------|----------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケース | A-3 | 低 | <ul style="list-style-type: none"> パッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修経費、移行負荷はともに高くはないと考えられる。 システムベンダが提供するオプション製品等を適用する対応が基本となる。 |
| | B-2 | | |
| b 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケース | A-1 | 中 | <ul style="list-style-type: none"> 独自開発の既存住基システムを改修する（個別対応）。 パッケージを用いないスクラッチ開発されたシステムやパッケージへのカスタマイズが多いシステムの改修であるため、改修負荷、移行負荷がともに高くなる。 |
| | B-1 | | |
| c 独自開発の既存住基システム（世帯レコード）を改修するケース | A-2 | 高 | <ul style="list-style-type: none"> 独自開発の既存住基システムを改修する（個別対応）。 パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり導入初期のデータベース構造が温存されているため、b以上に改修負荷、移行負荷がともに高くなることが多い。 |

（注）法制度改正対応に要するシステム改修経費や、長年にわたり利用された既存住基システムの更改等を併せて検討し、既存住基システムを入れ替えるケースもあり得る。当該ケースについては、「(イ) 参考：既存住基システムを入れ替えるケース」を参照。

(7) システム改修ケースごとの検討事項

a ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケース

当該ケースにおいては、システムベンダが提供する住基法改正に対応するオプション製品等（以下「法改正対応オプション」という。）の提供を受けることが基本的な対応になると考えられる。

その場合、市町村が検討すべき事項は、住基法改正の対応に必要な機能の確認など製品の適用を中心とする基本的な事項に限られるため、市町村側の移行負荷は高くなりならず、またスケジュールについても他のケースに比べて余裕がある。

ただし、市町村の調達方針によっては、システムを入れ替えるケースもあると考えられる。その場合、スケジュールを中心に実行可能性について十分な検討が必要である（「(イ) 参考：既存住基システムを入れ替えるケース」を参照）。

表 3-4 ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケースの検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | スケジュール | 法改正対応オプション適用スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムへ法改正対応オプションの適用スケジュールを検討する。 宛名システム、関連システムも含めて、適用スケジュールの調整を行う。 |
| 2 | パッケージ機能 | パッケージ機能の確認 | <ul style="list-style-type: none"> システムベンダが提供する法改正対応オプションに当該市町村が想定する必要な機能が包含されていることを確認する。 法改正対応オプションを適用することにより、既存住基システムによっては、各種設定（パラメタ等）がパッケージ導入時点の状態に戻る可能性があることに留意する。 |
| 3 | 関連システム連携 | 関連システム連携機能の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムと宛名システム、関連システムが連携している場合、システムベンダが提供する法改正対応オプション適用後でも、宛名システム、関連システムと連携できることを確認する。 |
| 4 | 仮住民票 | 仮住民票の作成・修正・通知・削除機能の確認 | <ul style="list-style-type: none"> システムベンダが提供する仮住民票機能で、仮住民票の作成・修正・通知・削除ができることを確認する。 |
| | 住基ネット連携 | 住基ネット法改正対応機能の確認 | <ul style="list-style-type: none"> システムベンダが提供する法改正対応オプションに当該市町村が想定する住基ネット連携に必要な機能が包含されていることを確認する。 |

b 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケース

当該ケースにおいては、独自開発の既存住基システム（データ管理は個人レコード）を改修する（個別対応）。

パッケージを用いないスクラッチ開発されたシステムの場合は、フェーズごとに必要な検討、既存住基システムの改修に係る設計開発、後続するシステムテスト等一連の対応作業を漏れなく実施する。

ベンダが提供するパッケージを素材としつつもカスタマイズが多いシステムの改修である場合も、上記のような一連の対応作業となるため、スケジュールを確保して実施する。

既に説明したように、ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップに比べて当然負荷は高くなるが、既存住基システムが汎用機かオープン系サーバか、標準化されているかによって負荷は異なる。

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項(1/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仮住民票 | 仮住民票の作成機能 | <ul style="list-style-type: none"> 既存外国人登録システム又は外国人登録原票に登録されている外国人登録者のデータ、関連システムのデータ等を用いて、仮住民票を生成する機能を作成する。仮住民票を生成する際に、データ突合を行う項目としては、氏名、性別、生年月日などが考えられる。 具体的には、既存外国人登録システム又は外国人登録原票に登録されている世帯主名、続柄、住所及び関連システムの国保情報、年金情報、児童手当情報、介護保険情報、後期高齢情報などを付加して、仮住民票データベースに登録する。 個人識別番号や世帯識別番号については、関連システムで付番しているものと、同じ番号を付番する。 既存外国人登録システム又は外国人登録原票に登録されている住所情報を仮住民票データベースに登録する場合は、既存住基システムにおける住所の編集方法（町目字の表記、地番編集の方法など）と同一になるように、必要に応じてデータ変換を行う。 必要に応じて、仮住民票の作成に必要な情報について、法務大臣に請求することができる。 既存外国人登録システムと既存住基システムで、異なる文字コード体系を利用している場合や、外国人登録の氏名や世帯主名などに簡体字や中国漢字などが含まれる場合は、それらの変換などについても留意する必要がある。 |

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項(2/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|-------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仮住民票 | 仮住民票の作成機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースのレイアウトは、最終的に住民票データベースにデータを統合することを考慮して、住民票データベースと同じレイアウトとするかを含めて検討する。 外国人登録者のデータを既存外国人登録システムから抽出して仮住民票データベースにする場合、項目桁数の違いに留意する必要がある。 「2 ウ(イ) 既存住基システムと外国人登録システムの文字数等の差異」のとおり、本名等については、既存住基システムの桁数(文字数)より既存外国人登録システムの桁数(文字数)の方が多い市町村が7割程度であったが、これら市町村で住民票データベースと同じレイアウトとする場合で、項目桁数の不足有無を事前に調査し、桁数不足が予想される場合は、該当項目の桁数追加や、オーバフロー用データベースを用意する対応などが考えられる。 また、このような桁数の検討にあたっては、関連システムへの影響等にも十分留意する。 |
| 2 | | 仮住民票の修正機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースの作成を、外国人登録原票を基に手作業で行う場合のため、また外国人からの申告などに応じて仮住民票を修正するために、仮住民票データベースにアクセスし、該当するデータを呼び出して修正する機能を作成する。 |
| 3 | | 仮住民票の通知機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースを基に、仮住民票の記載事項を本人に通知するための通知書などを作成する機能を作成する。 仮住民票の記載事項を通知するための通知書作成に併せて、宛名印刷や窓空き封筒対応についても検討する。 なお、宛名に本名を表示するか、通称名を表示するかについては、市町村判断となる。 |
| 4 | | 仮住民票の削除機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の作成後に転出・出国・死亡などにより自市町村に在住しなくなった場合のために、仮住民票データベースにアクセスし、該当するデータを呼び出して削除する機能を作成する。 |
| 5 | 画面入出力 | 外国人住民固有項目の各入出力画面 | <ul style="list-style-type: none"> 職権記載や職権削除、転入や転出など、各異動処理で表示する住民の情報を入出力する画面に対して、外国人住民固有の項目を追加する。 具体的には、中間報告Ⅰの「4 システム改修要件(4)主要データ項目要件」に示した項目に基づき、現行の各入出力画面に不足している項目を追加する。 上記以外の項目については、既存住基システムの実情などを踏まえて、必要に応じて追加する。 |
| 6 | | 外国人住民固有項目の各入出力画面を制御するアプリケーション | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民固有項目を追加した各入出力画面を制御するアプリケーションを調査し、追加した項目の入出力ロジック、項目チェック(必須チェック、項目間チェック、項目長や属性チェック、コード仕様など)、コード変換の追加などの改修を行う。 氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。 外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。 |
| 7 | | 住民票コードの未付番対応(注1) | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、外国人住民に係る住民票に、住民票コードが付番されないことを前提とした改修を行う。 具体的には、外国人住民の情報を入力する画面で、住民票コードの必須チェックを解除するなどが考えられる。 (詳細は、別途、LASDECから提示される予定。) |

(注1) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項 (3/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 | | 複数国籍世帯の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 複数国籍世帯を構成する世帯への対応を検討する。具体的には、複数国籍世帯を構成する世帯員には、同じ世帯識別番号を付番することにより、世帯構成を表示する画面においては、同一世帯として表示できるようにする方法を検討する。 |
| 9 | 異動処理 | 「帰化」「国籍取得」処理を制御するアプリケーション | <ul style="list-style-type: none"> 従来の「帰化」「国籍取得」は増事由ではなく、増減無しの異動事由となる。この点を踏まえて、異動処理を制御するアプリケーションの見直しを行う。 具体的には、「帰化」「国籍取得」の場合、新規に住民票を作成するのではなく、既存の外国人住民当時の住民票の内容を、日本人住民の内容に修正する異動処理とする。併せて、個人識別番号及び世帯識別番号は、外国人住民当時の番号を引き継ぐ。 |
| 10 | | 「国籍喪失」処理を制御するアプリケーション | <ul style="list-style-type: none"> 従来の「国籍喪失」は減事由ではなく、増減無しの異動事由となる。上記の点を踏まえて、異動処理を制御するアプリケーションの見直しを行う。 具体的には、「国籍喪失」の場合、住民票を削除するのではなく、日本人住民当時の住民票の内容を、外国人住民の内容に修正する異動処理とすることが考えられる。併せて、個人識別番号及び世帯識別番号は、日本人住民当時の番号を引き継ぐことになる。 |
| 11 | | 複数国籍世帯に係る「転出」処理を制御するアプリケーション (注1) | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、複数国籍世帯から転出の届出を受けた場合、世帯主が住基カードを保持している場合でも、日本人住民のみ、転出証明書情報を住基ネットへ連携し、外国人住民には転出証明書を交付する必要がある。(詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。) |
| 12 | | 複数国籍世帯に係る「転入」処理を制御するアプリケーション (注1) | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、複数国籍世帯の転入の届出を受けた場合、日本人住民は転入通知情報を住基ネットへ連携し、外国人住民については転入通知書を印刷して送付する必要がある。(詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。) |
| 13 | 帳票出力 | 住民票の写しのレイアウト変更 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の固有項目を住民票の写しの帳票レイアウトに追加する。 具体的には、中間報告Ⅰの「4 システム改修要件 (3) 主要帳票要件」に示した項目に基づき、現行の住民票の写しに不足している項目を追加する。 上記以外の項目については、既存住基システムの実情などを踏まえて、必要に応じて追加する。 氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。 外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。 |
| 14 | | 住民票の改製の契機 | <ul style="list-style-type: none"> 住民票の改製の契機に、外国人住民の固有項目による改製（在留資格記載欄の満欄による改製など）が加わる。氏名や住所など、日本人住民と共通となる項目以外に、国籍等や在留資格など、外国人住民の固有項目においても、改製の契機となり得ることに留意する。 |

(注) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項 (4/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 帳票出力 | 転出証明書のレイアウト変更 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の固有項目を転出証明書の帳票レイアウトに追加する。(注1) 具体的には、中間報告Ⅰの「4 システム改修要件 (3)主要帳票要件」に示した項目に基づき、現行の転出証明書に不足している項目を追加する。 氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する。 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。 外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。 |
| 16 | | 転入通知書の出力機能 (注2) | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、外国人住民に係る転入通知情報を住基ネットへ連携することができないため、代わりに転入通知書（紙媒体）を出力する。 (詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。) |
| 17 | | その他帳票の出力文字数等の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 閲覧用の住民票（名簿）や転入通知未受理者一覧など、外国人住民を出力する可能性のある帳票について、氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する。 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。 外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。 |
| 18 | | 外国人住民固有項目の帳票出力を制御するアプリケーション | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民固有項目を追加した各帳票を制御するアプリケーションを調査し、追加した項目の出力ロジック、項目チェック（必須チェック、項目間チェックなど）、コード変換の追加などの改修を行う。 追加する項目の、項目長や属性、コード仕様など、具体的な仕様については、基本的に中間報告Ⅰの「4 システム改修要件 (3) 主要帳票要件」の該当項目に準拠する。 法務大臣から通知される事項については、別途法務省から詳細な仕様が提示される予定である。 氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。 外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。 |
| 19 | | 複数国籍世帯の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 現行で世帯単位の住民票の写しや転出証明書の出力を行っている場合は、複数国籍世帯の世帯員構成員全員の出力も可能とする。 具体的には、複数国籍世帯を構成する世帯員には、同じ世帯識別番号を付番することにより、世帯構成を出力する帳票においては、同一世帯として出力できるようにする方法が考えられる。 |

(注1) 通称名を備考として記載できるようにすることも想定される。

(注2) 具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項 (5/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|----------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | データベース | 住民票データベースへの外国人住民固有項目の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 中間報告Ⅰの「4 システム改修要件 (4)主要データ項目要件」に示した項目に基づき、現行の住民票データベースに不足している項目を追加する。 上記以外の項目については、使用する既存住基システムの特性などを踏まえて、必要に応じて追加する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」は、画面及び帳票においては西暦表示であるため、住民票データベースへの格納形式（和暦・西暦）も西暦形式で格納する。（ただし、標準的な日付データに対応しているシステムであればそのままの格納で支障がない。） |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の通称名を、市町村の判断で、送付物の宛先などに利用する場合は、登録した通称名を明確に判別できるように、データベース上で管理する。 |
| 21 | | 関連するデータベースへの外国人住民固有項目の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 異動累積データなど、住民票データベースに関連する各データベース・ファイルなどについても、住民票データベースと同様に、不足している項目を追加する。 |
| 22 | | 住民票コードの未付番対応（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、外国人住民に係る住民票に、住民票コードが付番されないことを前提とした改修を行う。 具体的には、住民票データベースなどの設定で、住民票コードをキー項目として設定（ユニーク属性など）している場合に、当該設定の変更などが考えられる。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 住民票データベースなどに、住民票コードが登録されていない場合、既存住基システムへ影響を及ぼす箇所を調査して対応する。 |
| 23 | | バックアップ、システム環境見直し | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の追加に伴い、住民票に係る情報が追加されるため、特に外国人登録者数の多い市町村は、データベース等のバックアップ時間、バックアップ用の外部媒体の容量変更などについても留意する必要がある。 住民票データベースの格納件数が増加することに伴い、必要に応じて、システム環境（ディスク容量、表領域設定など）の見直しを行う。 |
| 24 | 関連システム連携 | 関連システムとのインタフェース（注2） | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、外国人住民の固有項目を、既存住基システムと宛名システム、関連システムとのインタフェース・ファイルなどに追加する。 |
| 25 | | 関連システムとの連携を制御するアプリケーション（注2） | <ul style="list-style-type: none"> 第1号施行日以降、外国人住民のデータを、既存住基システムから宛名システム、関連システムへ連携するように改修する。 既存住基システムと宛名システム、関連システムとの連携を制御するアプリケーションを調査し、追加する外国人住民の固有項目の項目チェック（必須チェック、項目間チェックなど）、コード変換の追加など、必要に応じて改修を行う。 追加する項目の、項目長や属性、コード仕様など、具体的な仕様については、基本的に住民票データベースの該当項目に準拠する。 |
| 26 | 住基ネット連携 | 住基ネットとのインタフェース（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 転出証明書情報や広域交付住民票の記載事項に係る外国人住民の固有項目を、既存住基システムと住基ネットとのインタフェース・ファイルなどに追加する。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| 27 | | 住基ネットとの連携を制御するアプリケーション（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムと住基ネットとの連携を制御するアプリケーションを調査し、追加する外国人住民の固有項目の項目チェック（必須チェック、項目間チェックなど）、コード変換の追加などの改修を行う。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |

(注1) 具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

(注2) 外国人住民の情報を関連システムへ直接入力している市町村は対象外となる。

表 3-5 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケースの検討事項(6/6)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|---------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | 住基ネット連携 | 外国人住民の住基ネット連携抑止機能（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 適用日までは、外国人住民に係る住基ネットへの連携を抑止する必要がある。 ただし、複数国籍世帯の場合は、日本人住民については今まで通り住基ネットへ連携し、外国人住民のみ連携しないように制御する必要がある。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| 29 | | 外国人住民の住民票コード一括付番機能（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 適用日をもって、外国人住民に係る住民票に、住民票コードを一括付番する必要がある。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| 30 | | 外国人住民の住基ネットへのセットアップ（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 適用日をもって、外国人住民に係る本人確認情報を、住基ネットへセットアップする必要がある。 （詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| 31 | 出入国管理システムとの連携 | 出入国管理システムとの連携機能（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 出入国管理システムから外国人住民の固有情報を受け取り、及び登録・変更された外国人住民の住所などについて出入国管理システムを通じて連絡することが想定される。（注2） なお、システムとしての機能は用意せずに、手入力により対応する方法も考えられる。 具体的には、今後法務省から提示される予定の出入国管理システムに係る仕様に基づくことになる。 |

（注1） 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

（注2） 出入国管理システムとの間で、文字コード等の変換などが必要となる場合がある。

c 独自開発の既存住基システム（世帯レコード）を改修するケース

当該ケースにおいては、独自開発の既存住基システム（データ管理は世帯レコード）を改修する（個別対応）。

既に説明したように、このケースの既存住基システムは長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり、導入初期のデータベース構造が温存されているシステムであることが想定され、その場合にはb以上に改修負荷、移行負荷がともに高くなる。

当該ケースで検討すべき事項は、「b 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケース」の検討事項に加えて、住民票が世帯レコードである場合に必要となる検討事項となる。

ここでは、「b 独自開発の既存住基システム（個人レコード）を改修するケース」で記載した検討事項については割愛し、住民票が世帯レコードである場合に必要となる検討事項を主として「表 3-6」に示す。

表 3-6 独自開発の既存住基システム（世帯レコード）を改修するケースの検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 帳票出力 | 住民票の写しのレイアウト変更 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯レコードでデータを保持している場合は、特殊な帳票レイアウトを採用しているケースが多く、特に住民票の写しについて留意する必要がある。 日本人住民と外国人住民で、住民票の写しに出力する項目が異なる。そのため、住民票の写しの個人欄に出力する項目を統一せず、それぞれの住民に応じて、個人欄のレイアウトを可変にすることが考えられる。 具体的には、日本人住民と外国人住民の世帯全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の組合せ（個人欄の1人目・2人目は日本人住民、3人目は外国人住民など）に応じて、複数の帳票レイアウトを用意することが想定される。用意した複数の帳票レイアウトから、住民票の写しの出力順序に応じた帳票レイアウトを選択することが考えられる。 <p>なお、処理が煩雑になることを回避するために、世帯全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の項目自体を統一することも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しに交差抹消線などを引いて削除者を表している場合、交差抹消線を引いた状態の帳票レイアウトを用意している場合がある。その場合、上記に示す世帯全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の組合せに応じた帳票レイアウトに加えて、交差抹消線などの組合せも考慮する。 |
| 2 | | 住民票の改製の契機 | <ul style="list-style-type: none"> 住民票の改製の契機に、外国人住民の固有項目による改製（在留資格記載欄の満欄による改製など）が加わる。氏名や住所など、日本人住民と共通となる項目以外に、国籍等や在留資格など、外国人住民の固有項目においても、改製の契機となり得ることに留意する。 在留資格、在留期間などしばしば変更される外国人の固有項目であっても、世帯員のいずれか一人でも住民票の改製の契機を向かえた場合、世帯全員を含めた改製となる。 |
| 3 | データベース | 世帯レコードの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 項番1の出力順序の対応に関連し、出力順序などを変更するための機能を設けたり、外国人住民を当該世帯の世帯員として追加した後に改製を行う。 |

(イ) 参考：既存住基システムを入れ替えるケース

法制度改正対応に要するシステム改修経費や、長年にわたり利用された既存住基システムの更改等を併せて検討し、既存住基システムを入れ替えるケースもあり得るが、ここでは参考として、住基法改正に対応した新しい住基システム（ノンカスタマイズパッケージを想定）に入れ替えることを選択した際に、検討すべき事項を取り上げる。

当該ケースで検討すべき事項は、「(ア) a ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケース」の検討事項に加えて、既存住基システムを入れ替える場合の検討事項が必要となる。

ここでは、「(ア) a ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケース」で記載した検討事項については割愛し、既存住基システムを入れ替える場合に必要となる検討事項を主として「表 3-7」に示す。

表 3-7 既存住基システムを入れ替えるケースの検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|----------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | スケジュール | 既存住基システム入れ替えスケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされ、WTO 協定等に則った競争入札などによる調達が行われる場合には、入札準備や意見招請等に十分な期間が必要になる。 スケジュールの検討に際しては、既存住基システムの入れ替えに伴い影響を受ける宛名システム、関連システムも含めて、スケジュールの検討を行う。必要に応じて、関連システムの担当部署の職員や関連システムを提供している現行システムベンダなども含めて調整する。 現行システムの実情により、必要な調査、設計開発のボリュームは大きく異なると考えられるが、特に大規模自治体におけるレガシー・システムのオープン化などのケースでは、スケジュールを含む実行可能性について十分な検討が必要である。 |
| 2 | 関連システム連携 | 関連システムとのインタフェース | <ul style="list-style-type: none"> 従来の既存住基システムと、宛名システム、関連システムとのインタフェースが異なると想定されるので、必要に応じて、関連システムの担当部署の職員や関連システムを提供している現行システムベンダなども含めて影響するインタフェースの調査及び対応を十分検討する。 宛名システム、関連システムとのインタフェースについては、既存住基システムから送信するインタフェースだけではなく、関連システムから受信するインタフェースについても留意する。 |
| 3 | データベース | データベースの形式変更 | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムのデータベース管理を変更する場合（NDBからRDBへの変更など）は、データベース構造なども併せて変更になるので、十分な検討が必要である。 |
| 4 | | 個人識別番号及び世帯識別番号の桁数 | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムの個人識別番号及び世帯識別番号の番号体系・桁数などが変更となる場合は、宛名システム、関連システムとの関連性を踏まえて、十分な検討が必要である。 |

※上記以外に、基準日以降に既存住基システムを入れ替える場合は、入れ替え前の住基システムと新しい住基システムを並行運用させるなどの検討も必要である。

ウ 外国人登録者のデータ移行の方法決定（フェーズ：基準日の準備）

基準日の準備フェーズにおける外国人登録者のデータ移行方法の方法決定に係る検討事項について整理する。

なお、ここで仮住民票の記載項目ごとの記載情報については、外国人登録原票に記載されている情報から取得するものとしている。仮に一部の記載事項について法務省から情報提供を受けた場合には移行方法に変更が生じる可能性がある（図 3-6 「仮住民票の作成等の考え方」参照）。

基準日の準備フェーズにおける外国人登録者のデータ移行を検討するにあたり、アンケート結果を踏まえた類型に応じた具体的なデータ移行方法を「表 3-8」に示す。

この「表 3-8」に示すデータ移行方法のいずれかを選択した上で、「表 3-9」「表 3-10」に示す基準日の準備フェーズで検討すべき事項を確認する。

表 3-8 想定される具体的なデータ移行方法

| 想定される具体的なデータ移行方法 | データ移行に係る類型 | 負荷 | 方向性及び留意事由 |
|-------------------|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| d 手作業での入力によるデータ移行 | C-1（注1） | 高 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録者のデータは、外国人登録原票に基づき、手作業での入力を行う。（注2） 関連システムに登録されている外国人登録者のデータは、関連システムから出力されたリストなどに基づき、手作業での入力を行う。 |
| | C-2（注1） | | |
| | C-3 | | |
| e 移行ツールによるデータ移行 | C-1 | 低～中 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録者のデータは、既存外国人登録システム又は住登外管理のデータや表計算ソフトなどの汎用ソフトウェアで管理している電子データを移行ツールで移行する。（注2） 関連システムに登録されている外国人登録者のデータは、関連システムから、移行ツールを用いて移行する。 移行ツールによるデータ移行のイメージは、「図 3-4」のとおり。 |
| | C-2 | | |

（注1） 外国人登録者のデータを、既存外国人登録システム又は電子データで管理していても、データの網羅性などの実情により、当該データを敢えてデータ移行しない場合。

（注2） 必要に応じて、仮住民票の記載事項の一部について、情報提供を法務大臣に請求することがある。

(7) データ移行方法ごと検討事項

d 手作業での入力によるデータ移行

外国人登録原票(C-3)を基に手作業での入力によるデータ移行を行う場合に検討すべき事項を次表で整理する。

表 3-9 手作業での入力によるデータ移行における検討事項（フェーズ：基準日の準備）

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仮住民票 | 仮住民票データベースの外国人登録者のデータの入力機能 | ・ 外国人住民に該当すると見込まれる者のデータを、外国人登録原票に基づき、手作業での入力を行う機能を作成する。 |
| 2 | | 仮住民票データベースの基となる関連システムのデータの入力機能 | ・ 外国人住民に該当すると見込まれる者に関する関連システムのデータについては、関連システム側でリストなどの出力を行い、当該リストなどに基づいて、手作業での入力を行う機能を作成する。 |
| 3 | | 仮住民票データベースの管理機能 | ・ 仮住民票への登録漏れなどが生じた場合を考慮して、仮住民票データベースに登録されているデータをリスト出力する機能を作成する。 |
| 4 | | | ・ 外国人登録原票に基づき手作業での入力を行い、仮住民票データベースに登録済みであることを管理する機能を作成する。 ・ 具体的には、外国人登録原票(C-3)などに、手作業での入力が行われているか否かをチェックする方法が考えられる。 |

● 移行ツールによるデータ移行

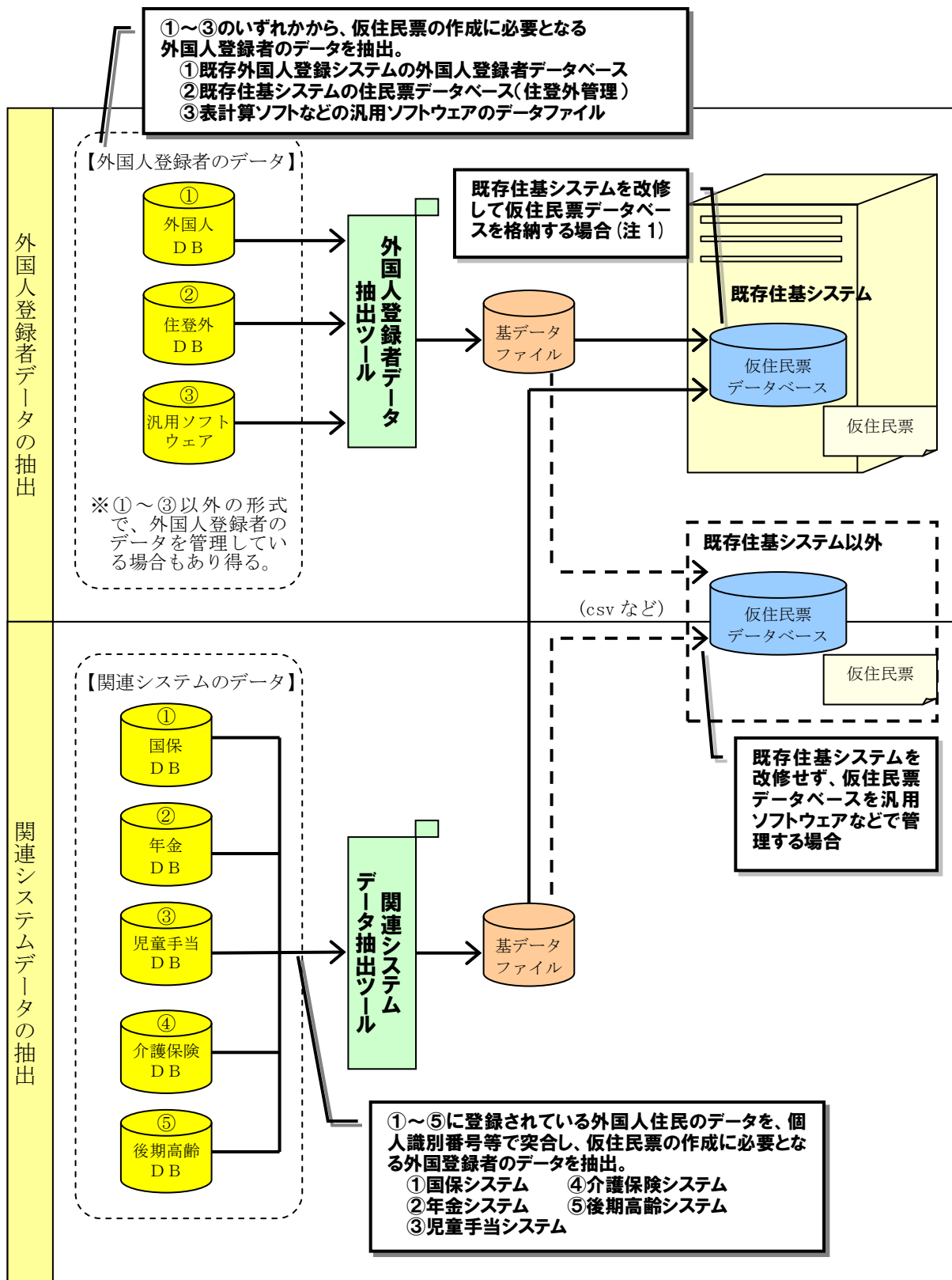
既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(住登外管理のデータなど)(C-2)から、移行ツールを用いてデータ移行を行う場合に検討すべき事項を次表で整理する。

表 3-10 移行ツールによるデータ移行における検討事項(フェーズ: 基準日の準備)

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|--------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | データベース | 外国人登録者のデータ抽出機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成するためのインプットとなる、外国人登録者のデータを抽出する機能を作成する。 インプットとなるデータは、データ移行に係る類型により異なる。 C-1: 既存外国人登録システム C-2: 電子データ(住登外管理のデータなど) 具体的には、仮住民票機能の仕様に応じたレイアウトで、既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(住登外管理のデータなど)(C-2)から、外国人登録者に係るデータを抽出したファイルを作成することができるか検討する。 |
| 2 | | 関連システムからの外国人登録者のデータ抽出機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成するためのインプットとなる、関連システムに登録されている外国人登録者のデータを抽出する機能を作成する。 具体的には、仮住民票機能の仕様に応じたレイアウトで、関連システムのデータベースから、外国人登録者に係るデータを抽出したファイルを作成することが考えられる。 |
| 3 | | 仮住民票データベースとの突合機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票機能を用いて作成した、仮住民票データベースに登録漏れなどがないことを確認するために、当該データベースと、既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)とを、突合する機能を作成する。 具体的には、仮住民票データベースと、既存外国人登録システム(C-1)又は又は電子データ(C-2)から、それぞれ登録番号、氏名、性別、生年月日等を抽出したファイルを作成し、マッチング処理を行う方法が考えられる。 |
| 4 | 文字 | 外字の移行(注2) | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の作成時に、既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)から、外国人登録者のデータ(世帯主名や住所など)を移行する際に、外字が含まれている場合を想定し、既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)で、使用している外字について考慮する必要がある。 |
| 5 | 仮住民票 | 仮住民票データベースの外国人登録者のデータの入力機能 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票への登録漏れなどが生じた場合を考慮して、仮住民票データベースに登録されているデータのリスト出力等の機能や当該リストなどに基づいて、データの作成・変更・削除を行う機能を作成する。 |
| 6 | | 仮住民票データベースの管理機能 | <ul style="list-style-type: none"> 既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)から、データを抽出し、仮住民票データベースに登録済みであることを管理する機能を作成する。 具体的には、既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)で、抽出済みか否かを判別するフラグなどを設定できる機能を追加する方法が考えられる。 |

(注 1) データベースに付属しているツールなどを用いて、必要なデータの抽出が行える場合は、当該機能で代替することも考えられる。

(注 2) 既存住基システムと既存外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)で、異なる外字を使用している場合。



(注1) 既存住基システムとは別の仮住民票データベース専用アプリケーションを既存住基システムのハードウェア上に構築する場合を含む。

(注2) 必要に応じて、仮住民票の記載事項の一部について、情報提供を法務大臣に請求することがある。

図 3-4 移行ツールによるデータ移行イメージ

(イ) 参考：既存住基システムのデータ管理方法の変更(世帯レコード→個人レコード)についての検討事項

住基法改正に伴う既存住基システムの改修・入れ替え等に合わせて、住民票のデータ管理の方法を、世帯レコードから個人レコードに変更する場合に、検討すべき事項を「表 3-11」で整理する。

表 3-11 既存住基システムのデータ管理方法の変更(世帯レコード→個人レコード)についての検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|--------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | データベース | 住所を定めた年月日の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯レコードの場合、当該世帯に対する「住所を定めた年月日」については、個人単位ではなく、世帯単位で管理している場合がある。 この場合、世帯員個人ごとの「住所を定めた年月日」は、必ずしも世帯レコードで管理していた当該各日付とは合致しない場合が想定され、個人レコードに変更する場合、その対応を検討する。 具体的には、日本人住民については、各個人欄に登録されている情報から、外国人住民については、外国人登録原票から、該当日付を調査することが考えられる。 既存住基システムによっては、「住所を定めた年月日」以外に、「住所を定めた年月日」に対する届出の年月日を管理している場合がある。 これらの日付についても、上記の検討事項と同様に、個人レコードに変更する場合に、世帯員個人ごとの当該各日付について、対応を検討する。 |
| 2 | | 住民票の写しの出力順序の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯レコードにおいて、住民票の写しの出力順序のとおり、各世帯員のデータを登録している場合、個人レコードに変更した後の住民票の出力順序について留意する必要がある。 具体的には、個人レコードに住民票の写しの出力順序を管理する項目を付加することや、続柄などでソートして住民票を出力するなどの対応を検討する。 |
| 3 | | 消除者の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯レコードの場合、既に当該世帯から消除となった者についても、住民票に出力している場合がある。 この場合、個人レコードに変更する際、当該消除者について、除票の写しの交付を求められることがあるため、データ移行の対象とする（少なくとも、保存期間内にある消除後 5 年以内のデータは移行する。）。 |

エ 仮住民票の対象となる外国人の抽出

(7) 仮住民票の対象となる外国人(フェーズ：基準日、第1号施行日の準備)

基準日現在において、また、基準日後施行日の前日までの間に、次の a)、b) いずれにも該当する者に、仮住民票を作成し、その記載事項を作成の対象とされた者に通知する。

- a) 当該市町村(特別区含)の外国人登録原票に登録されている
- b) 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれる

仮住民票は、本人への通知等により施行日までに記載の修正等を行い、施行日に住民票に移行することとなるので、a)、b)の条件に該当しなくなった者の仮住民票は、消除しておく必要がある。その基本的な考え方について、「図3-5」に示す。

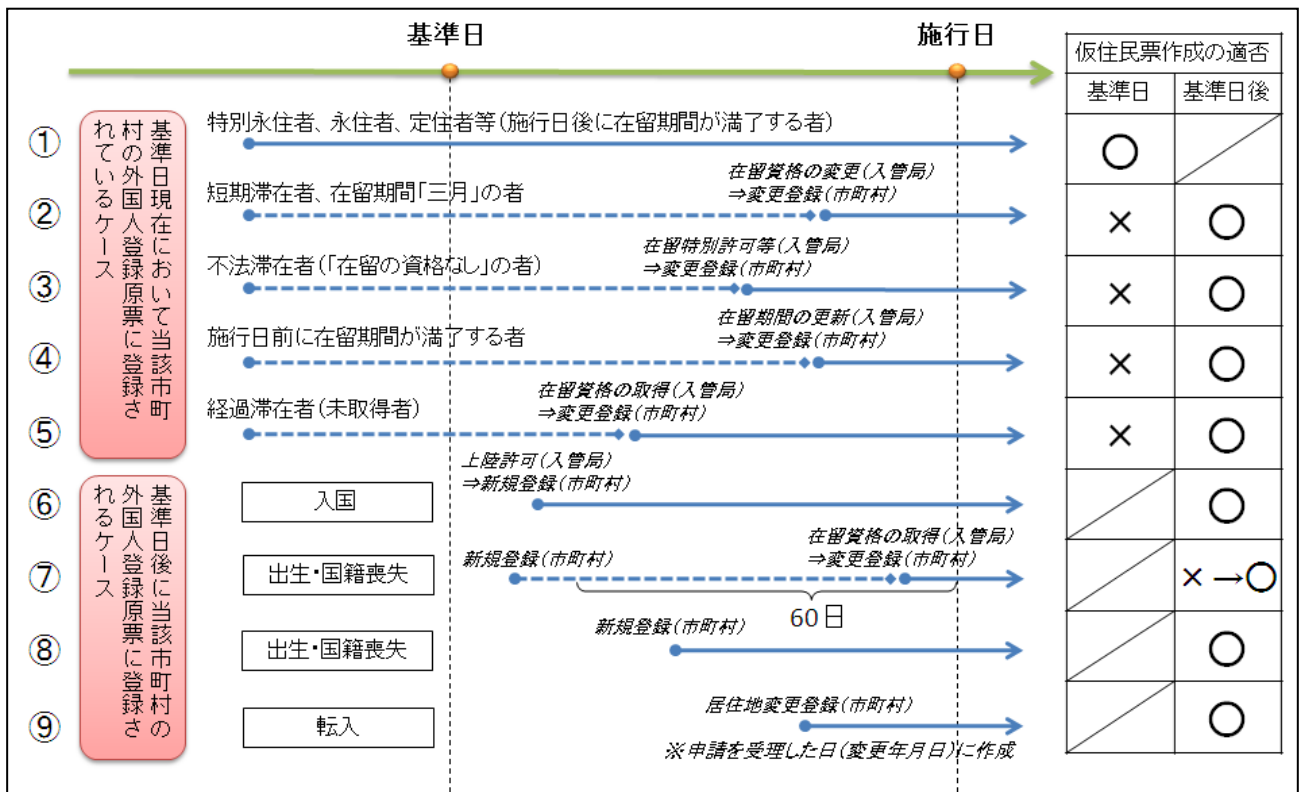


図3-5 仮住民票を作成する対象者の基本的な考え方

- ① 施行日までに在留期間等が満了しない中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者(以下、「中長期在留者等」という)には、仮住民票を作成する。
- ②、③ 短期滞在者、不法滞在者等には、仮住民票を作成しない。
(在留資格の変更等により中長期在留者等となり、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった場合は、仮住民票を作成する。)
- ④ 施行日までに在留期間等が満了する者には、仮住民票を作成しない。
(在留期間の更新等により、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった場合は、仮住民票を作成する。)
- ⑤～⑨ 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった者には、仮住民票を作成する。
(注) 仮住民票を作成した者について、死亡、帰化・国籍取得、出国、転出等により、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれなくなった場合は、当該仮住民票を消除する。

オ 仮住民票の作成等

(7) 仮住民票の作成等(フェーズ：基準日、第1号施行日の準備)

仮住民票の記載事項と記載事項の入手元について、以下の「図 3-6」に整理する。

| 記載事項 | | 情報入手元(注3) |
|------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 氏名(注1) | | 原則として、外国人登録原票(注4) |
| 出生の年月日 | | |
| 男女の別 | | |
| 国籍等 | | |
| 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 | | |
| 住所および住所を定めた年月日 注)住所を定めた年月日は転居している場合のみに記載する。 | | |
| 住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所 注)転入している場合のみ記載する。 | | |
| 国民健康保険の被保険者資格 | | 自国民健康保険担当部門 |
| 後期高齢者医療の被保険者資格 | | 自後期高齢者医療担当部門 |
| 介護保険の被保険者資格 | | 自介護保険担当部門 |
| 国民年金の被保険者資格 | | 自国民年金担当部門 |
| 児童手当の受給資格 | | 自児童手当担当部門 |
| 中長期在留者 | 中長期在留者である旨 | 外国人登録原票 又は法務大臣に請求し、情報提供を受ける。 |
| | 在留資格 | |
| | 在留期間 | |
| | 在留期間の満了の日 | |
| | 在留カードの番号(注2) | |
| 特別永住者 | 特別永住者である旨 | |
| | 特別永住者証明書の番号(注2) | |
| 一時庇護許可者又は 仮滞在許可者 | 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 | |
| | 上陸期間または仮滞在期間 | |
| 出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者 | 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨 | |

(注 1) カナ氏名、通称名など行政サービスに必要な情報を、備考欄等に記載して確認することも想定される。

(注 2) 仮住民票作成の際は、外国人登録番号を記載することが想定される。

(注 3) 外国人登録事務等についてシステムを導入している場合は、当該業務システムを含む。

(注 4) 必要に応じて、仮住民票の記載事項の一部について、情報提供を法務大臣に請求することがある。

図 3-6 仮住民票の記載情報と情報入手元

仮住民票の作成等の考え方について、次の「図 3-7」に示す。

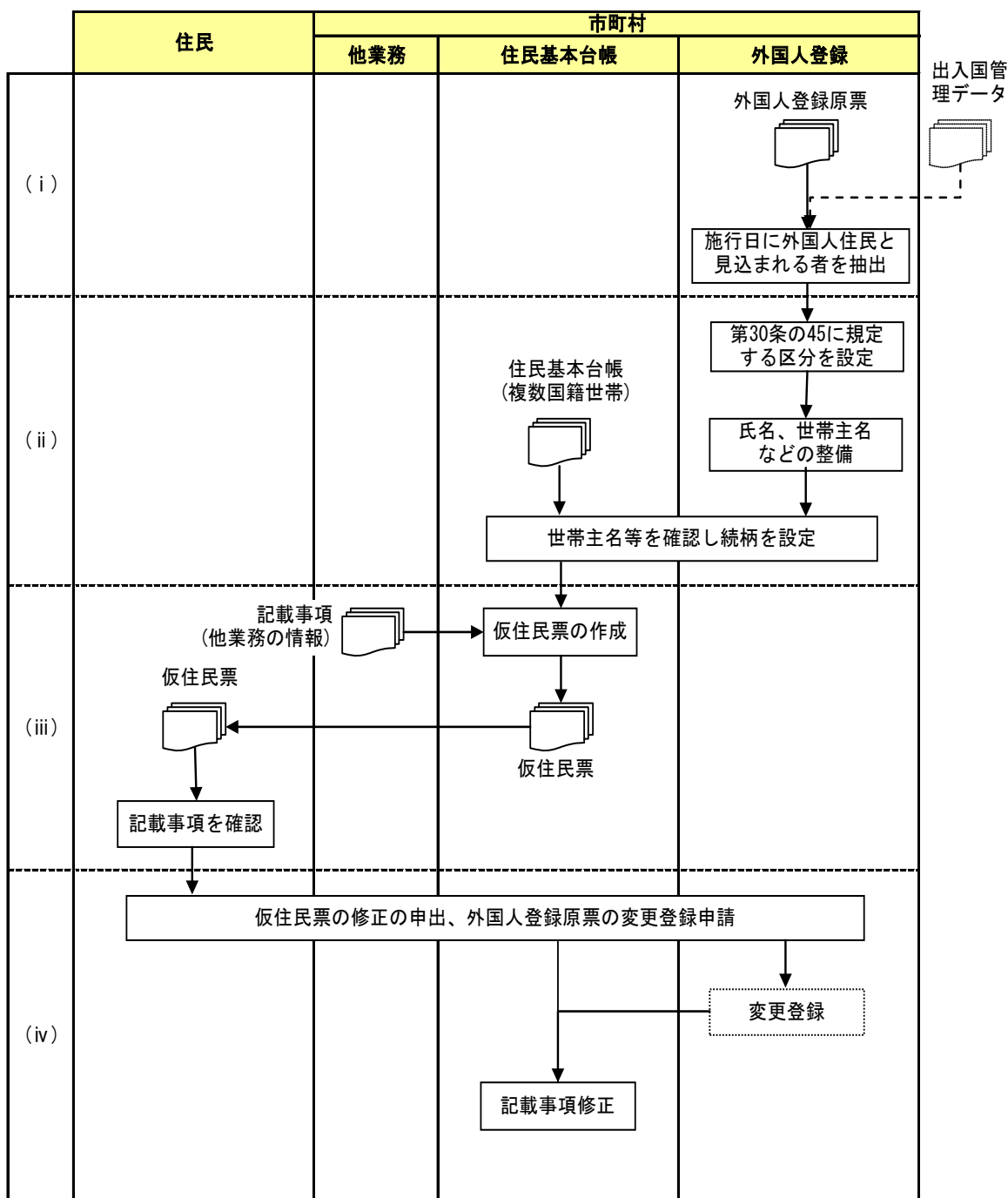


図 3-7 仮住民票の作成等の考え方

- (i) 市町村で管理されている外国人登録原票から、基準日現在において、
 - a) 当該市町村(特別区舎)の外国人登録原票に登録されている
 - b) 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれるのいずれにも該当する者を抽出する。また、基準日後施行日の前日までの間に、a) b) のいずれにも該当する者についても定期的に抽出する。
 - (ii) 在留資格及び在留期間等から、住基法第 30 条の 45 の表の上欄に規定する区分を設定する。
外国人氏名及び世帯主名に関して、氏名データの桁落ちや特殊外字等を調査して整備する。
世帯主名や複数国籍世帯における日本人の住民票の記載等を確認し、世帯主名と世帯主との続柄の設定を行う。
 - (iii) (ii) までの事前準備が完了したら、他業務から個別事項情報の提供を受け、仮住民票を作成する。
(注 1)
他業務からの個別記載事項情報と、外国人登録原票とに内容の相違があった場合は、その原因を調査する。調査結果により対処方法は異なる。
仮住民票の記載事項は、仮住民票の作成後、直ちに本人に通知する。(注 2)
住所不明により返送された場合は、実態調査により居住実態の有無等を確認の上、仮住民票を消除する。
また、外国人登録原票を閉鎖した場合も、仮住民票を消除する。
 - (iv) 仮住民票の記載事項について修正の申出があった場合は、外国人登録原票の変更登録を行い、仮住民票も記載事項の修正を行う。
- (注 1) 仮住民票の作成にあたっては、附則第 3 条第 4 項により、仮住民票の記載事項に関する情報の提供を法務大臣に求めることができる。
- (注 2) 基準日後は(特に施行日の間際には)、居住地変更登録などを行うために外国人が来庁した際に、仮住民票を即時に作成して窓口で確認させることも考えられる。

(イ) データ移行の検討（フェーズ：第1号施行日の準備）

本説明では、第1号施行日の準備フェーズにおける、外国人登録者のデータ移行に係る検討すべき事項を整理する。

第1号施行日の準備フェーズにおける、外国人住民のデータ移行の検討にあたり、前述の「表 3-8」を踏まえてデータ移行方法を選択した上で、「表 3-12」に示す第1号施行日の準備フェーズで検討すべき事項を確認する。なお、第1号施行日の準備フェーズにおいては、データ移行に係る類型による検討事項の相違はない。

表 3-12 外国人登録者のデータ移行における検討事項（フェーズ：第1号施行日の準備）

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | データベース | 住民票データベースへの移行機能 | <ul style="list-style-type: none"> データベースに付属しているツールなどを用いて、仮住民票データベースのデータを、住民票データベースへ書き込む処理が行える場合は、当該機能で代替することも考えられる。 仮住民票データベースのデータを読み込み、住民票データベースへ書き込む。 外国人住民に該当すると見込まれる者を仮住民票データベースに登録した際に付番した個人識別番号や世帯識別番号に誤り（日本人住民との重複付番など）が生じる可能性があるため、事前のその対応方法を検討し、関連システム側への影響について、十分に留意する。 |
| 2 | | 続柄一括変更機能 | <ul style="list-style-type: none"> 複数国籍世帯において、外国人住民が世帯主となる場合に、従来、世帯主であった日本人住民（多くのケースの場合は配偶者）の続柄を変更する。この続柄の変更は、第1号施行日をもって行うが、手作業での変更は困難であることが予想されるため、事前に続柄を変更すべき日本人住民のデータをファイル等で用意しておき、当該ファイルを参照して、住民票データベースの日本人住民のデータを一括変更する方法などが考えられる。 |
| 3 | | | <ul style="list-style-type: none"> 機械的に続柄の一括変更ができないケースが存在することに留意する。 例えば、実態の世帯構成としては、世帯主は外国人住民で、日本人住民の妻と前夫の子がいる場合、住民票では、妻が「世帯主」で、前夫の子は「子」として登録されている。しかし、外国人住民が「世帯主」となった場合、妻は「妻」となり、前夫の子は、「子」ではなく「妻の子」となる。 このように、現状の続柄からは機械的に判断できないケースが存在するため、個別に対応する。 |

カ 住民票の作成

(7) 住民票の作成（フェーズ：第1号施行日）

施行日において仮住民票を住民票とするなどの作業を、「図3-8」に示す。

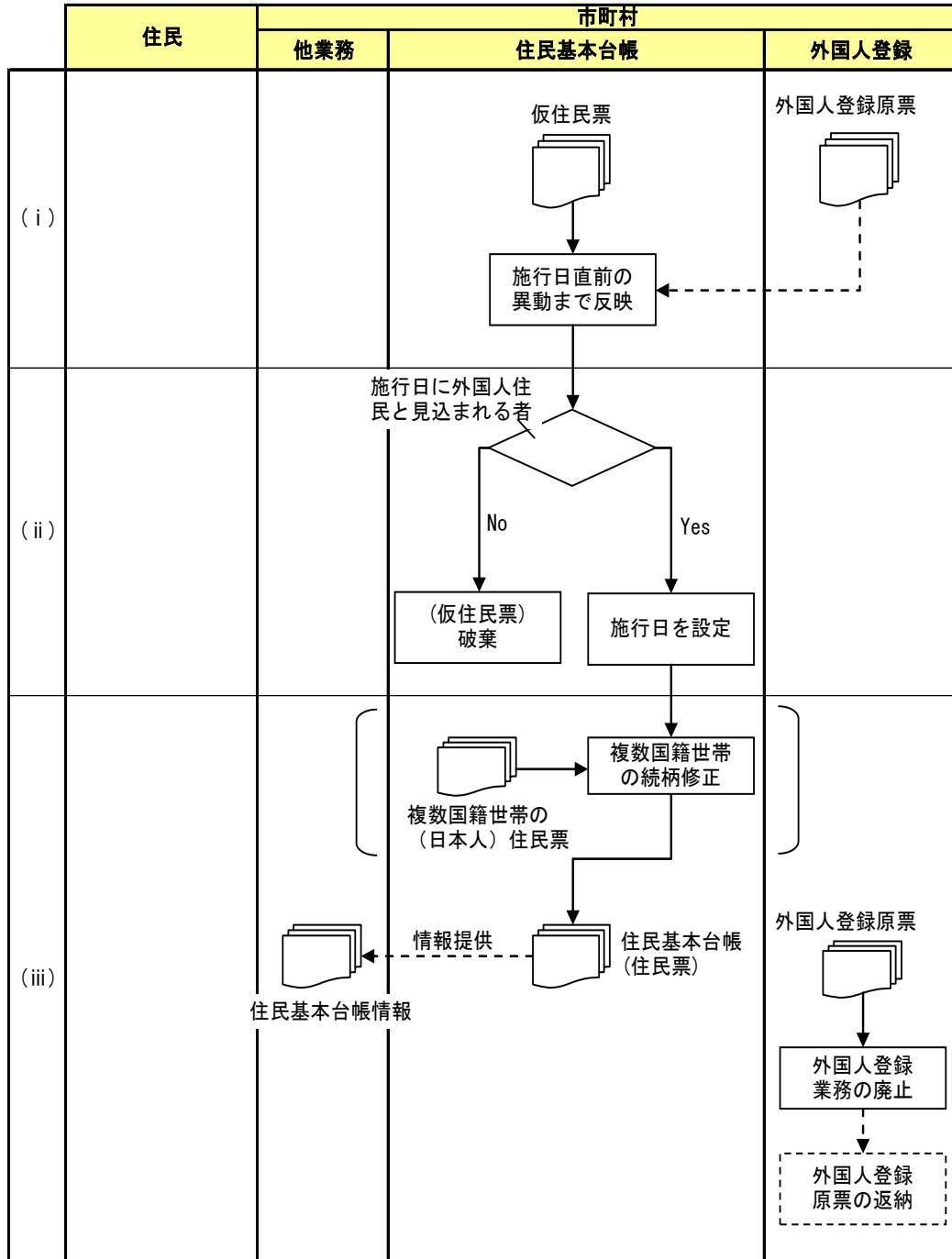


図3-8 施行日における住民票の作成について

- (i) 外国人登録に関する施行日直前までの異動の内容を仮住民票に反映する。
- (ii) 施行日に外国人住民である者の仮住民票を抽出する。(注)
施行日を記載し、仮住民票から住民票に移行する。
- (iii) 複数国籍世帯で、世帯主名及び、世帯主との続柄が変更になる日本人に関する住民票は、施行日に職権で住民票記載事項の修正を行う。
また、複数国籍世帯で外国人の配偶者がいる日本人の場合、施行日前には外国人の配偶者氏名などを住民票の備考欄に記載していることが想定されるが、施行日に外国人配偶者の住民票が作成されることになった場合には、備考欄の配偶者記載も必要に応じて記載を削除することになる。
施行日における上記のような整備を実施して、住民基本台帳を編成する。
- (注) 外国人に関して、施行日以前に死亡、転出等の届出や通知があった場合には、施行日に当該市町村の外国人住民に該当しなくなるため、住民票は作成しない扱いとなる。

(イ) 第1号施行日における検討事項

本説明では、第1号施行日フェーズにおいて、既存住基システムの機能や、データの移行に係る検討すべき事項を次表で整理する。

表 3-13 第1号施行日における検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|---------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | データベース | 住民票データベースへの統合 | <ul style="list-style-type: none">仮住民票データベースのデータを、住民票データベースに統合する。データベースの統合に際し、個人識別番号の重複に留意する。重複が発生した場合は、その原因を調査して対応する。 |
| 2 | | 続柄の変更 | <ul style="list-style-type: none">複数国籍世帯における日本人住民の、世帯主との続柄について、必要がある場合は、実態に合わせて変更を行う。 |
| 3 | パッケージ機能 | 法改正対応機能の解放 | <ul style="list-style-type: none">法改正対応機能について、第1号施行日から本稼働させる。 |
| 4 | 仮住民票 | 仮住民票機能の停止 | <ul style="list-style-type: none">仮住民票機能を停止させる。 |

キ 住基ネット接続準備

(7) 適用日の準備

「ク 住基ネット接続」に示す作業に必要な準備を行う。

なお、適用日の準備に係る事項については、別途、LASDEC から詳細が提示される予定である。

ク 住基ネット接続

(7) 適用日の作業

適用日において、外国人住民に係る住民票に住民票コードを付番し、住基ネットへの本人確認情報の通知等を開始するなど想定される作業を「図 3-9」に示す。

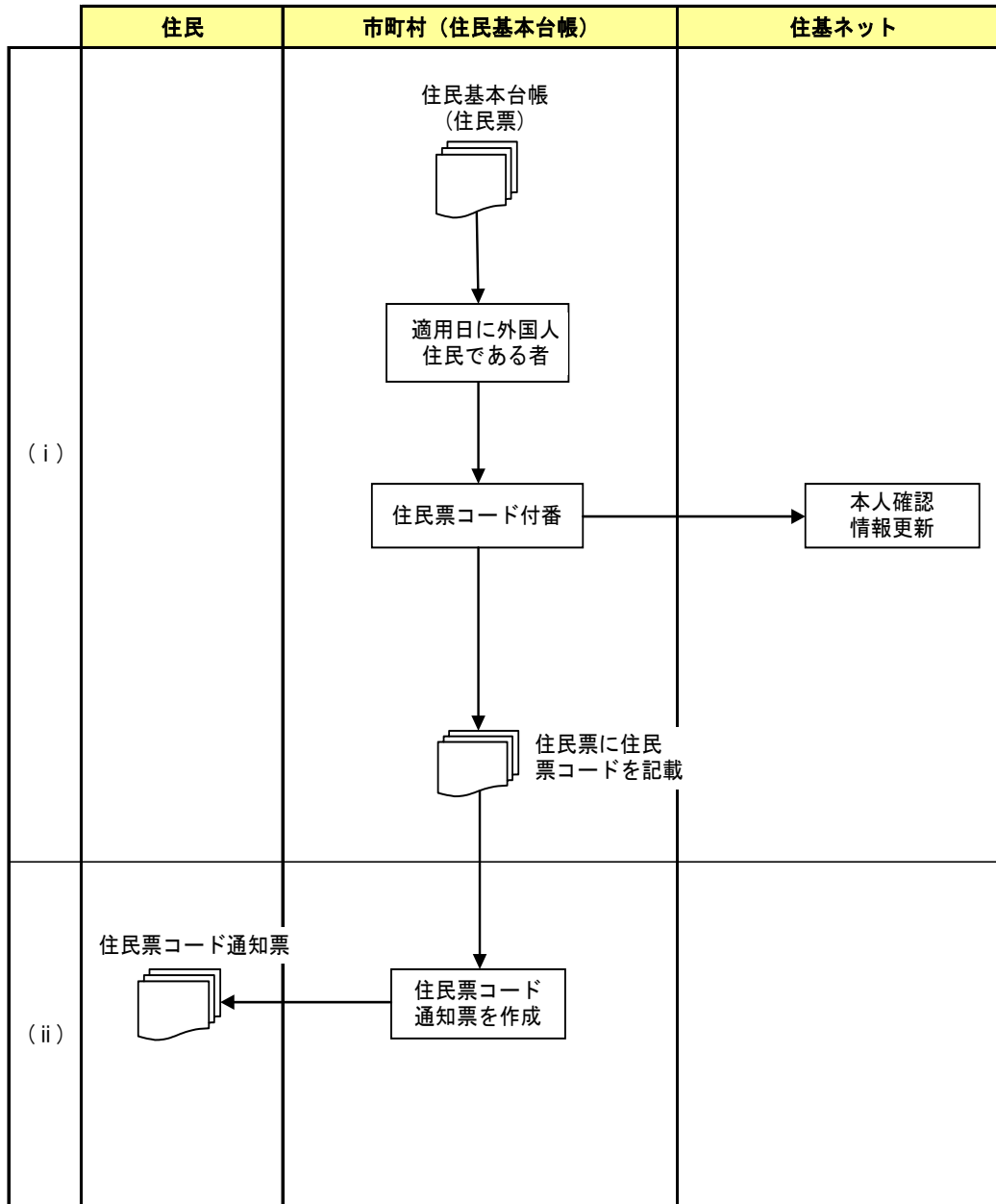


図 3-9 適用日の作業

(i) 適用日に、外国人住民に係る住民票に住民票コードを付番し、住基ネットに本人確認情報のセットアップを行う。(注)

(ii) 住民票コードの付番後速やかに住民票コード通知票を作成し、外国人住民に対して住民票コードを通知する。

(注) セットアップデータを作成するまでに、外国人住民に関して、住基システムの文字(外字)と住基ネット統一文字との文字同定作業を実施しておく必要がある。

※ 現時点で想定される事項を図 3-9 に記載したが、住基ネットとのやりとりに関する詳細は、別途、LASDEC から提示される予定である。

(イ) 適用日における検討事項

本説明では、適用日フェーズにおいて、既存住基システムの機能に係る検討すべき事項を次表で整理する。

表 3-14 適用日における検討事項

| 項番 | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|----|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 住基ネット連携 | 住基ネット法改正対応機能の稼働 | ・ 住基ネットの法改正対応に改修した各機能について、適用日から本稼働させる。 (詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。) |

(3) 移行モデルの提示

ア 代表的な移行モデルと移行作業概要

本中間報告では、アンケート結果を踏まえて、システムの改修及びデータ移行に係る類型の中から、構成比が高い類型 B-1 と類型 C-1 の組合せを、代表的な移行モデルとして選定し、その移行モデルの概要を「表 3-15」に示す。

表 3-15 代表的な移行モデルの概要

| 代表的な移行モデルにおける類型 | | 移行モデルの概要 |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| システム改修 | データ移行方法 | |
| B-1 | C-1 | <ul style="list-style-type: none">・ 既存住基システムは、オープン系独自開発である。・ 既存住基システムの住民票データは、個人レコードで管理している。・ 住基法改正への対応は、既存住基システムを独自に改修して対応する（個別対応）。・ 外国人登録原票の内容を、既存外国人登録システムに登録して管理しており、移行ツールを用いて、データの移行が可能である。・ 既存外国人登録システムの外国人登録者のデータと、外国人登録原票の登録内容が、一致している。・ 国保、年金、児童手当、介護保険、後期高齢に係る業務はシステム化されており、移行ツールを用いて、データの移行が可能である。 |

「表 3-15」で示した代表的な移行モデルについて、フェーズと移行作業の関連性について説明する。フェーズごとに実施する想定される移行作業の概要について「図 3-10」に示す。類型ごとに移行作業の内容が異なる点については、「イ 移行モデルにおける移行作業詳細」を参照する。

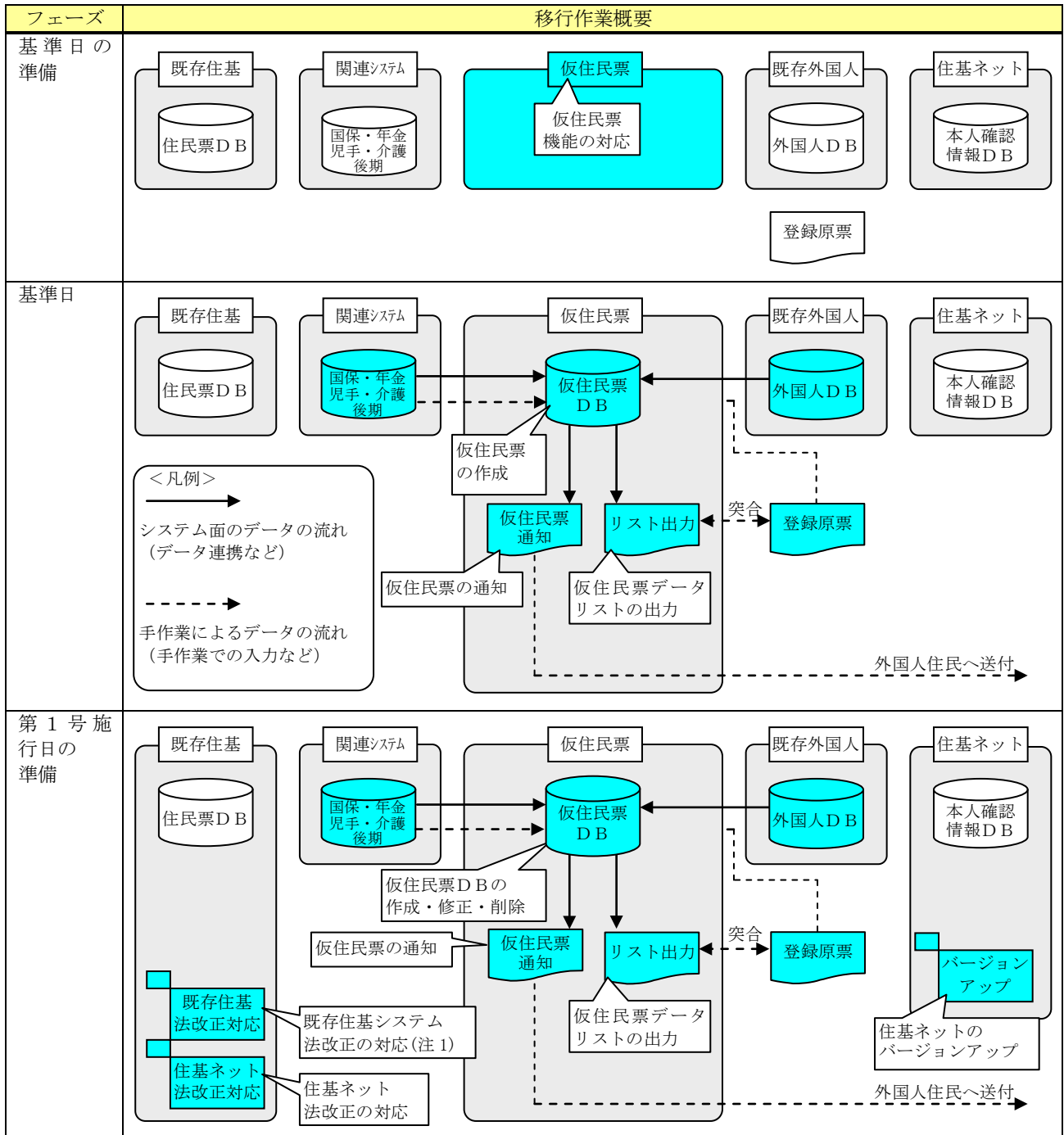
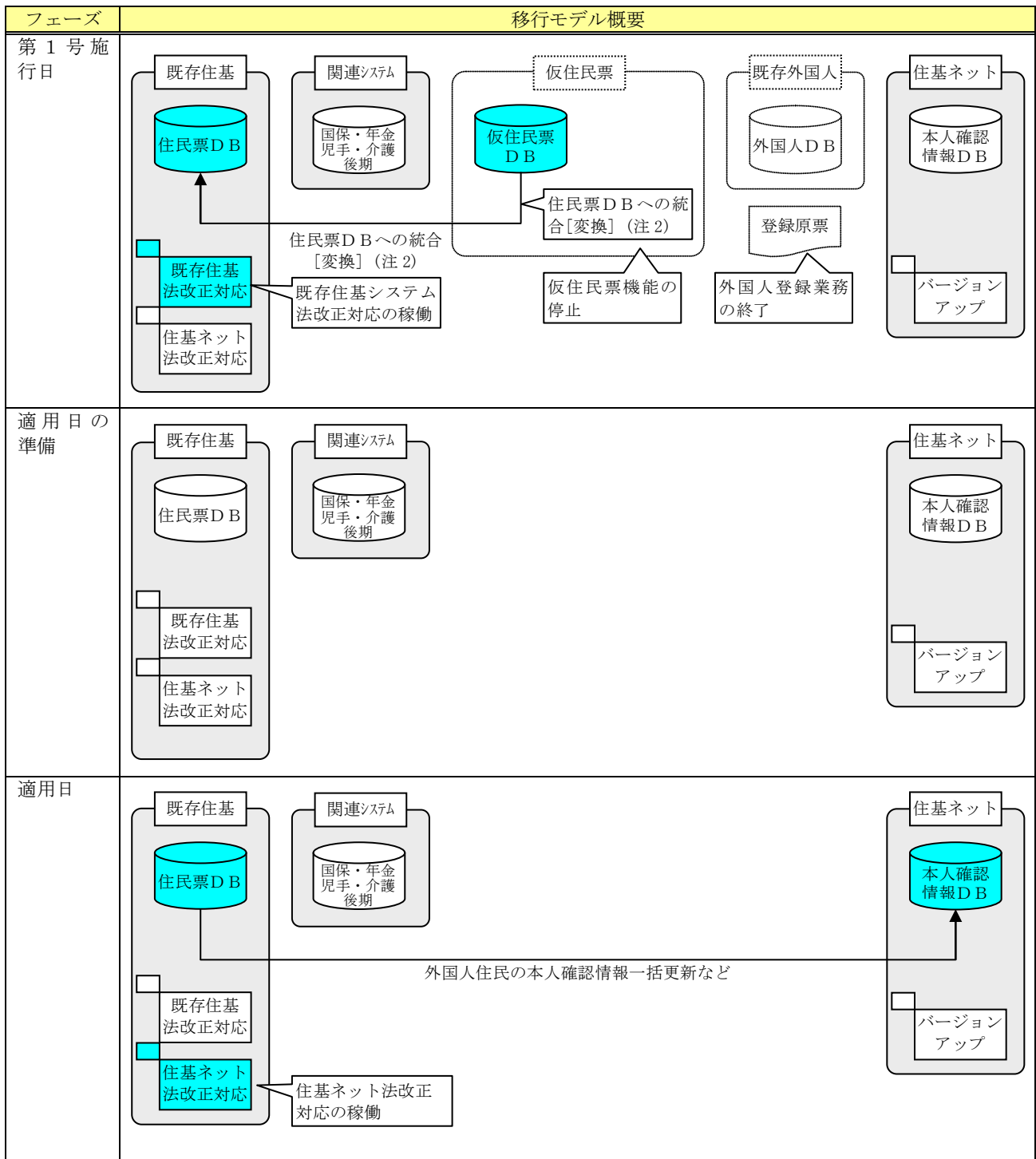


図 3-10 代表的な移行モデルで想定される移行フェーズと移行作業概要(1/2)



※ 既存住基システムと関連システムのデータ連携については、当該移行概要では示していない。

(注1) 法改正対応のシステム導入について、基準日以降の準備作業負荷軽減の観点から、基準日前に完了しておくことも考えられる。

(注2) 第1号施行日の準備フェーズにおける仮住民票DB作成・修正・削除の作業終了後、第1号施行日に行う。

図 3-10 代表的な移行モデルで想定される移行フェーズと移行作業概要(2/2)

イ 移行モデルにおける移行作業詳細

「ア 移行モデルと移行作業概要」で示した、フェーズごとに実施する移行作業の詳細と、本中間報告において参照すべき該当頁について「表 3-16」に示す。

なお、「表 3-16」に示す移行作業詳細においては、移行モデルとして選定した類型 B-1 と類型 C-1 だけではなく、それ以外の類型についてもフェーズごとに実施する移行作業の詳細と該当頁を示す。

表 3-16 移行モデルで想定される移行作業詳細と該当頁(1/3)

| 項番 | フェーズ | 移行作業概要 | 類型 | | 移行作業詳細 | 該当頁 |
|----|--------|---------------|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| | | | システム改修 | データ移行方法 | | |
| 1 | 基準日の準備 | 仮住民票機能の対応 | A-3 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> ベンダから提供された、仮住民票に必要となる機能を導入する。 仮住民票に必要となる機能を、独自に開発する。 | p40 |
| | | | A-1 A-2 B-1 | — | | |
| | | | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票機能には、以下に示す機能が網羅されていることが前提。 <ol style="list-style-type: none"> ①仮住民票データリスト出力機能 ②仮住民票作成機能 ③仮住民票修正機能 ④仮住民票削除機能 ⑤仮住民票印刷機能 | p40 ～ P42 |
| 2 | 基準日 | 仮住民票の作成 | — | C-1 C-2 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者のデータを、既存外国人登録システム又は電子データから抽出する。 | p51 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者に係る国保情報、年金情報、児童手当情報、介護保険情報、後期高齢情報を、関連システムから抽出する。 | p51 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者のデータに加えて、関連システムから抽出したデータ及び個人識別番号、世帯識別番号を付加して、仮住民票データベースに登録する。 | p51 |
| | | | — | C-3 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者のデータを、外国人登録原票に基づき、手作業での入力を行う。 | p50 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者に係る国保情報、年金情報、児童手当情報、介護保険情報、後期高齢情報を、関連システムから出力したリストなどに基づき、手作業での入力を行う。 | p50 |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者の入力に際しては、関連システムで付番していた個人識別番号及び世帯識別番号を設定する。 | p50 |
| 3 | | 仮住民票の通知 | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースを元に、仮住民票の記載事項を通知するための通知書などを印刷する。 | p40 P42 |
| | | 仮住民票データリストの出力 | — | C-1 C-2 C-3 | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースに登録されているデータをリスト出力する。出力したリストは、外国人登録原票との比較チェックに用いる。 | p50 p51 |

表 3-16 移行モデルで想定される移行作業詳細と該当頁(2/3)

| 項番 | フェーズ | 移行作業概要 | 類型 | | 移行作業詳細 | 該当頁 |
|----|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| | | | システム改修 | データ移行方法 | | |
| 5 | 第1号 施行日 の準備 | 仮住民票の 作成 | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | 基準日後に外国人住民に該当すると見込まれること となった者を、仮住民票データベースに登録する。 | p40 P41 |
| 6 | | 仮住民票の 修正 | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | 誤記訂正、複数国籍世帯への対応に伴う続柄変更な ど、外国人住民からの申告に応じて、仮住民票デー タベースを修正する。 | p40 P42 |
| 7 | | 仮住民票の 通知 | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | ・ 基準日後に外国人住民に該当すると見込まれる こととなった者について、仮住民票の記載事項 を通知するための通知書などを印刷する。 | p40 P42 |
| 8 | 第1号 施行日 の準備 | 仮住民票 データリス トの出力 | — | C-1 C-2 C-3 | ・ 基準日後に外国人住民に該当すると見込まれる こととなった者について、仮住民票データベー スに登録されているデータをリスト出力する。 出力したリストは、外国人登録原票との比較 チェックに用いる。 | p50 p51 |
| 9 | | 既存住基シ ステムの法 改正対応 | A-3 B-2 | — | ・ ベンダから提供された、既存住基システムに対 する法改正対応のオプション製品を導入する。 | p40 |
| | | | A-1 A-2 B-1 | — | ・ 既存住基システムにおいて、法改正対応に必要な 改修を行う。 ・ 既存住基システムの法改正対応においては、以下 に示す改修が網羅されていることが前提。 ①画面入出力の改修 ②異動処理の改修 ③帳票出力の改修 ④データベースの改修 ⑤宛名システム、関連システム連携の改修 ⑥出入国管理システム連携の改修 | p42 ～ p46 |
| 10 | 住基ネット の法改正対 応 | A-3 B-2 | — | ・ ベンダから提供された、既存住基システムに対 する住基ネット対応オプション製品を導入す る。 | p40 | |
| | | | | ・ ベンダにより、法改正対応オプション製品に同 梱されている場合も考えられる。 | p40 | |
| | | A-1 A-2 B-1 | — | ・ 既存住基システムにおいて、住基ネットの法改 正対応に必要な改修を行う。 | p45 p46 | |
| | | | | ・ 既存住基システムにおける住基ネットの法改正 対応においては、以下に示す改修が網羅されて いることが前提。 ①住基ネット連携の改修 | p45 p46 | |
| 11 | 住基ネット のバージョ ンアップ | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | ・ LASDEC から提供された、住基ネットに対する バージョンアップを実施する。(詳細は、LASDEC から提示) | — | |

表 3-16 移行モデルで想定される移行作業詳細と該当頁 (3/3)

| 項番 | フェーズ | 移行作業概要 | 類型 | | 移行作業詳細 | 該当頁 |
|----|----------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | システム 改修 | データ 移行方法 | | |
| 12 | 第 1 号 施行日 | 住民票 D B への統合 | A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> 仮住民票 D B のデータを、既存住基システムの住民票 D B へ統合する。 住民票 D B への統合後に、複数国籍世帯における続柄変更 (主に日本人住民のデータ) を行う。 | p58 ～ p61 |
| 13 | | 既存住基シ ステム法改 正対応の稼 働 | A-3 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> ベンダから提供された、既存住基システムに対する法改正対応のオプション製品を本稼働させる。 | p61 |
| | | | A-1 A-2 B-1 | — | <ul style="list-style-type: none"> 独自に開発した、既存住基システムに対する法改正対応機能を本稼働させる。 | p61 |
| 14 | 外国人登録 業務の終了 | 外国人登録 業務の終了 | — | C-1 C-2 | <ul style="list-style-type: none"> 既存外国人登録システム、又は汎用ソフトウェアの使用を停止する。 | p59 |
| | | | — | C-3 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録原票への記載を停止する。 | — |
| 15 | | | 仮住民票機 能の停止 | A-3 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> 住民票 D B への統合が完了した後に、ベンダから提供された、仮住民票機能を停止する。 |
| | | A-1 A-2 B-1 | — | <ul style="list-style-type: none"> 住民票 D B への統合が完了した後に、独自に開発した、仮住民票機能を停止する。 | p61 | |
| 16 | 適用日 | 住基ネット 対応 オプ ションの稼 働 | A-3 B-2 | — | <ul style="list-style-type: none"> ベンダから提供された、既存住基システムに対する住基ネット法改正対応オプション製品を本稼働させる。 | p64 |
| | | | A-1 A-2 B-1 | — | <ul style="list-style-type: none"> 独自に開発した、既存住基システムに対する住基ネット法改正対応機能を本稼働させる。 | p64 |

4 ヒアリング調査結果等の紹介

(1) ヒアリング調査の概要

ア ヒアリング調査の内容

法制度改正によって、日本人も外国人も同様に住基法に基づく手続に一本化されることになる。

外国人住民と日本人住民を隔てていた制度的な相違がなくなることを機に、各市町村には今までの住民窓口環境の改善を図り、外国人住民を含めた行政サービスの向上に取り組むことが期待されている。

ただし、実際には日本人住民の各種申請届出手続きであっても市町村間の総合窓口やワンストップといわれる取組みにはばらつきが存在する。

本調査研究では、ヒアリング調査等を通じて市町村の窓口の現状を把握することにより、法制度改正が窓口業務へ与える影響を調査するとともに、先進的な取組みを行う総合窓口の事例を通じて窓口改善モデルへの示唆を得ることを目的とする。

ヒアリング調査は、上記目的に照らして重要度の高い質問項目（アンケート調査で捕捉されない定性的な質問項目、実地調査を通じて本調査研究を掘り下げる質問項目、並びに窓口事務改善に関する質問項目）について市町村を訪問し調査するものである。

イ ヒアリング調査の実施

ヒアリング調査は、住民基本台帳人口、外国人登録者数、システム態様、総合窓口など先進的な取り組み状況等を勘案して抽出された 11 の市区町村を対象とした。

本章では、本報告作成時点で終了している 6 市区町村のヒアリング調査を通じて得られた総合窓口等の取りまとめ内容の一部を紹介する。

表 4-1 ヒアリング調査先一覧

| No. | 市区町村 | 住民基本台帳人口 | 外国人登録者数 | 地域 | システムベンダ | 総合窓口有無 |
|-----|------|----------|----------|-------|-----------|--------|
| 1 | A | 約 20 万人 | 約 2.2 万人 | 関東 | イ社 | 有 |
| 2 | B | 約 9 万人 | 約 0.1 万人 | 九州 | ロ社 | 有 |
| 3 | C | 約 10 万人 | 約 3.2 万人 | 関西 | ハ社 | 有 |
| 4 | D | 約 21 万人 | 約 0.9 万人 | 関東 | ニ社 | 無 |
| 5 | E | 約 3 万人 | 0.1 万人未満 | 甲信越 | ホ社 | 有 |
| 6 | F | 約 10 万人 | 約 0.2 万人 | 関西 | へ社 | 有 |
| 7 | G | 約 80 万人 | 約 3.4 万人 | 東海 | へ社 | 有 |
| 8 | H | 約 51 万人 | 約 0.3 万人 | 中国・四国 | ホ社 | 有 |
| 9 | I | 約 28 万人 | 約 3.4 万人 | 関東 | 職員がメンテナンス | 有 |
| 10 | J | 約 18 万人 | 約 0.4 万人 | 関東 | ト社 | 有 |
| 11 | K | 約 7 万人 | 約 0.1 万人 | 東北 | ト社 | 有 |

- ・調査方法 : ヒアリングシートを基にした対面によるヒアリング
- ・対象市区町村 : 11 市区町村 (2009 年 11 月末現在 6 市区町村)
- ・実施時期 : 2009 年 10 月 27 日～同年 12 月中旬(予定)
- ・対応者 : ①住民基本台帳担当課職員
②外国人登録担当課職員
③情報システム担当課職員

(2) ヒアリング調査結果

ア 法制度改正の窓口業務への影響

法制度改正によって、日本人も外国人も同様に住基法に基づく手続に一本化されることになる。

この取扱い変更にあたって課題となることを含めヒアリング結果を紹介する。

(7) 外国人住民を日本人住民と同一の窓口で取扱う上での課題

現行の外国人登録制度のもとで、法制度に合わせて外国人登録の窓口は日本人住民とわかれて設置されているケースは多い。また、外国人登録者数が多い市町村では外国人登録だけに特化した窓口を法制度改正後も設置し続ける業務上の合理性はある可能性もある。

この窓口同一化全般については、ヒアリング調査を行った全ての市町村(2009年11月末現在 6市町村)で、組織的課題等はあるものの、基本的に窓口同一化に対応する方向で考えられていることが確認されている。

a 通訳

窓口同一化にあたり、窓口での市町村職員の外国人住民との言語コミュニケーションが課題になると想定されたが、ヒアリング調査では、外国人登録窓口で外国人住民が来庁する場合は、外国人住民本人が日本語を話せる場合か、日本語を話せるコーディネータ、職場の同僚、友人等と一緒に来庁する場合はほとんどであり、通訳に対する市町村職員のニーズ自体は低い結果であった。

また、アンケート調査結果でも、通訳が配置されている市町村は少数となっている。

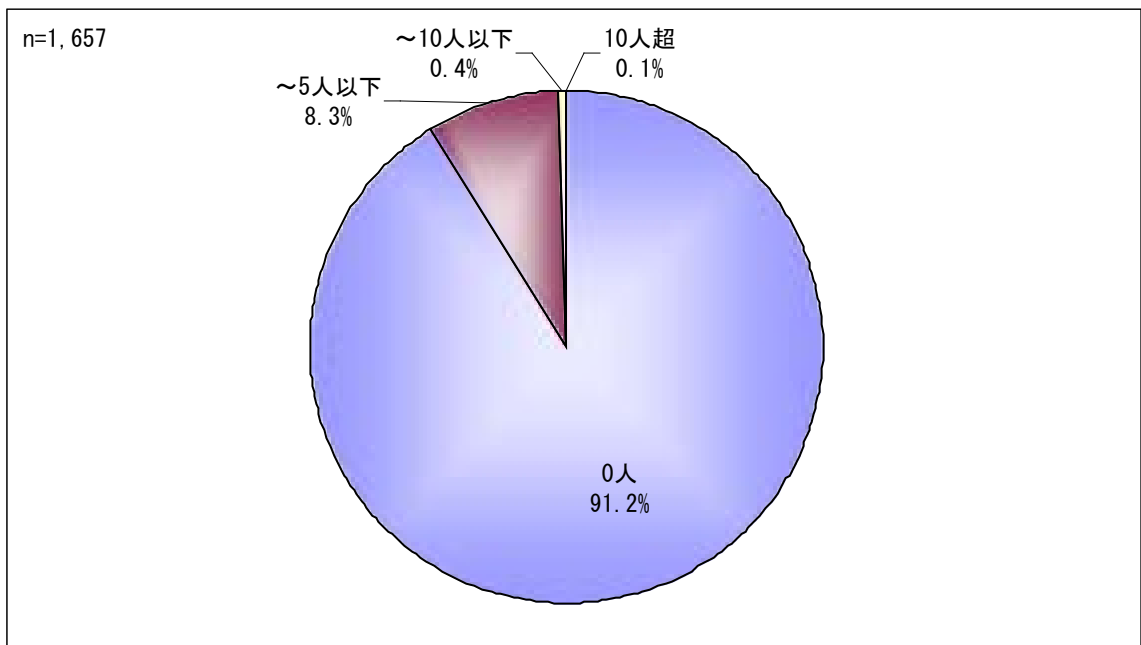


図 4-1 通訳の配置

外国人登録業務の現状は、言語コミュニケーション上の負荷を外国人住民側が負担している側面があり、市町村が通訳を配置する必要がないことにはならないが、法制度改正に伴う窓口同一化で、通訳を配置していないことにより言語コミュニケーション上の混乱が発生する可能性は、全国的には高くはないと推察される。

ただし、外国人登録者数が多く、通訳を配置する必要性が高い市町村においては、法制度改正の周知、説明対応により一時的に混乱が発生する可能性はある。

b 支所・出張所

法制度改正によって、外国人住民については住民基本台帳制度や行政サービスにおいて日本人住民と同一の取扱いが基本となるのは、本庁だけではなく、支所・出張所も同様である。

ヒアリング調査結果では、現状で支所・出張所で外国人登録業務がなされているケースはほとんどなかった。

これは、外国人登録原票を紙で管理する必要があることに加えて、本庁の外国人登録業務が日本人住民とわかれていること、組織の事務所掌上の問題によるところが大きい。法制度改正で本庁の窓口同一化により、組織の事務所掌上の問題が解消されると考えられる。

本庁と支所・出張所間の業務切り分け・業務連携は、市町村によってさまざまであるが、行政サービスのあり方の問題として、外国人住民に限らず引き続き検討されていくと考えられる。一部の市町村では、支所改革を通じた行政サービス向上がみられる。

また、本庁だけでなく支所・出張所等も含めた組織の見直しと職員の教育が必要との指摘があった。

c 制度切替え・移行関係

(a) 繁忙期

ヒアリング調査では、現行業務の繁忙期の確認も行った。

ヒアリング調査では、外国人登録業務の繁忙期は日本人住民と同様に3・4月や9・10月であった。ただし、製造業など市町村の産業特性によって8月や1月が繁忙期の市町村もある。

法制度改正との関係では、基準日から第1号施行日の間、市町村は該当者への仮住民票の作成及び外国人本人に対する通知、並びに修正等を行う必要があるが、市町村では繁忙期を踏まえた対応を検討する必要がある。繁忙期が仮住民票作成等の作業期間と重なる場合は、十分な対応検討が必要となる。

(b) 住所等の履歴

ヒアリング調査では、現状相続関係の業務や帰化や自動車の廃車手続きで過去に遡って外国人登録原票の住所等を確認する事務処理に特に時間がかかっているとの指摘があった。

法制度改正後は、外国人登録原票を法務省へ返却することとなるが、市町村の行政サービス面も踏まえたスムーズな制度切替えが望まれる。

イ 総合窓口の取組みと窓口改善モデルへの示唆

法制度改正は、業務・システムを見直す機会でもある。日本人住民と外国人住民の窓口同一化はその一つとなるが、総合窓口やワンストップ化といわれる取組みは既に広く市町村で取組まれており、そのような取組みも含めた総合的な窓口のあり方を検討することが有効と考えられる。

総合窓口やワンストップといわれる取組みには、市町村間のばらつきが存在する。ここでは、ヒアリングを通じて把握した総合窓口の取組みの推進要因・阻害要因を分析し、窓口改善モデルへの示唆を得ることを目的とする。

なお、ヒアリング調査ではアンケート調査で捕捉されない定性的な質問項目等を確認しているが、アンケート調査においても全国の市町村に対して窓口業務に関する質問を設定した。アンケート調査結果のうち、住民基本台帳担当課向けの設問 8 から 13 で確認した結果を紹介する。

(7) 総合窓口の取組みの特性

a 自治体規模

まず、アンケート調査結果からは、総合窓口の設置有無については、自治体規模が大きくなるほど設置市町村が多く、総合窓口の取組み内容については、自治体規模が大きくなるほど、「市役所内の事務連携」の割合が高くなる傾向が確認された。

大規模自治体の取組み意識が高いことや、大規模自治体ほど課・係などのセクションが多くなるため総合窓口の取組みが必要になる一方、小規模自治体は、組織規模が小さいために結果的に総合窓口的な対応を行っている市町村が多いことが推察される。

なお、「その他の取組み」の回答として、「本庁は 1-2 に該当、支所は 1-3 に該当する」、「窓口へ各担当課より職員が出向き、住民が歩かなくても手続きができるようにしている」といった回答があった。

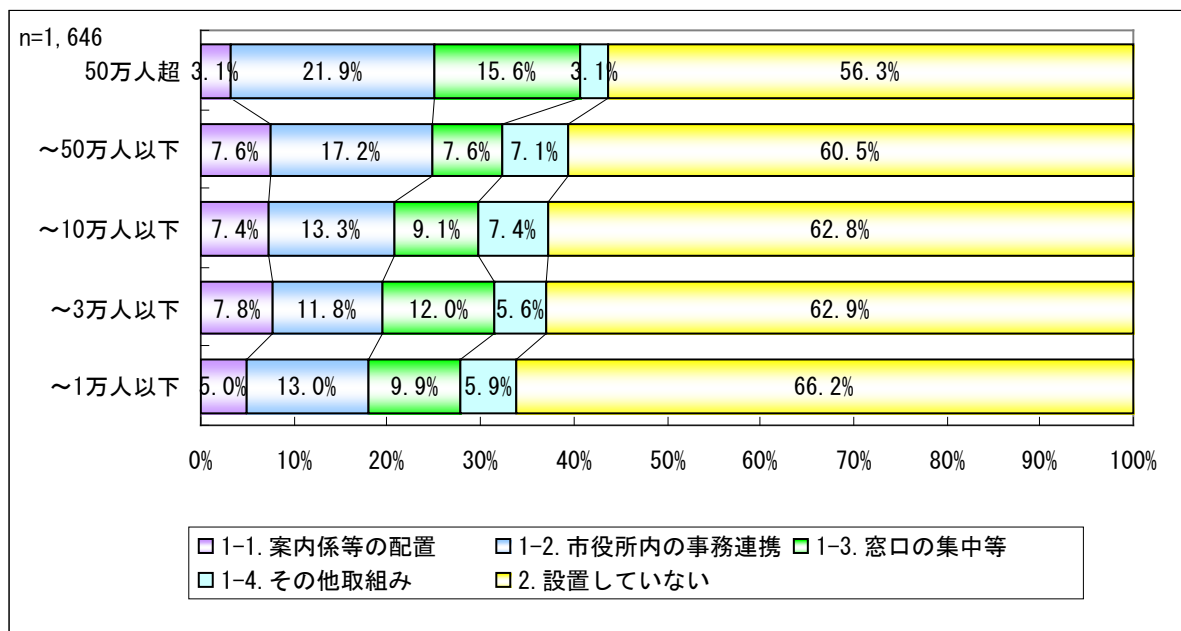


図 4-2 総合窓口の設置有無と自治体規模

また、規模の大きな市町村は、総合窓口支援システムの導入やベルトコンベア式の部署間連携など、システムティックな対応を取っているが、規模の小さな市町村はフロアマネージャーや案内係など人的資源による窓口充実で工夫する傾向がある。

総合窓口は、行政サービスの向上や顧客満足度の充足の手段と考えられるが、フロアマネージャー等人的資源の充実によって、システムティックな総合窓口の取組みと同様の効果が得られることはあると考えられる。

ただし、現在市町村の財政状況から人件費含む経費の削減圧力も高いと考えられるため、そのような人的資源の充実による取組みには、民間委託等の活用が不可欠となる。民間委託には業務の切り分けなどの組織的な整理が必要になる。

b スペース等物理的制約

総合窓口の取組みには、庁舎スペース等物理的な制約も影響すると考えられるが、ヒアリング調査では、各市町村でさまざまな庁舎スペースやレイアウト上の工夫がなされていることが確認された。例えば、職員の動線を意識したレイアウト変更を工夫して住民の待ち受けスペースを拡充する、事務機器の分散配置や曲線スペースの利用により限られたスペースを有効利用する、窓口の色分けを行い、視覚的にもわかりやすくなるような工夫を行うといった取組みがなされている。

(イ) 総合窓口の取組みの推進要因

総合窓口を実現する最大の推進要因について調査結果は以下のとおりとなった。

部課室横断的な取組みが突出して多く、次いで庁舎スペース等物理的な制約の改善、首長のイニシアティブが続いている。

一方、予算制約や法制度については低い結果となっている。

総合窓口の阻害要因は、庁舎スペース等物理的な制約を除けば、部課室横断的な取組みなど市町村の取組みによって解消できるものであり、予算制約や法制度による制約ではないと認識されていると推察される。その場合、首長のイニシアティブといった総合窓口の取組み契機が重要になると考えられる。

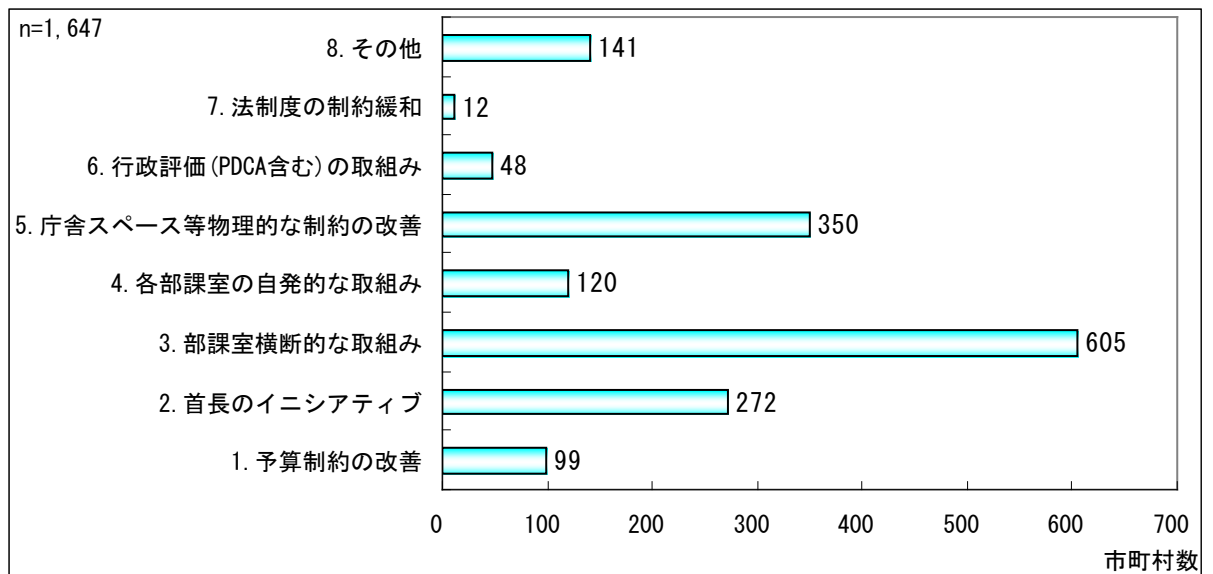


図 4-3 総合窓口を実現する最大の推進要因

a 首長のイニシアティブ

先進的な取組みをしている市町村の取組み契機は、首長のトップダウン的なイニシアティブであることが多い。部課室横断的な取組みがなかなかできない現状を考慮すると組織的な権限者の責任は大きいといえる。

また、トップダウンでの取組みは、プロジェクト体制を組んで推進されるケースが多い。

b 業務の見直し

市町村の予算規模にもよるが、システム関係予算が確保できる市町村であれば、「新電子自治体推進指針」(平成 19 年 3 月 20 日 総務省)等の指針によるシステムの標準化、BPR (Business Process Reengineering)の推進が業務見直しの契機となる。

総合窓口支援システムのソリューションはシステムベンダによって提供されているが、総合窓口支援システムの導入有無に関わらず、EA ドキュメントの整備などの現行業務の整理は、民間委託を検討する上で必要となる業務切り分けで有効と思われる。

民間委託は、正規職員の人員削減を目的として推進される場合もあるが、行政サービスに民間委託含む非正規職員が組み込まれることは一般化しており、公務員である正規職員と、非公務員含む非正規職員の最適な組み合わせについての検討も必要と思われる。

c 調達の見直し

総合窓口の取組みをしている市町村は、民間知見を活用する備品等の調達を行っている。総合窓口の取組みをするにあたり、民間知見を活用することは有効であり、調達の方法の工夫も併せて実施すべきである。

ただし、民間知見の活用はベンダ依存の側面もあり、また全国規模ベンダの他の提供事例と似た取組みに陥りがちである。民間の知見を活用しつつも、現場職員の経験・感覚と市町村の独自性を発揮した取組みとする工夫が求められる。

5 戸籍の附票記載事項通知の検討

戸籍の附票記載事項通知について、住基ネットを経由して本籍地市町村と送受信する場合に、検討すべき事項の方向性と留意事項を整理する。

表 5-1 戸籍の附票記載事項通知の送受信における検討事項の方向性と留意事項

| フェーズ | 分類 | 検討すべき事項 | 方向性及び留意事由 |
|-----------|---------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号施行日の準備 | 異動処理 | 異動処理を制御するアプリケーション | <ul style="list-style-type: none"> 日本人住民に対して「転入」「職権記載等」「転出（国外転出）」「転居」「住所の修正」などの異動処理を行った場合、第1号施行日以降は、本籍地市町村へ戸籍附票記載事項通知を送信する。 具体的には、日本人住民に対して上記異動処理を行った場合は、住基ネットとの連携を制御するアプリケーションを呼び出すことなどが考えられる。 |
| | 住基ネット連携 | 住基ネットとの連携を制御するアプリケーション（注1） | <ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムと住基ネットとの連携を制御するアプリケーションに、戸籍附票記載事項通知の送受信に係るインターフェースの改修を行う。（詳細は、別途、LASDEC から提示される予定。） |
| | | 戸籍附票記載事項通知の取り込み機能（注2） | <ul style="list-style-type: none"> 第1号施行日以降、住所地市町村・転出地市町村から受信した戸籍附票記載事項通知を、住基ネットを通じて既存住基システムに取り込む機能を作成する。 具体的には、住基ネットから取り込んだ戸籍附票記載事項通知を、関連システム（戸籍等）へ送信することなどが考えられる。 |

（注1） 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点では想定であり、今後詳細な情報が提示される予定。

（注2） 住所地市町村・転出地市町村から住基ネットを通じて受信した、戸籍附票記載事項通知を既存住基システムに取り込む場合にのみ、該当する。

6 今後の報告計画

今後の報告予定は以下に示すとおりであり、平成 22 年 1 月に最終報告を予定している。

| 11 月 | 12 月 | 1 月 |
|----------------------|-------------------|------|
| 中間報告 II (本報告) | ▽ヒアリング (後半)の実施 | 最終報告 |

なお、最終報告では以下の内容を報告する。

◆**移行方法検討報告書**

法制度改正に伴う市町村の業務・システム移行のパターン等に関する報告

◆**標準仕様書**

法制度改正に伴う市町村の業務・システムのパターンを考慮した標準的な仕様を記載

◆**財政効果試算報告書**

法制度改正に伴い見込まれる財政効果の試算結果についての報告

◆**窓口事務の改善モデル**

法制度改正を踏まえた望ましい窓口環境・行政サービスに関する報告